

令和4年度
包括外部監査結果報告書

-環境対策事業及び廃棄物処理に関する財務事務の執行について-

令和5年3月

北九州市包括外部監査人
公認会計士 小島智也

目次

第1	監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	特定の事件として選定した理由	1
4	監査の対象	1
5	監査の方法	2
6	監査の期間	3
7	監査の実施者	3
8	利害関係	3
9	略号等	3
第2	監査対象の概要	5
1	北九州市の計画	5
2	監査対象部署の概要	16
3	市のごみ及び資源の流れ	25
4	全国の一般廃棄物の排出及び処理状況等について	26
5	市のごみ量及びリサイクル率の推移	28
6	歳入・歳出にかかる予算・決算の概要	31
第3	監査対象の選定理由、監査の視点及び監査手続の流れ	38
1	監査対象の選定理由	38
2	監査の視点	38
3	監査手続の流れ	38
第4	監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	39
1	監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	39
2	監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	45

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

環境対策事業及び廃棄物処理に関する財務事務の執行について

3 特定の事件として選定した理由

北九州市においては、公害を克服したという歴史があり、2008 年（平成 20 年）に国から「環境モデル都市」に選定（全国第 1 号）され、2011 年（平成 23 年）には国から「環境未来都市」に、OECD（経済協力開発機構）からは「グリーン成長都市」に選定されている。

また、2015 年（平成 27 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載の SDGs（Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標）においても、環境問題に関連する項目が目標の中に含まれており、さらに、近年においては地球温暖化や海洋プラスチックごみといった環境問題が大きくクローズアップされており、地球規模で対応すべき重要な課題として認識されている状況である。

北九州市の具体的な施策としては、2017 年（平成 29 年）11 月に「北九州市環境基本計画」を改定しており、SDGs の達成に向けては、『**「真の豊かさ」にあふれ、世界に貢献し、信頼される「グリーン成長都市」**』という SDGs 戦略（ビジョン）を掲げて、様々な取り組みを行っている。

このように、北九州市は環境問題の意識が高く、「北九州環境ブランド」を確立しており、廃棄物処理を含めた環境問題は社会的な注目を集めている状況である。

したがって、環境対策事業及び廃棄物処理に関する財務事務の執行について、合規性のみならず、有効性、効率性及び経済性の観点から監査することは市民にとっても意義があると判断し、監査テーマとして選定した。なお、環境施策については、2002（平成 14）年度包括外部監査のテーマとされていたが、既に 20 年経過しており、当時とは状況も大きく変わっていることから、特に問題ないものと判断している。

4 監査の対象

(1) 対象部署

環境対策事業及び廃棄物処理に関する財務事務の執行に関する部署として、以下の部署を監査対象として、各事業について監査を実施した。

ア. 北九州市環境局

➤ 総務政策部

- 総務課

- 環境学習課

- グリーン成長推進部
 - グリーン成長推進課
 - 再生可能エネルギー導入推進課
 - 環境イノベーション支援課
- 環境国際部
 - 環境国際戦略課
- 環境監視部
 - 環境監視課
 - 産業廃棄物対策課
- 循環社会推進部
 - 循環社会推進課
 - 業務課
 - 施設課
 - 新門司工場
 - 日明工場
 - 皇后崎工場
- 環境センター
 - 新門司環境センター
 - 日明環境センター
 - 皇后崎環境センター

イ. 出資団体

環境局が所管する出資団体のうち、本テーマに深く関係する以下の団体における財務事務について監査を行った。

- 公益財団法人北九州市環境整備協会

(2) 対象とした年度

監査の対象とした年度は、原則として令和 3 年度とし、必要に応じて、それ以外の年度についても対象とした。

5 監査の方法

(1) 監査の視点

- ア. 財務事務が、法令に従い、適切に行われているか。
- イ. 事務事業が経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。
- ウ. 各事業の経営状況の把握、分析及び進捗管理が適切に行われているか。
- エ. 各事業に関する予算は適正に配分され、所定の手続に従って、適正に執行されているか。

- オ. 過年度における包括外部監査の措置状況は適切であるか。
- カ. 所管する出資団体等の財政援助団体に対する指導監督は、適切に行われているか。

(2) 実施した監査手続の流れ

ア. 概要の把握

環境対策事業及び廃棄物処理に関する財務事務の執行について概要を把握するため、資料を入手し、担当者へのヒアリングを実施した。

イ. 監査対象とした各部署の財務に関する文書等の査閲及び担当者への質問

市環境局及び公益財団法人北九州市環境整備協会の財務に関する事務手続等について、各所管部署等の担当者への質問及び関連する文書等の査閲を行い、市の条例等への準拠性をはじめ、各監査要点について検討した。

ウ. 監査対象とした各工場及び環境センターへの現地調査

財産の状況を把握するため、各工場及び各環境センターの施設に行き、管理状況等の現地調査を実施した。

6 監査の期間

令和4年7月5日から令和5年2月8日まで

なお、詳細は、「第3 3 監査手続の流れ」に記載している。

7 監査の実施者

包括外部監査人	小島 智也	公認会計士
補助者	加藤 秀一	公認会計士
同	古家 崇行	公認会計士
同	吉野 任	公認会計士
同	小竹 エリナ	公認会計士
同	白石 尚久	公認会計士
同	川上 武志	弁護士

8 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9 略号等

本報告書中、一部の元号については、以下のとおり略語を使用している。

略語	元号	凡例
S	昭和	S50=昭和 50 年
H	平成	H12=平成 12 年
R	令和	R 元=令和元年

表中の数値については、単位未満を切捨てており、合計や差引が合わない場合がある。

なお、数値がゼロの場合は「-」とし、単位未満の場合及び計算結果がゼロとなる場合は「0」としている。

引用文、表及びグラフの下に、出所を記載している。表及びグラフについては、市からの提供資料等を基に監査人が作成している。

第2 監査対象の概要

1 北九州市の計画

(1) 北九州市環境基本計画

①計画策定の趣旨

市では、2004年（平成16年）10月、「世界の環境首都づくり」の実現に向けて、市民・NPO、事業者、行政などのあらゆる主体が協働して取り組むための行動計画として「グランド・デザイン」を策定し、この環境首都グランド・デザインに掲げた行動原則に基づいて環境首都づくりへの取り組みを進めてきた。

2007年（平成19年）10月に、この環境首都グランド・デザインを具体化する行動計画として、北九州市環境基本条例に基づく「環境基本計画」を策定し、様々な取り組みを進めてきた。本計画は平成24年度に改定が行われ、また、市の環境政策の進展、パリ協定やSDGsなど世界的な状況の変化を踏まえ平成29年度に改定が行われている。

②計画の位置づけ

本計画は、以下の性格を有している。

(ア)北九州市環境基本条例第8条に定める環境基本計画

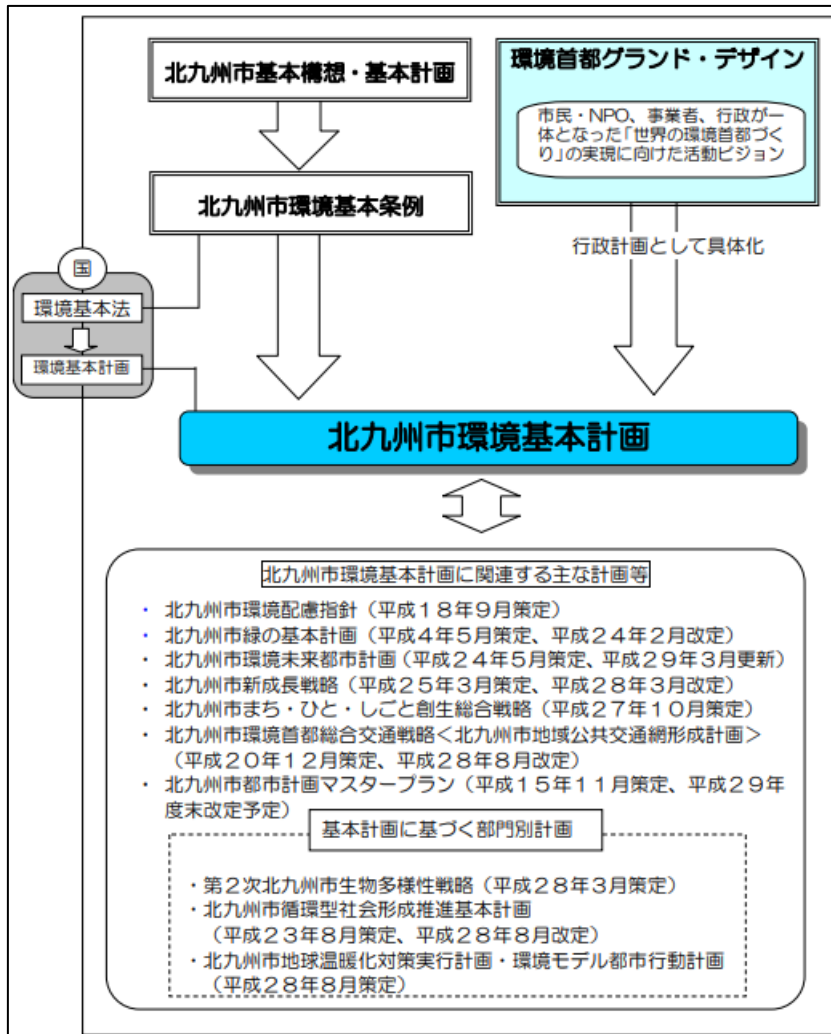
(イ)「世界の環境首都づくり」に向けて市民・NPO、事業者、行政が共に取り組む活動ビジョンである環境首都グランド・デザインに掲げる基本理念（「真の豊かさ」にあふれるまちを創り、未来の世代に引継ぐ）を実現するため、行政が取り組むことを明らかにし、その実効性を担保する行政計画

(ウ)環境首都グランド・デザインを踏まえつつ、SDGsを達成するための環境分野からの行政計画

(エ)北九州市基本構想・基本計画である「元気発進！北九州」プランの分野別計画

(オ)北九州市環境基本条例第8条第7項に基づき策定する環境の各部門計画（北九州市地球温暖化対策実行計画・第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画・第2次北九州市生物多様性戦略）の上位計画

(カ)北九州市環境未来都市計画、北九州市新成長戦略、北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略、北九州市環境首都総合交通戦略、北九州市緑の基本計画、北九州市都市計画マスタープラン、北九州市立地適正化計画、北九州市景観づくりマスタープラン、北九州市低炭素まちづくり計画等の環境分野における関連計画



※出所：「北九州市環境基本計画」より抜粋

※記載は計画策定当時のもの

③期間

期間は2017（平成29）年度から2021（令和3）年度までの5年間となっている。

なお、今後の改定に当たっては COP26（国連気候変動枠組条約第26回締約国会議）、COP15（国連生物多様性条約第15回締約国会議）や国の次期環境基本計画など国内外の動向を踏まえた政策を反映することが適当と考えられ、2023（令和5）年度までの2年間の計画延長が行われている。

④計画目標・施策体系

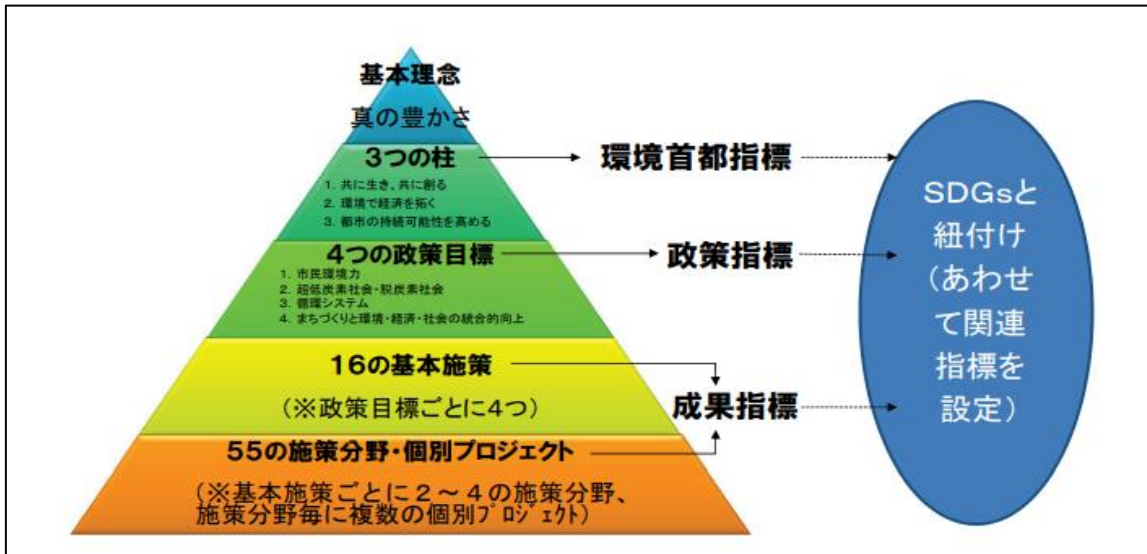


※出所：「北九州市環境基本計画」より抜粋

⑤目標達成の指標について

基本理念及び基本理念を実現するための3つの柱の達成に向けて、計画期間中に重点的に取り組むべき4つの政策目標が掲げられている。また、それを裏付けるため、

政策目標ごとに複数の基本施策とその施策分野が設定され、それらの進捗を図るための政策目標及び成果指標が設定されている。



※出所：「北九州市環境基本計画」より抜粋

【環境首都指標、政策指標及び成果指標】

<環境首都指標> (☆)

- ・共に生き、共に創る
 - ☆GHG 排出量／人口
 - ☆天然資源等消費量（有機性資源を除く）／人口
 - ※GHG（Green House Gas）：温室効果ガス
- ・環境で経済を拓く
 - ☆GRP／GHG 排出量
 - ☆GRP／天然資源等消費量（有機性資源を除く）
 - ※GRP（Gross Regional Product）：域内総生産
- ・都市の持続可能性を高める
 - ☆本市において環境基準を達成している人口割合
 - ☆人口当たりの緑地面積

<政策指標> (◎)	<成果指標> (成果指標のうち、特に本計画の進捗点検に活用するものは「○」、 補助指標は「・」) (同じ指標でも項目によって「○」「・」が異なることがある。)
第1 市民環境力の更なる発展とすべての市民に支えられた「北九州環境ブランド」の確立 ◎本市の環境政策の市民の認知度・満足度	1 環境活動と地域活性化の好循環 ○一般廃棄物のリサイクル率 ○市民一人当たりの家庭ごみ量 ○アンケート調査による食品ロス削減の取組実施率 ・市民・事業者への啓発による CO ₂ 削減量 ・燃料電池自動車の普及台数

<p><政策指標> (◎)</p>	<p><成果指標> (成果指標のうち、特に本計画の進捗点検に活用するものは「○」、補助指標は「・」) (同じ指標でも項目によって「○」「・」が異なることがある。)</p>
<p>◎市民の環境リテラシーと行動 ◎国内・海外からの環境首都・北九州市の認知度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水素燃料電池自動車への転換による CO₂削減量 ・まち美化ボランティア清掃参加者数 ・アンケート調査における地域でのまち美化清掃実行の割合 ・道路サポーター団体登録数 ・公園愛護会の結成数 ・河川愛護団体数 ・自然環境保全に取り組む団体への支援件数 ・事業者と市の連携協定数 ・SDGs に配慮する事業者数 <hr/> <p>2 ESD 等を通じた環境人財の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○北九州市環境首都検定の受検者数 ○アンケート調査における ESD 認知度 ○アジアの環境人財育成のための研修員等の受講者数 (単年度) ・長野緑地を利用した農業体験教室参加人数 ・エコライフステージ参加者数 ・ユネスコスクール本部への加盟登録数 <hr/> <p>3 市民間の対話・協働を通じた環境リスクへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境未来都市選定の認知度 ○アンケート調査における環境マスコットキャラクターの認知度 ・環境に関する学会やシンポジウムの開催数 ・事業者による自主管理計画策定数 <hr/> <p>4 国際協働等を通じた北九州環境ブランドの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境国際協力事業の実施件数 ○専門家派遣人数 (累計) ○研修生受入人数 (累計) ○アジアの環境人材育成のための研修員等の受講者数 (単年度) <p>【再】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境に関する技術・社会システム輸出プロジェクト推進数 ○アジアのグリーン成長推進のためのプラットフォーム構築事業のパイロット事業着手数 (都市数) ○環境分野の国際会議・国際イベントの開催数 ・MICE 開催件数 ・企業協議、ビジネスマッチング数 ・市内中小企業による中小企業アジア環境ビジネス展開支援事業申請書のダウンロード数と採択企業の事業の進捗状況確認件数、海外での実証事業の進出数 (単年度)
<p>第2 2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現</p>	<p>1 超低炭素社会を支えるストック型社会への転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ○省エネ投資額 ○公共交通人口カバー率 ○公共交通分担率

<p><政策指標> (◎)</p>	<p><成果指標> (成果指標のうち、特に本計画の進捗点検に活用するものは「○」、補助指標は「・」) (同じ指標でも項目によって「○」「・」が異なることがある。)</p>
<p>◎市域の CO₂ 排出削減量 ◎市域のエネルギー消費量 ◎市域の再生可能エネルギー等導入量 ◎アジア地域での CO₂ 排出削減量</p>	<p>○自家用車 CO₂ 排出量 ○H20～H29 までの 10 年間の森林整備面積 ・次世代エネルギー設備導入促進事業活用件数 ・城野ゼロ・カーボン先進街区形成事業純増住宅戸数 ・城野ゼロ・カーボン先進街区形成事業における長期優良住宅等の件数の割合 ・CASBEE 北九州（北九州市建築物総合環境性能評価制度）の年間届出件数 ・竹の搬出量と竹等粉碎機の貸出件数 ・工場緑地及び工場等緑化協定による緑地面積 ・都市公園面積 ・地域に役立つ公園づくりワークショップの開催地区数 ・市民協働による緑化や管理の箇所数 ・リニューアル対象橋梁の完成数 ・リニューアル対象トンネルの完成数</p> <p>2 超低炭素社会を実現する社会経済・技術・ライフスタイルのイノベーションと産業クラスターの構築 ○環境エレクトロニクス拠点化推進事業における研究者・技術者の集積、専門人材（パワエレ）の輩出及び環境エレクトロニクスにおける企業との共同研究数 ○市有施設のエネルギー消費原単位の改善 ○環境未来技術開発助成事業で助成した研究開発の事業化数 ・水素ステーションの設置件数</p> <p>3 次世代エネルギー拠点の総合的な形成 ○響灘洋上風力発電拠点化推進事業の選定計画に沿った、関連施設の設置に向けた協議数と雇用の創出数 ○地域エネルギー関係産業の創出や実証取組件数 ・水素ステーションの設置件数（累計）【再】 ・城野ゼロ・カーボン先進街区形成事業純増住宅戸数【再】 ・城野ゼロ・カーボン先進街区形成事業における長期優良住宅等の件数の割合【再】</p> <p>4 アジア規模での超低炭素社会実現 ○環境国際協力事業の実施研修件数【再】 ○アジアの環境人財育成のための研修員等の受講者数【再】 ○専門家派遣人数（累計）【再】 ○研修生受入人数（累計）【再】 ○環境に関する技術・社会システム輸出プロジェクト推進数、企業協議件数及びビジネスマッチング数【再】 ○アジアのグリーン成長推進のためのプラットフォーム構築事業のパイロット事業着手数（都市数）【再】</p>

<p><政策指標> (◎)</p>	<p><成果指標> (成果指標のうち、特に本計画の進捗点検に活用するものは「○」、 補助指標は「・」) (同じ指標でも項目によって「○」「・」が異なることがある。)</p>
	<p>・市内中小企業による中小企業アジア環境ビジネス展開支援事業申請書のダウンロード数と採択企業の事業の進捗状況確認件数、海外での実証事業の進出数(単年度)【再】</p>
<p>第3 世界をリードする循環システムの構築 ◎市民一人一日当たりの家庭ごみ量 ◎リサイクル率 ◎産業廃棄物最終処分率 ◎自然公園面積</p>	<p>1 3R プラスの推進と資源効率性向上 ○一般廃棄物のリサイクル率【再】 ○市民一人当たりの家庭ごみ量【再】 ○事業系一般廃棄物の削減率 ○資源化物(事業系)の増大 ○アンケート調査における食品ロスを削減するための取組実施率【再】 ○建設廃棄物の再資源化率 ○廃棄物の不法投棄量 ・市民一人あたりの年間古紙回収量 ・古紙回収に取り組むまちづくり協議会数 ・一般廃棄物に伴い発生するCO₂排出量 ・下水汚泥の資源化率 ・まち美化ボランティア清掃参加者数【再】 ・アンケート調査における地域でのまち美化清掃実行の割合【再】 ・地域エネルギー関係産業の創出や、実証取組件数【再】</p> <p>2 循環システムを支える施設整備・技術開発と循環産業拠点都市の形成 ○エコタウン事業による投資額及びエコタウン視察者数 ○環境に関する技術・社会システム輸出プロジェクト推進数、企業協議件数及びビジネスマッチング数【再】 ○アジアのグリーン成長推進のためのプラットフォーム構築事業のパイロット事業着手数(都市数)【再】 ○環境未来技術開発助成事業で助成した研究開発の事業化数【再】 ・広域連携協力体制等の相互確認回数 ・優良産廃処理業者の認定件数及び優良排出事業者の認定件数 ・市内中小企業による中小企業アジア環境ビジネス展開支援事業申請書のダウンロード数と採択企業の事業の進捗状況確認件数、海外での実証事業の進出数(単年度)【再】</p> <p>3 化学物質や有害物質の適正処理・適正管理 ○変圧器・コンデンサーの処理状況 ○安定器及び汚染物等の処理状況 ○ガイドラインに沿って化学物質管理を行っている企業数</p> <p>4 生物多様性の確保による自然循環 ○H20～H29 までの10年間の森林整備面積 ○本市で確認された「福岡県の希少野生生物」記載種 ・自然環境保全活動参加者数</p>

<p><政策指標> (◎)</p>	<p><成果指標> (成果指標のうち、特に本計画の進捗点検に活用するものは「○」、補助指標は「・」) (同じ指標でも項目によって「○」「・」が異なることがある。)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・環境首都 100 万本植樹プロジェクトにおける植樹数 ・工場緑地及び工場等緑化協定による緑地面積【再】 ・都市公園面積【再】 ・地域に役立つ公園づくりワークショップの開催地区数【再】 ・市民協働による緑化や管理の箇所数【再】 ・生態系情報を反映したパンフレットや計画等の作成 ・市内水産物の年間漁獲量 ・環境修学旅行生数 ・環境学習プログラムとしてのエコツアー参加人数 ・響灘ビオトープのガイドツアー参加人数 ・自然環境体験ツアーの参加人数
<p>第4 将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上</p> <p>◎大気質・水質の環境基準達成状況</p> <p>◎市内の環境産業の売り上げ高</p> <p>◎環境産業の雇用者数</p> <p>◎都市の DID 面積</p>	<p>1 安全・安心でレジリエント（強靱）なまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○媒体ごとの環境基準の達成状況 ○災害廃棄物処理計画の策定 ○地域エネルギー関係産業の創出や実証取組件数【再】 ・廃棄物の不法投棄量【再】 ・市内の CO₂ 排出削減量【再】 <p>2 環境と社会にやさしい快適なまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共交通人口カバー率【再】 ○公共交通分担率【再】 ○自家用車 CO₂ 排出削減量【再】 ○アンケート調査における食品ロスを削減するための取組実施率【再】 ・市民一人当たりの家庭ごみ量【再】 ・リニューアル対象橋梁の完成数【再】 ・リニューアル対象トンネルの完成数【再】 ・市有建築物長寿命化計画（設備機器）の充実 ・老朽空き家等除却促進事業の年間実施件数 ・北九州空き家バンクの登録件数及び成約件数 <p>3 環境産業育成と国際的なビジネスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域エネルギー関係産業の創出や実証取組件数【再】 ○北九州エコプレミアム選定件数 ○環境エレクトロニクス拠点化推進事業における研究者・技術者の集積、専門人財（パワエレ）の輩出及び環境エレクトロニクスにおける企業との共同研究数【再】 ○環境に関する技術・社会システム輸出プロジェクト推進数、企業協議件数及びビジネスマッチング数【再】 ・若者ワークプラザにおける就職決定者数 ・中高年齢者雇用環境づくり事業における中高年齢者のマッチング数 ・環境に配慮した農業に取り組んだ面積

<政策指標> (◎)	<成果指標> (成果指標のうち、特に本計画の進捗点検に活用するものは「○」、 補助指標は「・」) (同じ指標でも項目によって「○」「・」が異なることがある。)
	<ul style="list-style-type: none"> ・環境未来技術開発助成事業で助成した研究開発の事業化数【再】 ・専門家派遣人数(累計)【再】 ・研修生受入人数(累計)【再】
	4 SDGs 実現に向けた取組と環境ガバナンス ○SDGs に配慮する事業者数 ・事業者等との連携協定数

※出所：「北九州市環境基本計画」より抜粋

(2) 第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画

①計画策定の趣旨

市では2011年(平成23年)に「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定し、「循環型」の取り組みに「低炭素」と「自然共生」の取り組みを加え、“持続可能な都市のモデル”に向けた先駆的な廃棄物行政の取り組みを進めてきた。

一方、環境行政を取り巻く国内外の状況は大きく変化しており、近年では、プラスチックごみや食品ロスの問題の顕在化、自然災害の多発による災害廃棄物の大量発生や新型コロナウイルス感染症の拡大による生活様式の変化など、新たな課題への的確な対応が求められている。

このような社会情勢を踏まえ、環境モデル都市として、新たにSDGsの実現と脱炭素社会を見据えた本計画を策定し、取り組みを推進する。

②計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条で市町村に策定が義務付けられている「一般廃棄物処理計画」であり、食品ロスの削減の推進に関する法律第13条に規定される「市町村食品ロス削減推進計画」としても位置付けられる。また、北九州市環境基本条例に基づく北九州市環境基本計画の「部門別計画」でもある。

③期間

期間は2021(令和3)年度から2030(令和12)年度までの10年間となっている。

④計画目標

基本理念の実現に向けた様々な取り組みを進めるにあたって、達成すべき具体的な数値目標を次のとおり設定している。

計画目標の項目	2019(令和元)年度 (基準年度)	2025(令和7)年度 (中間目標年度)	2030(令和12)年度 (最終目標年度)
市民1人一日あたりの 家庭ごみ量(※1)	468 g	440 g 以下	420 g 以下
事業系ごみ量 (市の施設で処理した量)	180,582t	167,192t 以下	157,682t 以下
リサイクル率(一般廃棄物)(※2)	28.0%	30%以上	32%以上
うち、家庭系リサイクル率	33.1%	34%以上	36%以上
一般廃棄物処理に伴い発生する CO ₂ 排出量(※3)	88 千 t	60 千 t 以下	60 千 t 以下
産業廃棄物の最終処分量(※4)	203 千 t (H30 実績)	185 千 t 以下	170 千 t 以下

※1：家庭系ごみの将来予測値／推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)／年間日数

※2：リサイクル率＝資源化量／(ごみ量＋資源化量)

※3：CO₂排出量は、一般廃棄物の収集運搬、焼却、最終処分が発生したCO₂排出量から、焼却工場が発電し、売電した電力をCO₂換算(売電量×CO₂排出係数)した排出量を差し引いて算出

※4：これまでの経済動向をベースに、削減努力を継続した場合の将来予測値を目標値として設定

※出所：「第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画」

(3) 北九州市地球温暖化対策実行計画

①計画策定の趣旨

市は2016年度に策定した「北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画」に基づき、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を推進してきた。また、2020年10月29日には、国と歩調を合わせ、「2050年までに脱炭素社会の実現(温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする)」を目指す、ゼロカーボンシティを表明した。

同計画の最終年度を迎えるにあたり、最新の国内外の動向や科学的知見を踏まえながら、脱炭素社会の実現を見据えた温室効果ガスの削減目標や、緩和と適応に関する具体的な取り組みを定め、SDGs 未来都市である市としての地球温暖化対策をこれまで以上に加速させる必要がある。

②計画の位置づけ

地球温暖化対策推進法第21条に規定される地方公共団体実行計画(区域施策編)及び地方公共団体実行計画(事務事業編)として、また、気候変動適応法第12条に規定される地域気候変動適応計画として位置付けられる。また、北九州市環境基本条例に基づく北九州市環境基本計画の「部門別計画」でもある。

③期間

期間は2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間となっている。

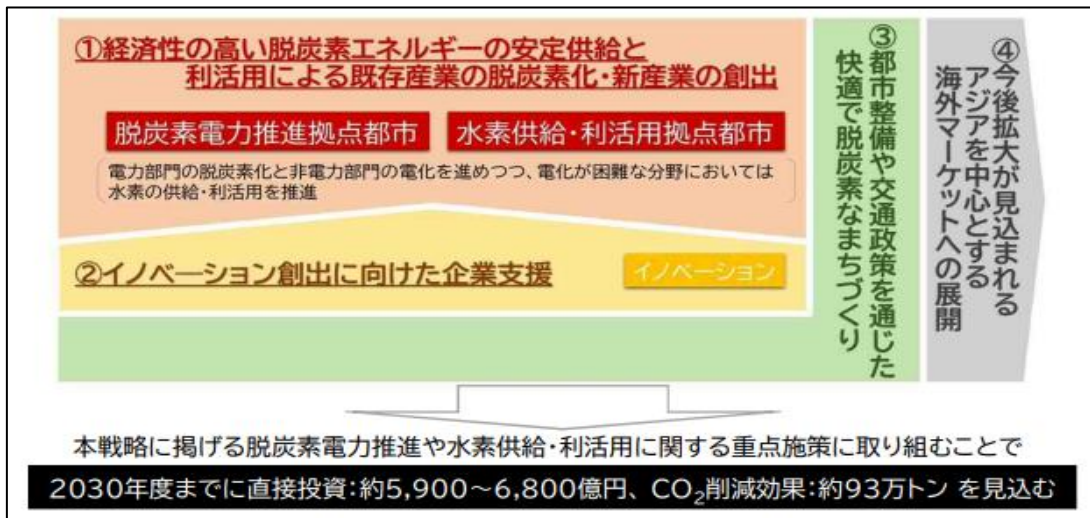
④計画目標

2050年 （目指すべき姿：ゴール）	市内の温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す （ゼロカーボンシティ）
2030年度 （達成目標：ターゲット）	2050年の実質ゼロの中間地点として、今後10年が極めて重要な期間と認識し、具体的な削減対策と効果を積み上げ、2013年度比で47%以上削減

⑤北九州市グリーン成長戦略

本戦略は「北九州市地球温暖化対策実行計画」を推進するためのアクションプランである。環境と経済の好循環による2050年ゼロカーボンシティに向けた取り組みの柱として同計画に掲げる「エネルギー脱炭素化」と「イノベーションの推進」について、本戦略の推進を通じて実効性を高めるものである。

<2050年の目指すべき姿に向けた基本戦略>



※出所：「北九州市グリーン成長戦略【概要版】」より抜粋

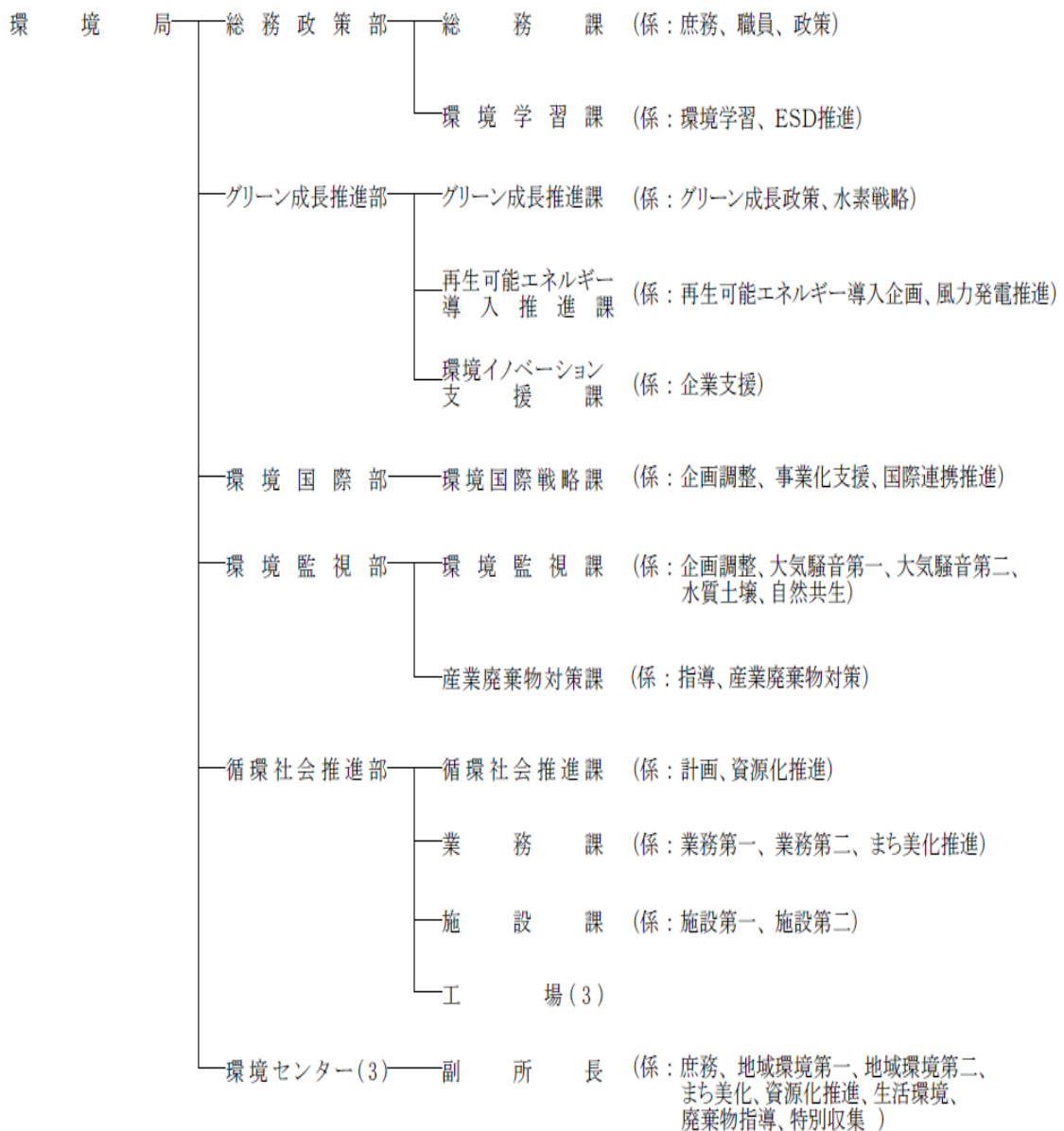
2 監査対象部署の概要

監査の目的、趣旨と照らし、監査対象としたのは、環境局及び公益財団法人北九州市環境整備協会である。

(1) 環境局

監査対象部署である環境局の組織図は以下のとおりである。

【環境局組織図】



※出所：市ホームページ

【環境局における事業】

①環境局における部課ごとの事業一覧

部課	各課事業の重点項目	事業
総務政策部		
総務課	環境首都の実現を目指し、局全体の調整及び効率的な運営を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ OECD（経済協力開発機構）「SDGs モデル都市」プロジェクト推進事業 ・ 「北九州市の環境」の作成 ・ 被服購入 ・ 人権研修及び研究集会参加等 ・ 公用車リース事業 ・ 環境一般管理費 ・ 環境一般管理費（債務負担） ・ 環境局職員給 ・ 北九州市環境保全基金積立事業
環境学習課	環境首都の実現のため、市民環境力の持続的発展を目指し、様々な環境問題の解決に向け、市民一人ひとりが意識をもって行動を起こすことができるような仕組みづくりを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北九州環境みらい学習システム「ドコエコ！」推進事業 ・ ESD 活動支援事業 ・ 環境ミュージアム及び北九州エコハウス維持管理業務（指定管理） ・ 環境ミュージアム管理運営事業（公共） ・ 環境ミュージアム管理運営事業（その他） ・ 環境人材育成事業 ・ 市民環境力支援事業 ・ 「総合環境情報誌」の作成 ・ 環境施策広報事業 ・ 東田地区ミュージアムパーク創造事業 3 館連携企画展業務 ・ エコライフステージ 20 周年記念事業 ・ 環境首都検定 Web 受検推進事業 ・ 環境ミュージアム空調改修工事
グリーン成長推進部		
グリーン成長推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脱炭素化の推進 ・ 水素エネルギー社会の創造及び浸透 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車における次世代自動車普及事業 ・ 公用車における次世代自動車普及事業（債務負担） ・ エコドラ・ノーマイカー普及推進事業 ・ 公用車における燃料電池自動車普及事業（債務負担） ・ 燃料電池自動車導入助成事業 ・ 水素エネルギー社会構築推進事業

部課	各課事業の重点項目	事業
		<ul style="list-style-type: none"> ・北九州水素プロジェクト創出事業 ・CO₂フリー水素の社会実装推進事業 ・「脱炭素型ライフスタイル」転換推進事業 ・地球温暖化対策推進事業 ・国との連携による地球温暖化対策活動推進事業 ・公用車における燃料電池自動車普及事業
再生可能エネルギー導入推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域エネルギー政策の推進による、エネルギーの地産地消を目指した都市の実現 ・市有施設における省エネ・節電の取組による脱炭素社会の推進 ・中小企業等の省エネ導入経費の一部補助による脱炭素社会の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスエネルギー等活用推進事業 ・北九州市エコタウンセンター管理運営事業（エネパ管理分） ・北九州市役所環境・エネルギープロジェクト推進事業 ・再生可能エネルギーPR事業 ・浮体式洋上風力発電の導入可能性検討事業 ・中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進事業 ・北九州市風力発電人材育成事業 ・「北九州市グリーン成長戦略」策定事業 ・自律型エネルギー施設実証補助事業
環境イノベーション支援課	<p>「北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画」の5つの柱の一つである「環境が経済を拓く」を具現化していくため、資源リサイクルの推進・環境産業の高度化、企業の環境化など、脱炭素化に貢献する環境産業ネットワークを構築し、環境産業の振興に取り組む（本市における雇用・税収の増加）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北九州市エコタウンセンター管理運営事業（指定管理） ・北九州市エコタウンセンター管理運営事業 ・北九州市エコタウンセンター管理運営事業（公共） ・北九州市エコタウン事業 ・環境産業融資 ・環境産業ネットワーク形成事業 ・環境ビジネス創出支援事業 ・新規環境産業創出事業 ・環境未来技術開発助成事業 ・プラスチックスマート推進事業（関連産業の振興） ・小型電子機器等の再資源化促進事業 ・環境関連産業PR事業 ・響灘地区における温室効果ガス削減の見える化調査事業 ・北九州市エコタウンセンター改修事業
環境国際部		
環境国際戦略	本市はこれまで「世界の環境首都」の旗印のも	<ul style="list-style-type: none"> ・日中大気汚染・省エネ対策共同事業 ・北九州国際技術協力協会補助金

部課	各課事業の重点項目	事業
課	と、環境国際協力に加え、環境国際ビジネスにも力を入れ、都市間連携を基盤として、企業の海外展開を後押し、地域経済の活性化とアジアの環境改善に取り組んできた。今後も、環境国際協力と環境国際ビジネスを両輪として、都市環境インフラビジネス輸出等を通じて、アジアのグリーン成長と脱炭素化を牽引する都市として発展することを目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・地球環境戦略研究機関補助金 ・環境国際協力推進事業 ・アジアの環境人材育成拠点形成事業 ・アジア低炭素化センター技術輸出等推進事業 ・アジア低炭素化センター推進事業 ・中小企業アジア環境ビジネス展開支援事業 ・環境国際ネットワーク活用事業 ・新メカニズム構築事業 ・アジア低炭素化センター維持管理事業 ・アジア低炭素化センター公用車リース（債務） ・アジアにおける廃プラスチック対策プロジェクト推進事業 ・環境国際ビジネス新基盤構築事業 ・サステナブル環境ビジネス展開事業
環境監視部		
環境監視課	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本法等の環境法令や公害防止条例に基づき、大気汚染、水質汚濁、騒音振動等の監視測定（環境モニタリング）等を行い現状把握する。 ・その結果に基づき、本市の環境保全施策を検討、実施し、環境質の維持管理・向上に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・PRTR 推進事業 ・環境影響評価制度推進事業 ・土壌汚染対策事業 ・ダイオキシン類対策事業 ・PCB 処理事業に関する排出源・環境モニタリング事業 ・公共用水域における有害化学物質の環境調査及び情報提供事業 ・環境対策事業 ・大気汚染常時監視装置保全事業 ・大気汚染常時監視システム整備保守事業 ・大気汚染移動測定車更新 ・大気汚染移動測定車更新（再リース） ・大気汚染移動測定車更新（新車リース） ・環境測定機器整備事業 ・工場・事業場監視事業 ・PCB 適正処理推進事業 ・水生生物保全環境基準の類型指定に伴う水質調査事業 ・響灘ビオトープ運営事業 ・響灘ビオトープ園内管理事業 ・しる・わかる・ひろがる自然共生促進事業 ・生物多様性戦略推進事業

部課	各課事業の重点項目	事業
		<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全と利活用促進事業 ・響灘ビオトープ生物生息状況調査事業
産業廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の適正処理・3Rの推進 ・産廃事業者の環境関連法令の遵守・監視 ・産廃事業者の環境管理の取組の推進 ・不法投棄防止対策（監視パトロール、市民通報員の活用及び監視カメラの整備）の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理推進事業 ・不法投棄防止事業 ・監視カメラリース事業 ・不法投棄防止監視カメラ整備事業 ・不法投棄防止環境パトロール車リース事業 ・不法投棄防止環境パトロール車（3号車）リース事業 ・環境パトロール車（5号車）リース事業 ・不法投棄防止環境パトロール車再リース事業（1号車） ・草刈業務事務費
循環社会推進部		
循環社会推進課	<p>市民・事業者・NPO・行政など地域社会を構成する各主体が、SDGsの実現に向けて主体的・協動的に3R・適正処理に取り組むことを通じ、脱炭素社会も見据え、“持続可能な都市のモデル”を目指すことを基本理念とした「第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画」に掲げた目標の達成に向けた取組の推進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北九州市プラスチックスマート推進事業 ・食品提供マッチングモデル事業 ・一般廃棄物情報管理システム（債務） ・第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画推進事業 ・3R活動推進事業 ・地域特性型（メニュー選択方式）市民環境活動推進事業 ・広げよう食品ロス・生ごみ削減の環づくり事業 ・古紙・古着リサイクル推進事業 ・プラスチック製容器包装分別協力PR事業 ・一般廃棄物及び資源化物排出組成調査 ・一般廃棄物情報管理システム運営事業
業務課	<ul style="list-style-type: none"> ・有料指定袋製の運用や、家庭から出される一般ごみ・資源化物の効率的な収集体制構築により、ごみの適正処理及び減量化・資源化を促進する。 ・し尿の適正な収集・運搬及び小型合併浄化槽の普及促進を行うことにより、生活環境の保全や環境衛生の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい収集事業 ・ごみ処理業務委託 ・ごみ処理一般管理費 ・（R1～R7）ごみ収集用軽トラック等リース ・（R3～R4）ごみ収集用フックロール車リース ・公共施設のごみ処理委託（義務） ・粗大ごみ収集業務委託 ・粗大ごみ収集業務（システム） ・ごみステーション改善推進事業 ・ごみ収集指定袋制実施事業 ・ごみ収集指定袋制実施事業（債務負担） ・ごみ収集指定袋制実施事業（保管配送）

部課	各課事業の重点項目	事業
	<p>・市民・企業・ボランティア団体と連携してまち美化活動を実施するとともに、積極的に市民啓発を行うことにより、清潔で美しいまちづくりを推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・分別大事典の配布 ・災害時トイレ対策事業 ・し尿処理関係業務委託 ・し尿処理一般管理費 ・廃棄物処理手数料徴収事務 ・小型合併処理浄化槽設置整備事業 ・道路等清掃業務委託事業 ・地域環境活動等支援事業 ・北九州市環境衛生総連合会補助金 ・まち美化ボランティアへの助成事業 ・まち美化等啓発事業 ・「生活環境クリーン」サポート事業 ・業務課公用車リース（債務） ・（R2～R8）ごみ収集用軽トラック等リース ・（R3～R9）ごみ収集車用軽トラック等リース ・（R3～R9）業務課公用車リース ・粗大ごみ手数料キャッシュレス化事業
施設課	<p>一般廃棄物の中間処理に係る施設（焼却工場等）や廃棄物最終処分場等の施設整備、維持管理及び監視指導などの業務を通じて、廃棄物の適正処理、再資源化を推進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることで、市民が健康で安心して暮らすことのできるまちづくりに寄与する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工場等維持管理事業（公共） ・工場維持管理事業（コークス）（公共） ・工場等維持管理事業（コークス臨時） ・工場維持整備事業（公共） ・工場一般管理費（公共） ・工場一般管理費 ・工場運転管理委託 ・工場ごみ受入業務委託（H31～R3 年度） ・工場ごみ受入業務委託（R4～R6 年度） ・粗大ごみ処理委託化事業 ・事務所等維持管理 ・事務所等施設整備（公共） ・廃棄物処理に係る分析委託（公共） ・新門司工場機器整備事業 ・日明工場機器整備事業 ・皇后崎工場機器整備事業 ・皇后崎工場機器整備事業（債務） ・工場安定化整備事業（公共） ・新門司工場基幹的設備改良事業（支援事業） ・皇后崎工場施設健全化事業 ・工場公用車リース ・工場公用車リース（R2～R8 年度）

部課	各課事業の重点項目	事業
		<ul style="list-style-type: none"> ・西港し尿圧送所光触媒脱臭装置リース事業 ・かんびん資源化センター運転管理委託等（公共） ・プラスチック資源化センター運転管理委託等 ・新資源化センター建設事業 ・響灘廃棄物処分場管理業務（公共） ・響灘廃棄物処分場管理業務 ・響灘東2区画揚陸施設撤去事業 ・新日明かんびん資源化センター維持管理事業 ・新日明工場建設事業（PFI） ・新日明工場維持管理事業 ・現日明かんびん資源化センター他解体事業 ・新日明工場建設事業（負担金） ・新日明工場建設事業（負担金以外） ・市民トイレ整備事業 ・快適な市民トイレ改修事業

※出所：市提供資料を基に作成

②工場

【新門司工場】

所在地	北九州市門司区新門司3丁目79番地
敷地面積	51,038 平方メートル
竣工	平成19年3月
総工事費	229 億円
炉形式	連続運転式ごみ焼却施設（シャフト式ガス化熔融炉）
焼却能力	720t/日（240t/日×3炉）
焼却実績	約138,000t/年（令和3年度実績）
排ガス処理	乾式有害ガス除去装置（バクフィルタ）・触媒反応棟

※出所：新門司工場パンフレット

【日明工場】

所在地	北九州市小倉北区西港町96番地の2
敷地面積	33,933 平方メートル
竣工	平成3年3月
総工事費	125 億円
炉形式	連続運転式ごみ焼却施設（ストーカー式）
焼却能力	600t/日（200t/日×3炉）
焼却実績	約106,000t/年（令和3年度実績）

排ガス処理	乾式有害ガス除去装置（バクフィルタ）・湿式排ガス洗浄装置
-------	------------------------------

※出所：日明工場パンフレット

【皇后崎工場】

所在地	北九州市八幡西区夕原町2番1号
敷地面積	40,925 平方メートル
竣工	平成10年6月
総工事費	345 億円
炉形式	連続運転式ごみ焼却施設（ストーカー式）
焼却能力	810t/日（270t/日×3炉）
焼却実績	約 176,000t/年（令和3年度実績）
排ガス処理	半乾式有害ガス除去装置（バクフィルタ）

※出所：皇后崎工場パンフレット

③環境センター

以下の3つの環境センターにおいて、一般ごみの収集、資源ごみの収集、集団資源回収団体の登録受付、ごみ・し尿処理に関する指導等を行なっている。

- ・新門司環境センター（所在地：北九州市門司区新門司3丁目78番地）
- ・日明環境センター（所在地：北九州市小倉北区西港町24番地）
- ・皇后崎環境センター（所在地：北九州市八幡西区夕原町2番10号）

（2）公益財団法人北九州市環境整備協会

概要	公益財団法人北九州市環境整備協会は、浄化槽の法定検査（施設・水質）を実施することを目的に昭和52年2月に社団法人として設立されている。その後、廃棄物の適正処理並びに環境衛生に関する調査、研究、検査及び相談等を通じた生活環境健全化を推進するとともに公衆衛生の向上を図り、もって地域住民の福祉の増進に寄与する事業を展開し、昭和57年3月に財団法人として改組している。 平成24年4月には公益財団法人として認定を受け、現在まで事業を運営している。
所在地	北九州市戸畑区新池1丁目2番1号
設立年月日	昭和52年2月4日（昭和57年3月18日財団法人へ移行、平成24年4月1日公益財団法人へ移行）
基本財産	10,000 千円
北九州市の出捐金	3,000 千円（出捐の割合 30.0%）

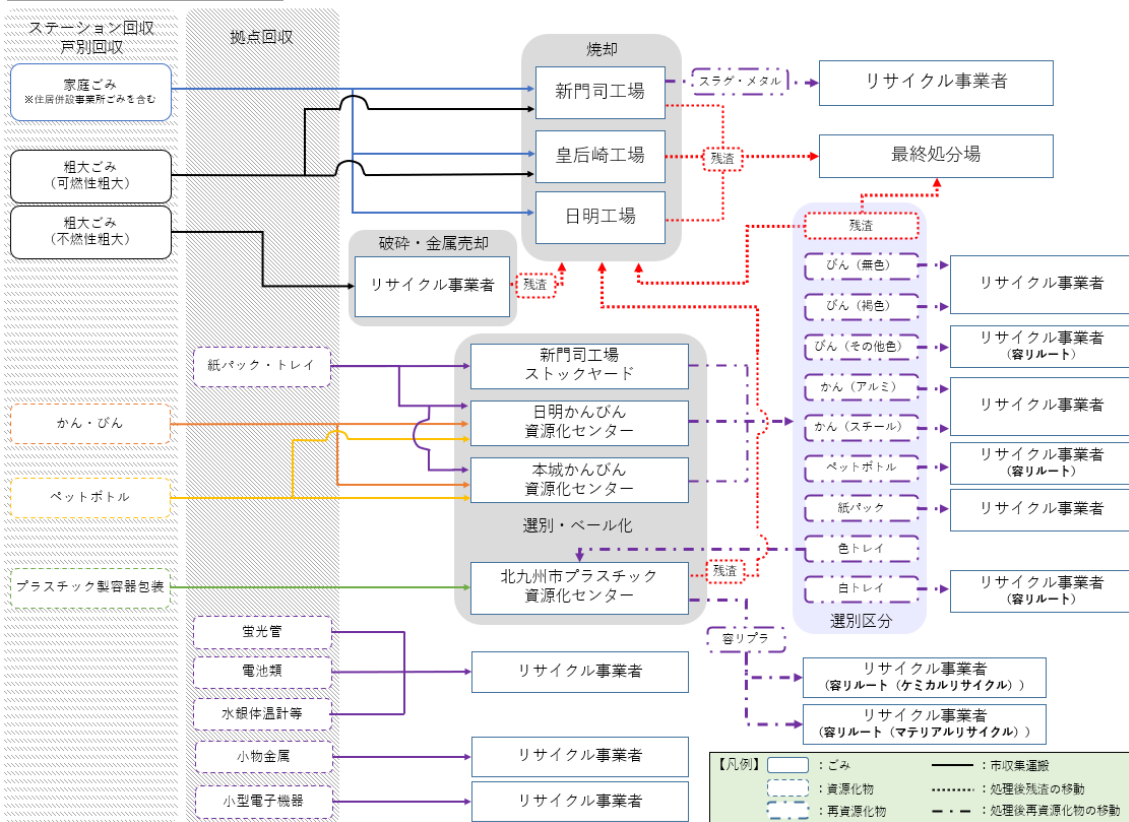
市からの ミッション	ごみ収集部門では、市民サービス水準を維持するとともに、収集コスト面で民間委託業者を牽制する役割を担う。 検査分析部門では、市内唯一の浄化槽法定検査機関としてその役割を着実に担うとともに、環境学習・啓発・国際協力事業を積極的に展開する。
---------------	--

※出所：市提供資料並びに公益財団法人北九州市環境整備協会提供資料を基に作成

3 市のごみ及び資源の流れ

市における、ごみ及び資源の流れは以下のとおりである。

市内一般廃棄物の流れ(R3年度版)



※出所：市提供資料

また、家庭ごみ及び資源の収集計画は下表のとおりである。

種別		収集回数	収集場所	1日稼働台数 (計画)
計画 収集	家庭ごみ	週2回	集積所	150台
	かん・びん・ペットボトル	週1回	集積所	132台
	プラスチック容器包装	週1回	集積所	132台
				18台
	紙パック・トレイ	—	回収ボックス	—
	蛍光管	—	回収ボックス	—
	水銀使用製品	—	区役所・出張所	—
	小物金属	—	回収ボックス	—
	小型電子機器	—	回収ボックス	—
	粗大ごみ・引越ごみ	申込制	各戸	—

※出所：市提供資料

4 全国の一般廃棄物の排出及び処理状況等について

環境省は令和4年3月29日に、令和2年度における全国の一般廃棄物（ごみ及びし尿）の排出及び処理状況等の調査結果を公表している。

①調査結果の概要

1. ごみの排出・処理状況

(1) ごみ排出の状況

- ・ ごみ総排出量 4,167 万トン（前年度 4,274 万トン） [2.5 % 減]
- ・ 1人1日当たりのごみ排出量 901 グラム（前年度 918 グラム） [1.9 % 減]

(2) ごみ処理の状況

- ・ 最終処分量 364 万トン（前年度 380 万トン） [4.2 % 減]
- ・ 減量処理率 99.1 %（前年度 99.0 %）
- ・ 直接埋立率 0.9 %（前年度 1.0 %）
- ・ 総資源化量 833 万トン（前年度 840 万トン） [0.9 % 減]
- ・ リサイクル率 20.0 %（前年度 19.6 %）

2. ごみ焼却施設の状況

(令和2年度末現在)

- ・ 施設数 1,056 施設（前年度 1,070 施設） [1.3 % 減]
 - ・ 処理能力 176,202 トン/日（前年度 177,001 トン/日）
 - ・ 1施設当たりの処理能力 167 トン/日（前年度 165 トン/日）
 - ・ 余熱利用を行う施設数 738 施設（前年度 742 施設）
 - ・ 発電設備を有する施設数 387 施設（前年度 385 施設）（全体の36.6%）
 - ・ 総発電能力 2,079 MW（前年度 2,079 MW） [—]
 - ・ 総発電電力量 10,153 GWh（前年度 9,990 GWh） [1.6 % 増]
- （約238万世帯分の年間電力使用量に相当）

3. 最終処分場の状況

(令和2年度末現在)

- ・ 残余容量 9,984万 m³（前年度 9,958 万m³） [0.3 % 増]
- ・ 残余年数 22.4 年（前年度 21.4 年）

4. 廃棄物処理事業経費の状況^(注1)

- ・ ごみ処理事業経費 21,290 億円（前年度 20,885 億円）
うち
 - 建設改良費 4,385 億円（前年度 4,150 億円）
 - 処理・維持管理費 15,752 億円（前年度 15,518 億円）

(注1) 国庫補助金交付要綱の適用を受けた災害廃棄物処理に係る経費を除く。

(主な結果)

・ ごみ総排出量は 4,167 万 t（東京ドーム約 112 杯分）、1人1日当たりのごみ排出量は 901g。

・ ごみ総排出量、1人1日当たりのごみ排出量ともに減少。

※出所：環境省ホームページ「一般廃棄物処理実態調査結果>統計表一覧>令和2年度調査結果」の一部抜粋

②リデュース（1人1日当たりのごみ排出量）取組の上位10位市町村（人口50万人以上）

人口50万人以上			
令和2年度		令和1年度	
1.	京都府 京都市 758.9 ㌘/人日	1.	東京都 八王子市 770.1 ㌘/人日
2.	愛媛県 松山市 763.2 ㌘/人日	2.	愛媛県 松山市 773.1 ㌘/人日
3.	東京都 八王子市 768.1 ㌘/人日	3.	神奈川県 川崎市 804.2 ㌘/人日
4.	神奈川県 川崎市 808.9 ㌘/人日	4.	埼玉県 川口市 827.2 ㌘/人日
5.	広島県 広島市 818.5 ㌘/人日	5.	京都府 京都市 836.7 ㌘/人日
6.	神奈川県 横浜市 823.2 ㌘/人日	6.	神奈川県 横浜市 839.3 ㌘/人日
7.	埼玉県 川口市 825.7 ㌘/人日	7.	広島県 広島市 852.6 ㌘/人日
8.	静岡県 浜松市 831.6 ㌘/人日	8.	静岡県 浜松市 864.3 ㌘/人日
9.	北海道 札幌市 845.1 ㌘/人日	9.	北海道 札幌市 866.9 ㌘/人日
10.	埼玉県 さいたま市 865.7 ㌘/人日	10.	神奈川県 相模原市 868.4 ㌘/人日

※出所：環境省ホームページ「一般廃棄物処理実態調査結果>統計表一覧>令和2年度調査結果」

③リサイクル（リサイクル率）取組の上位10位市町村（人口50万人以上）

人口50万人以上			
令和2年度		令和1年度	
1.	千葉県 千葉市 28.5 %	1.	千葉県 千葉市 30.1 %
2.	東京都 八王子市 26.7 %	2.	福岡県 北九州市 26.7 %
3.	愛知県 名古屋市 26.5 %	3.	東京都 八王子市 25.8 %
4.	新潟県 新潟市 26.3 %	4.	新潟県 新潟市 25.6 %
5.	福岡県 北九州市 24.9 %	5.	愛知県 名古屋市 22.9 %
6.	神奈川県 横浜市 23.5 %	5.	岡山県 岡山市 22.9 %
7.	埼玉県 川口市 23.2 %	5.	神奈川県 横浜市 22.9 %
8.	埼玉県 さいたま市 22.1 %	8.	埼玉県 川口市 21.7 %
9.	千葉県 船橋市 21.5 %	9.	北海道 札幌市 21.5 %
10.	北海道 札幌市 21.1 %	10.	埼玉県 さいたま市 20.4 %

※出所：環境省ホームページ「一般廃棄物処理実態調査結果>統計表一覧>令和2年度調査結果」

5 市のごみ量及びリサイクル率の推移

(1) 現状と達成目標について

ごみ量及びリサイクル率に関して、現状（令和3年度）及び令和12年度までの達成目標として設定する目標値は以下のとおりである。

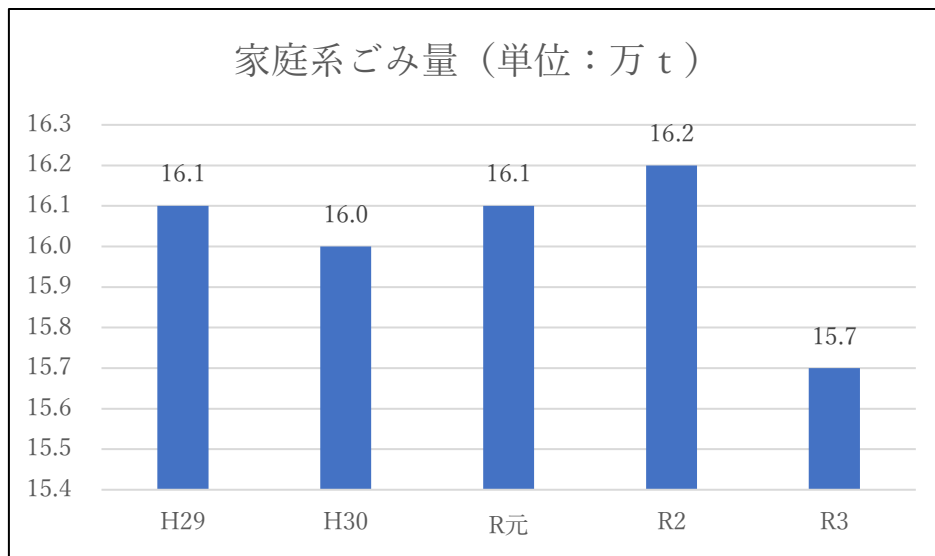
項目	現状（R3年度）	目標値（R12年度まで）
市民1人一日あたりの家庭ごみ量	462g	420g以下
事業系ごみ量	16.2万t	年157,682t以下
リサイクル率	全体 27.9% 家庭系 30.7%	全体 32%以上 家庭系 36%以上

※詳細については、「1北九州市の計画（2）第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画 ④計画目標」参照

(2) 市のごみ量について

ア. 家庭系ごみ量

直近5年間の市の家庭系ごみ量の推移は以下のとおりである。



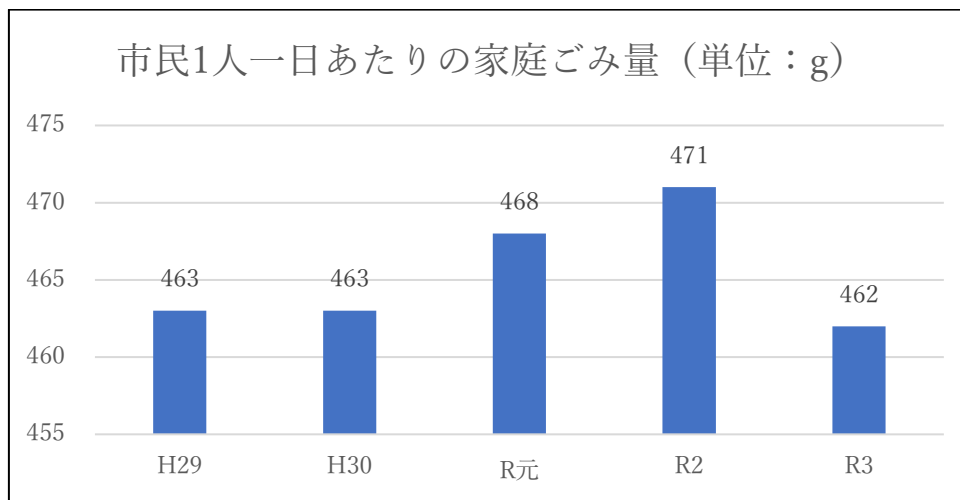
※出所：市ホームページ、ごみレポート2022

家庭系ごみ量は、平成29年度は16.1万tであり、その後、令和2年度まではほぼ横ばいであったが、令和3年度には15.7万tに減少し前年比で約3%の減少となっている。その背景として、人口減少の影響のほか、リサイクル・分別品目の拡大や、市民の3R（注）への取り組みなどが挙げられる。

（注）Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つのRの総称。

イ. 市民1人一日あたりの家庭ごみ量

直近5年間の市民1人一日あたりの家庭ごみ量の推移は以下のとおりである。



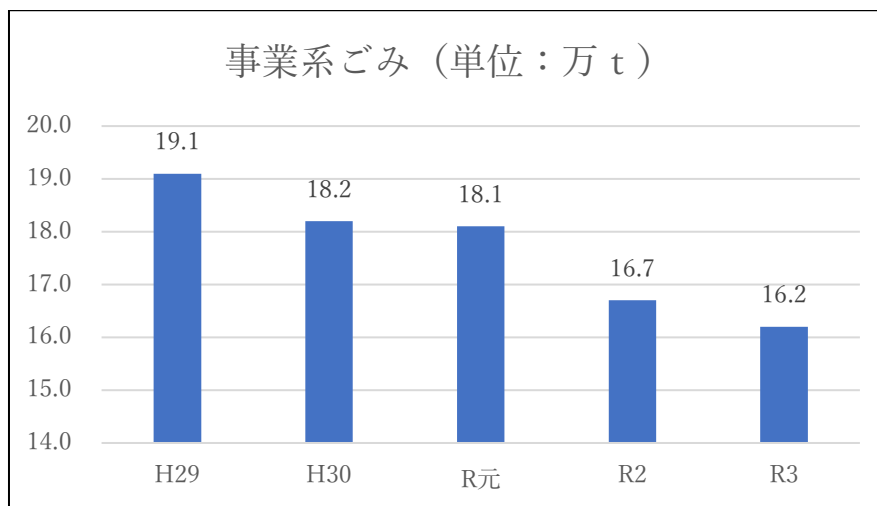
※出所: 市ホームページ、ごみレポート 2022

市民1人一日あたりの家庭ごみ量は、平成29年度は463gであり、その後、やや増加傾向となり令和2年度には471gとなったが、令和3年度には462gとなり前年比で約2%の減少に転じている。

前述「(1) 現状と達成目標について」のとおり、市が令和12年度までの達成目標として設定する市民1人一日あたりの家庭ごみ量は420gであり、令和4年度以降の9年間で更に約9%のごみ量の減少が求められる。

ウ. 事業系ごみ量

直近5年間の市の事業系ごみ量の推移は以下のとおりである。



※出所: 市ホームページ、ごみレポート 2022

事業系ごみ量は、平成29年度は19.1万tであり、その後、毎年減少し令和3年

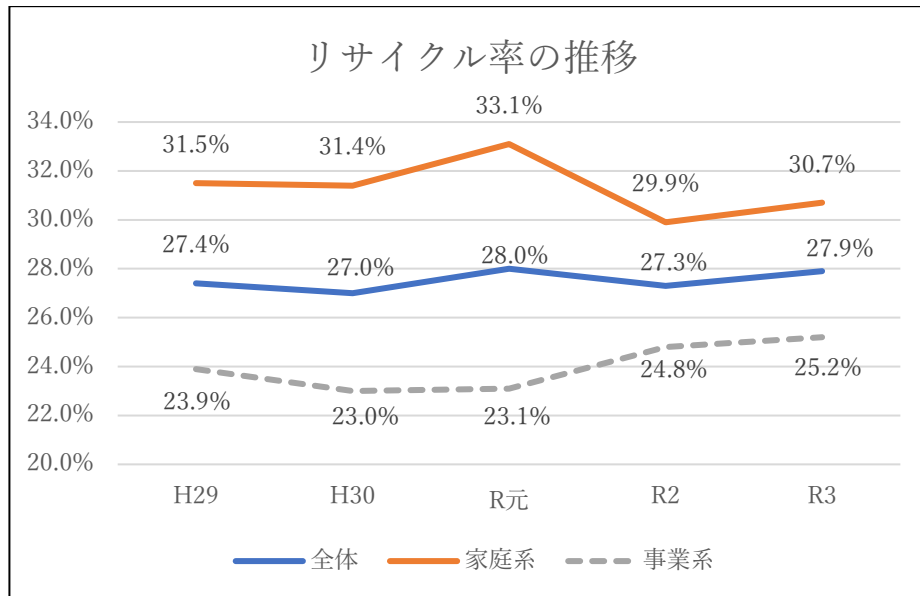
度には 16.2 万 t にまで減少しており、直近 5 年間の累計で約 2.9 万 t、約 15% の減少となっている。

この背景として、大規模な事業所や店舗、新規に開設した飲食業への指導・啓発、焼却工場での違反ごみの持ち込みチェックの強化などにより、事業者の理解や取り組みが促進されたこと等が挙げられる。

このように、事業系ごみ量は、直近 5 年間で順調に減少しており、前述「(1) 現状と達成目標について」のとおり、市が令和 12 年度までの達成目標として設定する事業系ごみ量は年 157,682 万 t であるから、令和 4 年度以降の 9 年間で更に約 2.5% の事業系ごみの減少が求められる。

(3) リサイクル率について

直近 5 年間の市のリサイクル率の推移は、以下の表のとおりである。



※出所：市ホームページ、ごみレポート 2022

市全体のリサイクル率をみると 27.0%~28.0% の狭い範囲内で推移しており、全体としてほぼ横ばいである。

家庭系ごみのリサイクル率は、平成 29 年度は 31.5% であったのに対し令和 3 年度には 30.7% に減少している。

事業系ごみのリサイクル率は、平成 29 年度が 23.9% であったのに対し令和 3 年度は 25.2% に増加している。

前述「(1) 現状と達成目標について」のとおり、市が令和 12 年度までの達成目標として設定するリサイクル率は、全体 32% 以上、家庭系 36% 以上であるから、令和 4 年度以降の 9 年間で全体として約 4.1%、家庭系約 5.3% のリサイクル率の向上が求められる。

6 歳入・歳出にかかる予算・決算の概要

環境局における令和元年度から3年度の予算・決算の概要は以下のとおりである。

(1) 令和元年度

<令和元年度 環境局決算（歳入）>

(単位：千円)

款 項	予算現額	収入済額	予算現額と収入 済額との差
16 分担金及び負担金	1,800	-	△1,800
1 負担金	1,800	-	△1,800
17 使用料及び手数料	3,633,897	3,652,075	18,178
1 使用料	3,865	4,474	609
2 手数料	3,630,032	3,647,601	17,569
18 国庫支出金	362,447	249,854	△112,593
2 国庫補助金	301,547	186,679	△114,868
3 委託金	60,900	63,175	2,275
19 県支出金	11,941	12,958	1,017
2 県補助金	11,550	12,649	1,099
3 県委託金	391	309	△82
20 財産収入	55,035	31,306	△23,729
1 財産運用収入	31,985	31,306	△679
2 財産売払収入	23,050	-	△23,050
21 寄附金	25,000	13,658	△11,342
1 寄附金	25,000	13,658	△11,342
22 繰入金	146,656	140,993	△5,663
1 特別会計繰入金	1,300	1,300	-
2 基金繰入金	145,356	139,693	△5,663
24 諸収入	4,645,405	3,893,663	△751,742
1 延滞金加算金及び過料	10	53	43
3 貸付金元利収入	492,108	4,479	△487,629
4 受託収入	41,611	19,133	△22,478
6 雑入	4,111,676	3,869,998	△241,678
25 市債	797,000	732,000	△65,000
1 市債	797,000	732,000	△65,000
合 計	9,679,181	8,726,507	△952,674

<令和元年度 環境局決算（歳出）>

（単位：千円）

款 項 目	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
5 環境費	14,826,825	13,656,953	129,350	1,040,522	92.1%
1 環境職員費	3,569,913	3,478,777	-	91,136	97.4%
1 職員費	3,569,913	3,478,777	-	91,136	97.4%
2 環境費	11,256,912	10,178,176	129,350	949,386	90.4%
1 環境総務費	703,806	585,660	-	118,146	83.2%
2 環境保全費	1,071,308	457,759	-	613,549	42.7%
3 ごみ処理費	3,972,830	3,782,999	44,540	145,291	95.2%
4 し尿処理費	374,178	367,427	-	6,751	98.2%
5 工場費	4,209,300	4,146,436	-	62,864	98.5%
6 環境施設建設費	925,490	837,895	84,810	2,785	90.5%
合 計	14,826,825	13,656,953	129,350	1,040,522	92.1%

※出所：市提供資料

(2) 令和2年度

<令和2年度 環境局決算(歳入)>

(単位:千円)

款 項	予算現額	収入済額	予算現額と収入 済額との差
17 分担金及び負担金	1,800	-	△1,800
1 負担金	1,800	-	△1,800
18 使用料及び手数料	3,564,117	3,523,823	△40,294
1 使用料	2,031	3,910	1,879
2 手数料	3,562,086	3,519,913	△42,173
19 国庫支出金	974,339	818,350	△155,989
2 国庫補助金	913,339	778,427	△134,912
3 委託金	61,000	39,923	△21,077
20 県支出金	12,003	11,773	△230
2 県補助金	11,612	11,350	△262
3 県委託金	391	423	32
21 財産収入	54,612	30,304	△24,308
1 財産運用収入	31,562	30,304	△1,258
2 財産売却収入	23,050	-	△23,050
22 寄附金	31,779	20,314	△11,465
1 寄附金	31,779	20,314	△11,465
23 繰入金	547,999	544,612	△3,387
1 特別会計繰入金	2,000	906	△1,094
2 基金繰入金	545,999	543,706	△2,293
25 諸収入	4,720,951	3,978,882	△742,069
1 延滞金加算金及び過料	10	51	41
3 貸付金元利収入	490,388	2,510	△487,878
4 受託収入	36,761	17,605	△19,156
6 雑入	4,193,792	3,958,716	△235,076
26 市債	2,285,800	1,943,800	△342,000
1 市債	2,285,800	1,943,800	△342,000
合 計	12,193,400	10,871,858	△1,321,542

<令和2年度 環境局決算（歳出）>

（単位：千円）

款 項 目	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
5 環境費	17,052,640	15,994,068	10,000	1,048,572	93.8%
1 環境職員費	3,421,896	3,403,446	-	18,450	99.5%
1 職員費	3,421,896	3,403,446	-	18,450	99.5%
2 環境費	13,630,744	12,590,622	10,000	1,030,122	92.4%
1 環境総務費	570,434	472,789	-	97,645	82.9%
2 環境保全費	1,140,041	445,137	10,000	684,904	39.0%
3 ごみ処理費	3,932,837	3,797,905	-	134,932	96.6%
4 し尿処理費	374,462	365,506	-	8,956	97.6%
5 工場費	4,519,675	4,425,515	-	94,160	97.9%
6 環境施設建設費	3,093,295	3,083,770	-	9,525	99.7%
合 計	17,052,640	15,994,068	10,000	1,048,572	93.8%

※出所：市提供資料

(3) 令和3年度

<令和3年度 環境局決算(歳入)>

(単位:千円)

款 項	予算現額	収入済額	予算現額と収入 済額との差
16 分担金及び負担金	1,800	-	△1,800
1 負担金	1,800	-	△1,800
17 使用料及び手数料	3,631,722	3,507,050	△124,672
1 使用料	2,176	3,108	932
2 手数料	3,629,546	3,503,942	△125,604
18 国庫支出金	271,252	175,823	△95,429
2 国庫補助金	185,731	115,402	△70,329
3 委託金	85,521	60,421	△25,100
19 県支出金	12,232	12,473	241
2 県補助金	11,841	11,857	16
3 県委託金	391	616	225
20 財産収入	32,011	31,125	△886
1 財産運用収入	32,011	31,125	△886
21 寄附金	40,000	13,803	△26,197
1 寄附金	40,000	13,803	△26,197
22 繰入金	132,288	99,345	△32,943
1 特別会計繰入金	4,000	1,529	△2,471
2 基金繰入金	128,288	97,816	△30,472
24 諸収入	4,747,456	4,203,054	△544,402
1 延滞金加算金及び過料	10	2	△8
3 貸付金元利収入	488,417	1,137	△487,280
4 受託収入	31,411	18,286	△13,125
6 雑入	4,227,618	4,183,629	△43,989
25 市債	2,315,400	1,714,500	△600,900
1 市債	2,315,400	1,714,500	△600,900
合 計	11,184,161	9,757,173	△1,426,988

<令和3年度 環境局決算（歳出）>

（単位：千円）

款 項 目	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
5 環境費	16,448,453	15,296,373	25,026	1,127,054	93.0%
1 環境職員費	3,253,185	3,248,750	-	4,435	99.9%
1 職員費	3,253,185	3,248,750	-	4,435	99.9%
2 環境費	13,195,268	12,047,623	25,026	1,122,619	91.3%
1 環境総務費	621,359	496,177	17,526	107,656	79.9%
2 環境保全費	1,148,680	451,257	7,500	689,923	39.3%
3 ごみ処理費	3,912,320	3,822,760	-	89,560	97.7%
4 し尿処理費	334,039	327,787	-	6,252	98.1%
5 工場費	4,842,235	4,694,398	-	147,837	96.9%
6 環境施設建設費	2,336,635	2,255,244	-	81,391	96.5%
合 計	16,448,453	15,296,373	25,026	1,127,054	93.0%

※出所：市提供資料

（４）ごみ処理に関連する歳出について

令和元年度から令和3年度のごみ処理に関連する歳出及びごみの処理量の状況は、以下のとおりである。

<ごみ処理に関連する歳出>

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ごみ処理費	3,782,999 千円	3,797,905 千円	3,822,760 千円
し尿処理費	367,427 千円	365,506 千円	327,787 千円
工場費	4,146,436 千円	4,425,515 千円	4,694,398 千円
環境施設建設費	837,895 千円	3,083,770 千円	2,255,244 千円
合 計	9,134,757 千円	11,672,696 千円	11,100,189 千円
ごみ1kgあたりの 処理費用（注1）	約 26,709 円	約 35,479 円	約 34,796 円

※出所：市提供資料

注1：監査人による以下の計算式の結果による。

ごみ処理に関連する歳出合計 / （家庭系ごみ量 + 事業系ごみ量）

令和7年に稼働を開始する予定の新日明工場の建設に関連する支出が「環境施設建設費」に含まれているため、令和2年度及び3年度の歳出額は増加している。

【参考】ごみの量

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
家庭系ごみ量（注2）	16.1 万 t	16.2 万 t	15.7 万 t
事業系ごみ量（注3）	18.1 万 t	16.7 万 t	16.2 万 t
合計	34.2 万 t	32.9 万 t	31.9 万 t

※出所：環境情報誌「ていたんプレス」

注2：資源化物を除く

注3：市の施設で処理した量

第3 監査対象の選定理由、監査の視点及び監査手続の流れ

1 監査対象の選定理由

「第2 監査対象の概要」を踏まえて、環境局に加えて、出資団体である「公益財団法人北九州市環境整備協会」を監査対象とした。

2 監査の視点

「第1 監査の概要 5 監査の方法 (1) 監査の視点」に記載した監査要点について、監査を実施した。

3 監査手続の流れ

(1) 概要の把握

公表されている環境施策に関する条例、規則、要綱、北九州市環境基本計画及び出資団体のホームページ等を閲覧した。

また、環境施策の概要を把握するために、環境局から各種資料を入手し、説明を受けた。

(2) 監査対象とした各所管部署に関する文書等の査閲及び担当者への質問等

監査対象とした財務事務等について、所管部署の担当者への質問及び関連する文書の閲覧等を行い、市の条例等への準拠性をはじめ各監査要点について検討した。

所管部署における文書の査閲及び質問等は、以下のとおり実施している。

【文書査閲及び質問等の実施状況】

実施日（令和4年）	対象部署等	調査内容
7月5日	環境局	全体概要把握のための予備調査
7月21,22,26,27日 8月1~4,8,9,16~19,23,25,26日 9月1,2,21日	環境局	文書の査閲及び質問 施設の視察
8月31日	公益財団法人北九州市環境整備協会	文書の査閲及び質問

第4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

上述の監査の視点に基づいて実施した監査の結果及び意見の概要は、以下のとおりである。詳細については、次の「2 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見」で述べる。

なお、「監査の結果」は、合規性の観点からの指摘事項に加えて、必ず改善すべきと認めるものであり、「監査の意見」は、指摘事項には該当しないが、必要性、経済性、効率性及び有効性の観点から、監査人が必要と認めて述べる見解である。

(1) 所管部署別の監査の結果及び意見の件数

所管部署別の監査の結果及び意見の件数は以下のとおりである。

所管部署		結果	意見
<環境局>			
全般事項		-	2件
総務政策部	総務課	-	5件
	環境学習課	-	2件
グリーン成長推進部	グリーン成長推進課	-	5件
	再生可能エネルギー導入推進課	1件	2件
	環境イノベーション支援課	1件	2件
環境国際部	環境国際戦略課	3件	4件
環境監視部	環境監視課	-	-
	産業廃棄物対策課	-	7件
循環社会推進部	循環社会推進課	-	7件
	業務課	3件	8件
	施設課	3件	8件
	工場（新門司工場、日明工場、皇后崎工場）	2件	1件
環境センター（新門司環境センター、日明環境センター、皇后崎環境センター）		1件	4件
<出資団体>			
公益財団法人北九州市環境整備協会		1件	3件
合計		15件	60件

(2) 所管部署別の監査の結果及び意見の項目

所管部署別の監査の結果及び意見の項目は、以下の表のとおりであった。

所管部署	事業	区分		項目	頁	
		結果	意見			
<環境局>						
(1) 全般事項	-		○	①印刷物の削減について	45	
	-		○	②情報の発信方法について	45	
(2) 総務政策 部 総務課	ア. 北九州市環境 基本計画の進捗評 価について		○	①基本計画の年度評価につ いて	50	
	イ. 「北九州市の 環境」の作成事業		○	①冊子の作成について	54	
	ウ. OECD（経済 協力開発機構） 「SDGs モデル都 市」プロジェクト 推進事業			○	①「OECD SDGs 北九州レ ポート」の製本及び配布につ いて	56
				○	②OECD からの提案につい て	57
				○	③予定価格の算定について	58
(3) 総務政策 部 環境学習課	ア. 北九州環境み らい学習システム 「ドコエコ！」推 進事業		○	①エコツアーガイドブック について	60	
	イ. 「総合環境情 報誌」の作成事業		○	①ていたんプレスの発行に ついて	62	
(4) グリーン 成長推進部 グ リーン成長推進 課	ア. 新・「脱炭素 ライフスタイル」 転換推進事業		○	①公募型プロポーザル方式 の進め方について	66	
			○	②公募型プロポーザル方式 の審査について	67	
			○	③業務委託の在り方につい て	67	
	イ. 公用車におけ る次世代自動車普 及事業		○	①市が設置する電気自動車 の車両充電設備について	69	
	ウ. エコドラ・ノ ーマイカー普及推 進事業		○	①ノーマイカー強化月間に ついて	71	
(5) グリーン 成長推進部 再 生可能エネルギ	ア. 中小企業の競 争力を生み出す脱 炭素化推進事業		○	①エネルギー使用量等を含 む省エネ活動実績報告書の 提出について	73	

所管部署	事業	区分		項目	頁
		結果	意見		
一導入推進課	イ. 北九州市役所 環境・エネルギー プロジェクト推進 事業		○	①市役所の電力使用量につ いて	75
			○	②市有施設の電力使用量に ついて	76
(6) グリーン 成長推進部 環 境イノベーション 支援課	ア. 環境未来技術 開発助成事業	○		①直接人件費について	77
	イ. 新規環境産業 創出事業		○	①北九州エコプレミアムロ ゴマークの使用許諾条件の 設定について	80
	ウ. 環境産業融資 制度		○	①環境産業融資制度の見直 しについて	82
(7) 環境国際 部 環境国際戦 略課	ア. 公益財団法人 北九州国際技術協 力協会に対する補 助金	○		①補助金申請の際の添付書 類について	84
	イ. 公益財団法人 地球環境戦略研究 機関に対する補助 金	○		①補助金申請の際の添付書 類について	87
	ウ. 環境国際ビジ ネス新基盤構築事 業	○		①予定価格の積算について	90
			○	②コンテストの受賞商品に ついて	91
	エ. サステナブル 環境ビジネス展開 事業		○	①助成対象経費について	93
			○	②助成事業の変更申請及び 承認について	94
	オ. その他全般に 関する事項		○	①見積書の日付について	96
(8) 環境監視 部 産業廃棄物 対策課	ア. 産業廃棄物処 理推進事業		○	①不法投棄防止夜間・早朝 監視業務の報告について	97
			○	②不法投棄防止監視カメラ 整備事業について	98
			○	③リース取引に該当するか について	99
			○	④不法投棄防止監視カメラ のリース契約について	101

所管部署	事業	区分		項目	頁
		結果	意見		
			○	⑤「北九州市産業廃棄物許可業者検索システム」の更新について	102
			○	⑥「ゆめみらいワーク2021」出展補助業務について	103
			○	⑦「令和3年度北九州市産業廃棄物3R適正処理推進講習会」について	104
(9) 循環社会推進部 循環社会推進課	ア. 第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画推進事業		○	①各年度における計画について	105
	イ. 北九州市プラスチックスマート推進事業		○	①専用ウェブサイトのアクセス管理について	107
			○	②専用ウェブサイトの有効性について	107
	ウ. 古紙・古着リサイクル推進事業		○	①提出書類の電子化について	109
			○	②提出書類の簡略化について	112
	エ. 食品提供マッチングモデル事業		○	①今後に向けた施策について	113
	オ. 広げよう食品ロス・生ごみ削減の環づくり事業		○	①生ごみ堆肥の受入・リサイクル推進について	115
(10) 循環社会推進部 業務課	ア. ごみ収集指定袋制実施事業	○		①廃棄品の管理について	119
		○		②在庫管理について	119
			○	③実地棚卸の立会について	121
			○	④指定袋取扱店であるコンビニにおける在庫管理について	122
	イ. ごみ処理委託事業	○		①予定単価シートについて	124
			○	②蛍光管リサイクル業務について	125

所管部署	事業	区分		項目	頁
		結果	意見		
	ウ. し尿処理関係 業務委託（人件 費）事業		○	①し尿収集業務の業務実績 の報告について	127
			○	②し尿処理手数料収納業務 委託について	129
	エ. ふれあい収集 業務事業		○	①ふれあい収集業務の要件 について	131
	オ. 粗大ごみ収集 事業		○	①粗大ごみの処理手数料に ついて	135
	カ. 地域環境活動 等支援事業		○	①北九州市環境衛生総連合 会への補助金について	137
(11) 循環社 会推進部 施設 課	ア. 工場等維持管 理事業	○		①設計単価の積算方法につ いて	141
			○	②受注者からの報告につい て	142
	イ. 事務所等維持 管理		○	①入札不調から随意契約へ 移行する場合の見積辞退に ついて	144
	ウ. 新日明かんび ん資源化センター 整備・維持管理事 業	○		①契約書の契約期間につい て	145
	エ. 新日明工場整 備運営事業	○		①受注者の誓約事項の遵守 について	147
			○	②物価変動等による対価の 改定について	148
	オ. 容器包装分別 収集再商品化促進 事業		○	①有償入札に係る拠出金に ついて	151
			○	②有償入札に係る拠出金の 計算結果の検証について	153
			○	③PET ボトルの再商品化の 委託について	153
	カ. 一般廃棄物の 広域処理（他都市 ごみの受入）		○	①他都市からのごみ受入の 処理料金について	155
			○	②ごみの受入期間について	156

所管部署	事業	区分		項目	頁
		結果	意見		
(12) 循環社会推進部 工場 (新門司工場、日明工場、皇后崎工場)	ア. 工場一般管理 (各工場共通)	○		①備品の管理不備について	158
	イ. 日明工場	○		①与信管理について	160
			○	②ごみ処理手数料の未納について	161
(13) 環境センター (新門司環境センター、日明環境センター、皇后崎環境センター)	ア. 環境センター 全般に関する事項	○		①備品の管理不備について	163
			○	②芝刈り機について	165
			○	③資源化ボランティア袋について	166
			○	④車両実績報告書について	166
			○	⑤車両の稼働について	167
(14) 公益財団法人北九州市環境整備協会	-	○		①リース契約に関する会計処理について	168
			○	②市からの派遣者にかかる給与負担について	171
			○	③市からの車両貸与について	173
			○	④部門別損益について	174
(15) 平成14年度北九州市包括外部監査のFollow	-	-	-	-	176

2 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) 全体事項

① (意見) 印刷物の削減について

【現状】

各事業において、様々な印刷物を発行しており、以下に一例を記載する。

～印刷物の一例～

課	事業名	印刷物
総務課	OECD「SDGs モデル都市」プロジェクト推進事業	OECD SDGs 北九州レポート
総務課	「北九州市の環境」の作成	・令和3年度 環境の状況及び環境保全の施策に関する報告書（議会報告用） ・令和3年度版 北九州市の環境（販売用及び概要版、資料編）
グリーン成長推進課	地球温暖化対策推進事業	北九州市地球温暖化対策実行計画
環境イノベーション支援課	新規環境産業創出事業	北九州エコプレミアム産業創造事業選定カタログ

【意見】

印刷物については、施策や情報等を伝達する有効な手段である。その一方で、印刷物を作成、製本及び配達することについては、環境問題の観点からは好ましくない。

また、印刷物については、必ずしもリサイクルされる訳ではなく、ごみとして処分される分量も少なくないと考えられる。

現在においては、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、「SNS」という。）も広く普及していることから、情報発信等の方法について見直すことが望まれる。

市においては、2017年（平成29年）11月に「北九州市環境基本計画」を策定しており、また、「北九州市 SDGs 未来都市計画」では、SDGs の達成に向けて、『「真の豊かさ」にあふれ、世界に貢献し、信頼される「グリーン成長都市」』という SDGs 戦略（ビジョン）を掲げて、様々な取り組みを行っており、「北九州環境ブランド」を確立している状況である。

このような観点からも、市の環境局が率先して印刷物の削減等に取り組むことは極めて重要であると考えられる。

② (意見) 情報の発信方法について

【現状】

市は、市のホームページにおいて環境に関する情報を掲載している。

しかし、既に終了して一定の期間が経過した取り組みが掲載されたままとなっている事

例もあり、情報入手し、選択する立場にある市民にとって情報入手の適時性に欠けるものとなっている。

参考までに、該当ページの一部を貼付している。

現在位置：[トップページ](#) > [くらしの情報](#) > [ごみ・リサイクル・環境](#) > [北九州エコマンス](#) > 平成25年度

平成25年度北九州エコマンス

ページ番号：000029389

現在、掲載情報はありません。

※令和4年10月3日時点の該当箇所をスクリーンショットしたものである。

現在位置：[トップページ](#) > [くらしの情報](#) > [ごみ・リサイクル・環境](#) > [ごみ・リサイクル](#) > [取り組み](#) > [家庭ごみ収集制度の見直し](#)
> [北九州市家庭ごみの減量・リサイクル フォローアップ委員会](#)

北九州市家庭ごみの減量・リサイクル フォローアップ委員会

ページ番号：000000478

現在、掲載情報はありません。

家庭ごみ収集制度の見直し

- [見直しの概要](#)
- [関連資料](#)
- [北九州市家庭ごみの減量・リサイクル フォローアップ委員会](#)

※令和4年10月3日時点の該当箇所をスクリーンショットしたものである。

【意見】

市は、北九州市環境基本条例の第6条において下記のように定めている。

(市民の役割)

第6条 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

上記の定めからうかがえるように、市は、市民に対して、日常生活において環境への負荷を低減するように努め、また、環境の保全への積極的努力や市が行う施策への協力も責務として課している。環境行政に対する市民の感度を向上させ、実践の機会を増やすことが必要になるが、その点において市は情報発信をどのように行うかが重要となる。

情報発信の手法としてプル型（必要とする人が取りに行く）とプッシュ型（必要とする人に配信する）と区分する場合、ホームページはプル型に該当する。この場合は、市民が

必要とする情報を自ら取りに行く形式となるが、その際には必要とする情報が判別しやすく整理されていることが重要である。

また、継続的な取り組みについては、適時に更新がされていることが必要となるため、掲載される情報については定期的に分類が適切であるかを検討し、必要性の乏しい情報を除くことによって、利用する市民の混乱を防ぐことになると考えられる。

(2) 総務政策部 総務課

ア. 北九州市環境基本計画の進捗評価について

<事業概要>

計画の概要と体系	第1部 計画の策定にあたって 第1章 北九州市のこれまでの取組 第2章 計画の基本的事項 第2部 北九州市環境基本計画の目指すもの 第1章 環境基本計画の基本理念 (「真の豊かさ」にあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ) 第2章 基本理念を実現するための3つの柱と環境首都指標 ・共に生き、共に創る ・環境で経済を拓く ・都市の持続可能性を高める 第3章 本市の強みを生かしたSDGsへの貢献 第4章 政策目標・基本施策・施策分野と各指標の設定 第3部 4つの政策目標とその基本施策・施策分野 (政策目標1) 市民環境力の更なる発展とすべての市民に支えられた「北九州環境ブランド」の確立 (政策目標2) 2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現 (政策目標3) 世界をリードする循環システムの構築 (政策目標4) 将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上 第4部 計画の総合的推進
----------	---

※出所：市提供資料

北九州市環境基本計画について、各年度の進捗点検の進め方は以下のとおりである。

(1) 個別プロジェクトの評価

計画の実効性を担保する各個別プロジェクトについて、「達成度」「有効性」「効率性」の観点から評価を行います。

<達成度> (Achievement)

成果目標がある場合にはそれに対する実績と、その目標達成によって提供された結果について評価します。定量的な施策目標がない場合には、取組状況について前年度との比較などを通じて可能な限り定量的に評価します。

<有効性> (Effectiveness)

個別プロジェクトで行われる事業の継続性・発展性と、その社会的な波及効果について評価します。

事業の継続性・発展性：関係者による事業継続のニーズ・意思や経済的な持続可能性があるか。事業の将来的な拡大・発展が見込まれるか。
 社会への波及効果：地域社会、市民、企業などに環境保全以外に良い効果や影響を与えているか。

<効率性> (Efficiency)

個別プロジェクトの実施において効率的な経費であるかどうかを、過去の事業や類似事業と照らした事業の成果と事業コストの関係性（費用対効果）で評価します。また、コスト縮減や収益創出などの仕組みがあるかを評価します。

上記の「達成度」「有効性」「効率性」について、4段階で評価を行います。

評価基準は以下の表のとおりとします。

	評価 A	評価 B	評価 C	評価 D
達成度	成果目標を高いレベルで達成している、またはその見込みである。	成果目標をほぼ達成している、またはその見込みである。	成果目標の達成には不十分であり、改善の余地がある。	成果目標の達成が極めて困難である。
有効性	今後も事業継続・拡大が見込まれ、かつ、事業を通じて、地域社会・市民・企業など社会に好影響を与える。	今後も事業継続・拡大が見込まれる。	事業の継続性・発展性について、改善の余地があるが、地域社会等に良い影響を与えている。	事業の継続性・発展性が見込まれない。
効率性	事業効果と事業費の費用対効果について、過去の事業や類似事業と比べて優れており、かつ、受益者負担や収益の創出などの仕組みが設けられている。	事業効果と事業費の費用対効果について、過去の事業や類似事業と比べて優れている。	事業効果と事業費の費用対効果について、過去の事業や類似事業と比べて同等以下であるが、受益者負担や収益の創出などの仕組みが設けられている。	事業効果と事業費の費用対効果について、過去の事業や類似事業と比べて劣っている。

(2) 環境首都指標・政策指標・成果指標・SDGs 関連指標からの評価

本計画の最終ゴールである環境首都指標、及びそれを裏付ける政策指標・成果指標並びに SDGs 関連指標から、計画全体の進捗状況の評価します。

目標値が定められている場合には、当該目標値を達成しているか、達成する見込みであるかを評価し、目標値が定められていない場合には、前年度や直近の3～5年間のデータとの比較を行い、指標が改善しているかを評価します。

(3) 要因分析等を踏まえた計画の見直し

「(2)環境首都指標・政策指標・成果指標・SDGs 関連指標からの評価」について、「(1)個別プロジェクトの評価」も踏まえつつ要因分析を行い、当該結果を踏まえて計画

の見直しを行います。

具体的には、環境首都指標・政策指標・成果指標・SDGs 指標の進捗状況を踏まえ、これらの指標に対する個別プロジェクトの寄与度及び環境政策以外の要因の寄与度の分析を行います。

その結果、環境首都指標・政策指標・成果指標・SDGs 指標の向上に向けて、個別プロジェクトが不十分と判断される場合には、それらの追加等を検討します。

また、要因分析をする上で指標やデータが不適切あるいは不十分な場合には、指標・データについて見直しを行います。

(4) 社会情勢等を踏まえた計画の見直し

本計画は 5 年間（平成 29 年度～33 年度）を想定していますが、施策や個別プロジェクトは、社会情勢の変化、政策目標への進捗具合によって、柔軟に変えていく必要があります。

そのため、本計画に記載された施策や個別プロジェクトは、固定的なものではなく、上記点検の際に、社会情勢の変化を踏まえ、適宜見直していくこととします。

また、平成 33 年度までの進捗点検を踏まえ、本計画全体の見直しを行うこととします。

※出所：北九州市環境基本計画「第 4 部第 2 章 各年度の進捗点検の進め方」

①（意見）基本計画の年度評価について

【現状】

北九州市環境基本計画の年度ごとの進捗評価においては、事業ごとに達成度・有効性・効率性の観点からポイント評価が行われ、その点数により A（積極的推進）、B（一部見直し）、C（抜本的見直し）、D（廃止及び休止）という 4 段階で総合評価が行われる。そして、4 つの政策目標ごとに A 評価の事業が多ければ、プロジェクトの進捗は順調という判断を行っている。

令和 2 年度実績の総合評価では以下のようなコメントが行われている。

評価を実施した 203 プロジェクト（令和 2 年度分は 195）は「A」が 65.6%（128 件）で、前年度とほぼ同じ水準となっています。

新型コロナウイルス感染症の影響で、環境関連施設の入館者数等は目標を達成していませんが、再生可能エネルギーの普及促進（全公共施設での再エネ 100%電力化等）に努めたことにより、同水準を維持できたと考えています。

【意見】

北九州市環境基本計画に定められた各年度の進捗点検の進め方にに基づき評価は行われているものの、あくまでも単年度の評価について言及しているような印象を受けた。また、平成 19 年度以降（平成 28 年度を除く）の各年度の個別事業評価を確認したところ、延べ 1,343 事業の評価を実施しているにも関わらず、C 評価が 2 件（平成 19 年度、平成 20 年

度)、D 評価が 1 件(平成 20 年度)しか存在しなかった。環境の変化を前提とすると C 評価・D 評価が一定割合発生することが通常であると想定されるが、平成 21 年度以降 C 評価・D 評価の事業が存在しないことは、評価自体の有用性について疑念を生じさせる。

北九州市環境基本計画は、市の環境政策の全体的な方向性を示すとともに、環境首都指標や政策指標・成果指標を設け、その進捗点検を毎年行うことで、個々の施策の進捗確認に留まらず、これらの施策の結果、全体として市の環境政策が本当に進捗しているかを確認するものである。そのため、個々の事業の評価方法について問題がないか検討するとともに、全体として市の環境政策の進捗度合いを各年度で評価することが望ましい。

北九州市環境基本計画 進捗評価報告（令和2年度実績）の概要について

2 総合評価

評価を実施した203プロジェクト（令和2年度分は195）は「A」が65.6%（128件）で、前年度とほぼ同じ水準となっています。
 新型コロナウイルス感染症の影響で、環境関連施設の入館者数等は目標を達成していませんが、再生可能エネルギーの普及促進（全公共施設での再エネ100%電力化等）に努めたこと等により、同水準を維持できたと考えられています。

政策目標	項目	2022年度	A:積極的推進	B:一部見直し
第1 市民環境力の発展（北九州環境ブランドの確立）	44	52	29 (55.8%)	15 (44.1%)
	R1	33	17 (51.5%)	11 (29.0%)
第2 環境基本社会 環境基本社会の実現	39	52	24 (46.2%)	15 (28.5%)
	R1	23	17 (73.9%)	17 (42.2%)
第3 循環システムの構築	75	52	46 (88.5%)	29 (38.7%)
	R1	47	47 (100.0%)	30 (38.7%)
第4 豊かなまちづくりの推進 経済・社会の総合的向上	37	52	29 (55.8%)	9 (21.6%)
	R1	29	13 (44.8%)	9 (21.6%)
合計	195	52	132 (66.3%)	67 (33.7%)

3 政策目標に対する評価

4つの政策目標すべてにおいて、「A：積極的推進」及び「B：一部見直し」のみで、「C：抜本的見直し」及び「D：廃止・休止」に該当するプロジェクトはなく、進捗としては概ね順調といえます。

第1 市民環境力の更なる発展とすべての市民に支えられた「北九州環境ブランド」の確立

44プロジェクトのうち、「A：積極的推進」が65.9%（29件）で前年度の75.0%（33件）を下回りましたが、プロジェクトの進捗としては概ね順調といえます。

基本計画	項目	2022年度	A:積極的推進	B:一部見直し
1 環境基本社会の発展（北九州環境ブランドの確立）	44	52	29 (55.8%)	15 (44.1%)
	R1	33	17 (51.5%)	11 (29.0%)
2 環境基本社会 環境基本社会の発展	39	52	24 (46.2%)	15 (28.5%)
	R1	23	17 (73.9%)	17 (42.2%)
3 環境基本社会の発展	5	52	2 (40.0%)	3 (60.0%)
	R1	5	2 (40.0%)	3 (60.0%)
4 北九州環境ブランドの確立	10	52	2 (20.0%)	1 (10.0%)
	R1	9	1 (11.1%)	1 (11.1%)
合計	44	52	29 (55.8%)	15 (44.1%)

第2 2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現

39プロジェクトのうち、「A：積極的推進」は61.5%（24件）で前年度の57.5%（23件）を上回っており、プロジェクトの進捗としては順調といえます。

基本計画	項目	2022年度	A:積極的推進	B:一部見直し
1 2050年の脱炭素社会の実現	39	52	24 (46.2%)	15 (28.5%)
	R1	23	17 (73.9%)	17 (42.2%)
2 環境基本社会 環境基本社会の発展	17	52	10 (19.2%)	9 (17.3%)
	R1	11	6 (54.5%)	9 (81.8%)
3 環境基本社会の発展	8	52	5 (9.6%)	3 (5.8%)
	R1	5	5 (100.0%)	3 (60.0%)
4 2050年の脱炭素社会の実現	7	52	4 (7.7%)	3 (5.8%)
	R1	4	4 (100.0%)	3 (75.0%)
5 2050年の脱炭素社会の実現	7	52	6 (11.5%)	1 (1.9%)
	R1	6	6 (100.0%)	1 (16.7%)
合計	39	52	24 (46.2%)	15 (28.5%)

第3 世界をリードする循環システムの構築

75プロジェクトのうち、「A：積極的推進」は61.3%（46件）で前年度の61.0%（47件）をわずかに上回っており、プロジェクトの進捗としては概ね順調といえます。

基本計画	項目	2022年度	A:積極的推進	B:一部見直し
1 2050年の脱炭素社会の実現	24	52	17 (32.7%)	7 (13.5%)
	R1	18	18 (100.0%)	6 (33.3%)
2 環境基本社会 環境基本社会の発展	17	52	14 (26.9%)	3 (5.8%)
	R1	11	11 (100.0%)	4 (36.4%)
3 環境基本社会の発展	11	52	6 (11.5%)	6 (11.5%)
	R1	11	6 (54.5%)	6 (54.5%)
4 2050年の脱炭素社会の実現	23	52	10 (19.2%)	13 (25.0%)
	R1	11	11 (100.0%)	14 (127.3%)
合計	75	52	46 (88.5%)	29 (38.7%)

4 SDGsの実現に向けた評価

本計画ではSDGsの17のゴールのうち、13のゴールで「SDGs関連指標」を設定し、環境政策の点検だけでなく、SDGsの進捗状況についても併せて点検を行っています。今回は、環境政策との関係が強いゴール7、12、17を抽出し、評価しました。

主要SDGsのゴール	評価
ゴール7 再生可能エネルギーをみんなに そしてクリーンに	本ゴールの指標である「リサイクル率」は27.3%で目標に向け順に進捗しており、また、平成28年度と比べ、約110,000kW上回っており、「順調」に推進しています。
ゴール12 つくる責任 つかう責任	本ゴールの指標である「リサイクル率」は27.3%で目標に向け順に進捗しており、また、「市民1人1日あたりのごみ発生量」は、ほぼ目標を達成しており、「順調」に推進しています。
ゴール17 パートナーシップで目標を 達成しよう	本ゴールの指標である「アパの環境人材育成のための研修員等の受講者数（単年度）」は、コロナウイルス感染症の影響により目標は下回りましたが、奇数はオンライン等を活用した研修実施等も検討しています。

※出所：市ホームページ

<北九州市環境基本計画進捗評価報告（令和2年度実績）_政策目標に対する評価>

(2)政策目標の状況（上段は令和2年度実績、下段は令和元年度実績）

政策目標	項目 プロジェクト数	A:積極的推進	B:一部見直し	C:抜本的見直し	D:廃止・休止
第1 市民環境力の発展・『北九州環境ブランド』の確立	44	29 (65.9%)	15 (34.1%)	0	0
		33 (75.0%)	11 (25.0%)	0	0
第2 超炭素化社会・脱炭素化社会の実現	39	24 (61.5%)	15 (38.5%)	0	0
		23 (57.5%)	17 (42.5%)	0	0
第3 循環システムの構築	75	46 (61.3%)	29 (38.7%)	0	0
		47 (61.0%)	30 (39.0%)	0	0
第4 豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上	37	29 (78.4%)	8 (21.6%)	0	0
		29 (76.3%)	9 (23.7%)	0	0
合 計	195	128 (65.6%)	67 (34.4%)	0	0
		132 (66.3%)	67 (33.7%)	0	0

※出所：市ホームページ

<各年度の評価まとめ>

年度	事業数	A(積極的推進)	B(一部見直し)	C(抜本的見直し)	D(廃止及び休止)
H19	49	35(71.4%)	13(26.5%)	1(2.0%)	0
H20	53	40(75.5%)	11(20.8%)	1(1.9%)	1(1.9%)
H21	61	48(78.6%)	13(21.4%)	0	0
H22	60	51(85.0%)	9(15.0%)	0	0
H23	62	51(82.3%)	11(17.7%)	0	0
H24	68	59(86.8%)	9(13.2%)	0	0
H25	68	56(82.4%)	12(17.6%)	0	0
H26	62	50(80.6%)	12(19.4%)	0	0
H27	60	50(83.3%)	10(16.7%)	0	0
H28	市ホームページにて確認できなかった				
H29	203	121(59.6%)	82(40.4%)	0	0
H30	203	133(65.5%)	70(34.5%)	0	0
R 元	199	132(66.3%)	67(33.7%)	0	0
R2	195	128(65.6%)	67(34.4%)	0	0

※出所：市ホームページ（監査人集計）

イ. 「北九州市の環境」の作成事業

<事業概要>

事業内容	北九州市環境基本条例の規定に基づき、毎年、環境の状況及び環境の保全に関する施策を明らかにした報告書『「北九州市の環境」（環境白書）』を作成し、書籍として再編集し市内の書店等で一般向けに販売する。																																				
令和3年度版の作成状況	令和3年度版 北九州市の環境（本編）	430冊																																			
	令和3年度版 北九州市の環境（概要版）	600冊																																			
	令和3年度版 北九州市の環境（資料編）	20冊																																			
令和3年度版の配付計画（本編）	<p>■本編の配付計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリー</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売用（4店舗）</td> <td colspan="2">90冊</td> </tr> <tr> <td>議会関係</td> <td>72冊</td> <td rowspan="4">237冊</td> </tr> <tr> <td>環境局</td> <td>91冊</td> </tr> <tr> <td>照会した他局</td> <td>36冊</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>38冊</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="2">327冊</td> </tr> </tbody> </table>			カテゴリー	合計		販売用（4店舗）	90冊		議会関係	72冊	237冊	環境局	91冊	照会した他局	36冊	その他	38冊	合計	327冊																	
カテゴリー	合計																																				
販売用（4店舗）	90冊																																				
議会関係	72冊	237冊																																			
環境局	91冊																																				
照会した他局	36冊																																				
その他	38冊																																				
合計	327冊																																				
過去5年間の販売実績（本編）	<p>■販売実績（4店舗合計）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>冊子</th> <th>部数</th> <th>部数合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">令和3年度</td> <td>令和3年度版</td> <td>14冊</td> <td rowspan="2">24冊</td> </tr> <tr> <td>令和2年度版</td> <td>10冊</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和2年度</td> <td>令和2年度版</td> <td>19冊</td> <td rowspan="2">32冊</td> </tr> <tr> <td>令和元年度版</td> <td>13冊</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和元年度</td> <td>令和元年度版</td> <td>28冊</td> <td rowspan="2">42冊</td> </tr> <tr> <td>平成30年度版</td> <td>14冊</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成30年度</td> <td>平成30年度版</td> <td>20冊</td> <td rowspan="2">28冊</td> </tr> <tr> <td>平成29年度版</td> <td>8冊</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成29年度</td> <td>平成29年度版</td> <td>11冊</td> <td rowspan="2">24冊</td> </tr> <tr> <td>平成28年度版</td> <td>13冊</td> </tr> </tbody> </table> <p>※年度の上半期（4～9月）は前年度に作成した冊子を販売し、下半期（10～3月）は当該年度に作成した冊子を販売している。</p>			年度	冊子	部数	部数合計	令和3年度	令和3年度版	14冊	24冊	令和2年度版	10冊	令和2年度	令和2年度版	19冊	32冊	令和元年度版	13冊	令和元年度	令和元年度版	28冊	42冊	平成30年度版	14冊	平成30年度	平成30年度版	20冊	28冊	平成29年度版	8冊	平成29年度	平成29年度版	11冊	24冊	平成28年度版	13冊
年度	冊子	部数	部数合計																																		
令和3年度	令和3年度版	14冊	24冊																																		
	令和2年度版	10冊																																			
令和2年度	令和2年度版	19冊	32冊																																		
	令和元年度版	13冊																																			
令和元年度	令和元年度版	28冊	42冊																																		
	平成30年度版	14冊																																			
平成30年度	平成30年度版	20冊	28冊																																		
	平成29年度版	8冊																																			
平成29年度	平成29年度版	11冊	24冊																																		
	平成28年度版	13冊																																			

※出所：市提供資料（一部監査人加筆）

①（意見）冊子の作成について

【現状】

「令和3年度版 北九州市の環境（本編）」は430冊作成され、そのうち90冊が販売用として販売店に配付され、237冊が議会関係や関係各局等に配付され、残り103冊が予備

在庫として取り扱われている。また、販売状況としては、過去5年平均で年30冊である。

この「北九州市の環境」は一般向けに有料販売されている一方、市のホームページにおいて無料ダウンロードが可能である。

北九州市
CITY OF KITAKYUSHU
093-582-4894 北九州市コールセンター

トップ | 暮らしの情報 | 観光・おでかけ | ビジネス・産業・まちづくり | 市政情報 | 市の広報

現在位置: トップページ > 暮らしの情報 > ごみ・リサイクル・環境 > 環境首都を目指す取組 > 北九州市の環境・環境首都レポート > 北九州市の環境(環境白書) > 令和3年度版

令和3年度版

更新日: 2022年5月9日 | ページ番号: 000161688

本市では、北九州市環境基本条例の規定に基づき、毎年、環境の状況及び環境の保全に関する施策を明らかにした報告書(「北九州市の環境」(環境白書))を作成し、公表しています。当刊行物は、以下の取扱店で、1冊909円+消費税で販売しております。また、概要版は無料で配布しています。必要な方は環境局総務課(政策係)までお問い合わせください。

【取扱店】

- 株式会社横文館書店ブックセンタークレスト小倉本店
(北九州市小倉北区馬借1丁目4番7号 電話: 093-522-3912)
- 北九州市環境ミュージアム
(北九州市八幡東区東田2丁目2番6号 電話: 093-663-6751)
- 北九州市エコタウンセンター
(北九州市若松区向洋町10番20号 電話: 093-752-2881)

北九州市の環境・環境首都レポート

- 北九州市の環境(環境白書)
- 組織から探す
- 区役所
- 施設
- 市民のこえ(ご提案・ご相談)

北九州市コールセンター
093-582-4894
8時30分~20時 月1日-3日

本編

下記PDFデータは、ホームページ掲載用に解像度を落としていますので、あらかじめご了承ください。

- 表紙・裏表紙 (PDF形式: 858KB)
- 刊行にあたって (PDF形式: 166KB)
- 目次 (PDF形式: 468KB)
- はじめに (PDF形式: 614KB)
- 特集 (PDF形式: 1.0MB)
- 第1章 (PDF形式: 4.9MB)
- 第2章 (PDF形式: 4.3MB)
- 第3章 (PDF形式: 14.6MB)
- 第4章 (PDF形式: 7.7MB)
- 環境行政の体制・用語解説 (PDF形式: 2.5MB)

※出所: 市ホームページ

【意見】

議会での配付目的や業務面で紙媒体での見やすさなどを考慮すれば、冊子を作成する必要性があることは否定できない。しかし、有料販売の状況を踏まえると少なくとも市民への販売用としてそれほど枠を設ける必要性は見受けられない。また、環境局の関連施設や関係各局への配付などについても、本当に紙媒体での配付が必要か見直すべき余地は残されていると考えられる。

環境局として、環境問題に率先して取り組むべき立場を踏まえると、電子版での閲覧を積極的に進めるよう検討し、可能な限り冊子数を減らすことが望ましい。

ウ. OECD（経済協力開発機構）「SDGs モデル都市」プロジェクト推進事業

<事業概要>

事業概要	OECD「SDGs モデル都市」プロジェクトにおける、調査、レポート作成及びネットワーク構築を通じ、本市の SDGs の取組みに活用するとともに、その先進性を国内外にアピールし、国際的な都市ブランド構築につなげる。
予算	令和3年度当初予算 23,000 千円

※出所：市提供資料

①（意見）「OECD SDGs 北九州レポート」の製本及び配布について

【現状】

「OECD SDGs 北九州レポート」の製本部数は以下のとおりである。

<日本語版>

納品日	部数
令和4年3月17日	4,000

※出所：仕様書、業務完了報告書

<英語版>

納品日	部数
令和3年10月8日	4,000
令和4年1月31日	3,000
合計	7,000

※出所：納品書

令和4年3月16日に市が取りまとめた資料によると、「OECD SDGs 北九州レポート」の配布状況は以下のとおりである。

<日本語版>

主な配布先	部数
市内の学校等	300
市民センター	140
図書館等市内施設	100
放課後児童クラブ	140
合計	680

<英語版>

主な配布先	部数
市内の学校等	300
市民センター	200

主な配布先	部数
図書館等市内施設	100
放課後児童クラブ	140
SDGs クラブ交流会	110
タウンミーティング（脱炭素）	120
世界体操・世界新体操	200
ウェールズ政府関係者表敬	20
東アジア文化都市閉幕記念式典	50
アジア低炭素化センター報告会	120
海外水ビジネス協議会報告会	20
その他関係先	560
合計	1,940

<日本語版と英語版の今後の配布予定>

主な配布先	部数
今後の環境・SDGs イベント等	1,500
今後の国際会議等	1,000
企業等	100
関係機関	300
その他関係先	420
合計	3,320

（補足）日本語版と英語版、それぞれ 3,320 部数を配付予定

【意見】

「OECD SDGs 北九州レポート」の英語版については、合計 7,000 部製本している。

その一方で、配布済が 1,940 部、配布予定が 3,320 部となっており、合計すると 5,260 部となる。そのため、7,000 部を製本したことについての明確な根拠はない。

また、当初英語版を 4,000 部製本しており、同年度に 3,000 部を追加製本しているが、本来であれば在庫がなくなるタイミングを見越して発注すべきである。そのため、このような追加発注は、予算消化のようにも見受けられることは否定できない。

さらに、英語版については市民センターや放課後児童クラブ等にも配布しているが、配布先で読まれているかについては疑問が生じる場所である。

今後においては、製本部数を適切に積算したうえで、製本することが望まれる。

②（意見）OECD からの提案について

【現状】

市に対する OECD の主な提言として、以下の 7 つを挙げている。

提言 1	北九州市が重点を置くグリーン成長や低炭素・循環型経済への移行を通じて、高齢化社会への対処や若者・女性の雇用機会の創出などの優先課題への相乗効果を生み出す。
提言 2	SDGs を反映した国際協力活動を設計・実施する。
提言 3	SDGs を枠組みや共通言語として活用することで、国・都道府県・市町村の持続可能な開発戦略の戦略的連携及びステークホルダーの参加を促進する。
提言 4	持続可能な公共調達等を通じて、2030 アジェンダを予算編成ツールとして活用し、民間企業の参画を促進することで、SDGs プロジェクトに資金を誘導する。
提言 5	SDGs を統合的な枠組みとして活用し、様々な機関の政策計画・戦略の指標や評価基準を統一することで、市役所の各部局におけるモニタリング評価の慣習や評価基準ベースを改良する。
提言 6	北九州 SDGs クラブを基盤とし、地域のステークホルダーのニーズを取り入れながら、地方自治体、民間企業、大学、市民社会が協働する SDGs アクションや政策を推進する。
提言 7	持続可能な開発のための教育（ESD）等を通じて、SDGs に関する意識の向上に取り組んでいる大学と教育システムを支援する。

※出所：「OECD SDGs 北九州レポート」

これらの提言を受けて、一部の施策は実施されているものの、包括的かつ中長期的な視点から、どのように実行していくのか等について、具体的な検討がなされていない。

【意見】

当該事業の目的として、「本市の SDGs の取組みに活用するとともに、その先進性を国内外にアピールし、国際的な都市ブランド構築につなげる」ことを挙げている。

そのため、この提言を受けて、包括的かつ中長期的な視点から具体的な施策を検討することが求められると言える。また、その施策を実行することにより、国際的な都市ブランドの構築・維持が可能になると考えられる。

③（意見） 予定価格の算定について

【現状】

「OECD SDGs 北九州レポート（英語版）」の翻訳及びレポート作成等業務については、特命随意契約を締結している。

当該業務を委託するにあたって、予定価格算定のために公益財団法人地球環境戦略研究機関から参考見積書を入手している。

公益財団法人地球環境戦略研究機関から入手した参考見積額は、税込みベースで

6,980,270 円、税抜きベースで 6,345,700 円であった。予定価格については、参考見積の 6,345,700 円（税抜き）の 1,000 円単位未満を切り捨てた 6,345,000 円に消費税を加算した 6,979,500 円と算出している。

その後、公益財団法人地球環境戦略研究機関から 6,970,000 円（税込み）の見積書を入手し、契約を締結することになった。

【意見】

「OECD SDGs 北九州レポート（英語版）」の翻訳及びレポート作成等業務においては、参考見積りを入手した公益財団法人地球環境戦略研究機関に発注する結果となっている。

今回の場合、契約先である法人からの参考見積書のみをもって、予定価格を積算することになっている。

このような状況においては、参考見積書の意義は乏しく、予定価格の算定根拠としては適切ではないと言える。

したがって、予定価格算定の当たっては、参考見積書を入手する方法ではなく、過去の実績等を勘案し適切に予定価格を算定するといった方法が望ましく、参考見積書を入手する方法によっても複数の法人から見積書を入手することが望ましい。

(3) 総務政策部 環境学習課

ア. 北九州環境みらい学習システム「ドコエコ！」推進事業

<事業概要>

事業概要	<p>市は、環境ミュージアムやエコタウンセンターをはじめとする環境学習施設や、ビオトープ、平尾台等の豊かな自然環境フィールドなど、たくさんの環境資源に恵まれている。これらを結び付け、まち全体で楽しく環境学習が行える仕組みを「環境みらい学習システム“ドコエコ！”」と称している。</p> <p>この「ドコエコ！」について、多世代の市民が、市全域で楽しみながら有意義な学習ができるよう、ガイドブック等を通じて情報を効果的に発信し、「環境未来都市」推進の原動力となる「市民環境力」の向上を図る。</p>
事業内容	<p>令和3年度における主な事業内容としては、エコツアーガイドブック外国語版の作成や環境啓発用グッズの作成を行う。</p>
予算	<p>令和3年度の当初予算 1,098千円</p>

※出所：市提供資料

① (意見) エコツアーガイドブックについて

【現状】

「北九州市エコツアーガイドブック」は、市の環境について2冊(本編・公害克服編)に集約しており、現時点では日本語版・英語版・韓国語版が作成されている。

これらの冊子は、市の環境学習・環境活動の拠点である北九州市環境ミュージアムへの来訪者への解説用として備置され、また、市内各所への配付を行っている。

現時点における各冊子の作成部数及び残部数は、以下のとおりである。

年度	冊子名	作成部数	現在残部数
令和元年度	エコツアーガイドブック 本編	2,000	150
令和元年度	エコツアーガイドブック 公害克服編(日本語)	2,000	560
令和2年度	エコツアーガイドブック 公害克服編(英語)	500	350
令和3年度	エコツアーガイドブック 公害克服編(韓国語)	200	180

※出所：市提供資料

各冊子については、在庫管理はされているが、利用者層・利用タイミング等についての分析は行われていない。

【意見】

当ガイドブックは、市の環境について理解を深めるのに適した冊子であるが、それらがどのように利用され、また、興味を持たれているか、という情報は今後の改訂においても有用に働くと考えられる。

英語版・韓国語版が作成されているが、それらが北九州市環境ミュージアムにおいてどのように利用されているかを把握することも重要であると考えられる。現在はコロナ禍の影響から諸外国からの来訪者は従前より激減しているが、今後の入国緩和に伴い来訪者数が回復した場合には当ガイドブックの利用状況を把握することは、在庫・発注管理につながるのと同時に、今後の多言語展開への指針ともなる。

また、北九州市環境ミュージアムではこれらの冊子が配布されているが、市における施策として環境を重視することを鑑みると、紙による冊子を将来にむけて削減することも必要である。例えば、各展示にQRコードを併記し、北九州市環境ミュージアムで用意したタブレットPCまたは各自のスマートフォンでも当ガイドブックを閲覧できるようにするといった対応が考えられる。

イ. 「総合環境情報誌」の作成事業

<事業概要>

事業概要	市における総合環境情報誌として「ていたんプレス」が発行されている。 「ていたんプレス」は、廃棄物行政の報告（ごみレポート）や、生活に密着したごみの出し方、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に関する情報、地球温暖化防止対策など、市の環境全般についてわかりやすく説明するとともに、市民の意識啓発を行うものとして年3回（おおむね7月、11月、3月）発行されている。 タブロイド版として紙面発行を行っているが、市HPではPDFファイルとして閲覧が可能となっている。また、点字版、音声版、テキスト版を作成している。
事業内容	令和3年度における主な事業内容としては、「ていたんプレス」の版下制作、印刷、配送に係る業務や啓発用グッズ制作が主である。
予算	令和3年度当初予算 5,232千円

※出所：市提供資料

①（意見）ていたんプレスの発行について

【現状】

「ていたんプレス」は、市の環境施策を広く市民に伝えることを目的とすることから、全戸配布を目的として、自治会を通じて月2回配布される「市政だより」と同封して配布されているが、自治会未加入者にも伝わるよう公共施設、コンビニエンスストア、郵便局、市内大学等の備置や、一般社団法人不動産協会加入の管理会社から集合住宅への配布を行っている。

「ていたんプレス」の配付方法は、以下のとおりである。

- 市政だよりと同封して各店舗へ配送
 - ・セブンイレブン（3,380部）
 - ・ローソン（900部）
 - ・郵便局（500部）
- 「ていたんプレス」のみを各店舗へ配送
 - ・ファミリーマート（2,760部）
- 「ていたんプレス」のみを株式会社デイリーヤマザキの北九州エリア事務所へ配送
 - ・デイリーヤマザキ（40部）

【意見】

「ていたんプレス」のコンビニエンスストア及び郵便局への配付が適切に行われているかを確認するため、各コンビニエンスストア及び郵便局へランダムに訪問して調査を行った。

調査については、

- ✓ 配付対象となるセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート及び郵便局への備置状況を確認する。
 - ✓ 「ていたんプレス」については、No.70（令和4年7月15日発行）の有無を確認する。
- として行った。

調査の結果は下表のとおりである。

No	コンビニ・郵便局	店舗名	区	備置の有無	状況	確認日
1	セブンイレブン	A	小倉北区	○	「市政だより」と一緒に No.70 の「ていたんプレス」が置かれていた。	7月22日
2	ローソン	B	小倉北区	△	店内にラックが設置されており、そちらを案内されたが、すべて在庫が無くなっていた。	7月22日
3	ローソン	C	小倉北区	○	店内にラックが設置されており、「市政だより」と一緒に No.70 の「ていたんプレス」が置かれていた。	7月22日
4	ファミリーマート	D	八幡東区	×	店内には「ていたんプレス」は見当たらず、店員に聞いても詳細は不明であった。	7月23日
5	ファミリーマート	E	門司区	×	店長によると「市政だより」は置いてないとのことで、「ていたんプレス」もなかった。	7月23日
6	ファミリーマート	F	門司区	×	店員に確認したところ、「市政だより」及び「ていたんプレス」は置いてないとのことであった。	7月25日
7	ファミリーマート	G	門司区	△	「ていたんプレス」単独で置かれていたが No.69 であり、最新版 (No.70) ではなかった。	7月25日
8	セブンイレブン	H	門司区	○	「市政だより」と一緒に No.70 の「ていたんプレス」が置かれていた。	7月25日
9	セブンイレブン	I	門司区	○	「市政だより」と一緒に No.70 の「ていたんプレス」が置かれていた。	7月25日
10	ファミリーマート	J	小倉北区	×	店員に確認したところ、「市政だより」及び「ていたんプレス」は置いてないとのことであり、店内を見渡しても見当たらなかった。	7月27日
11	ローソン	K	小倉北区	○	「市政だより」と一緒に No.70 の「ていたんプレス」が置かれていた。	7月28日

No	コンビニ・郵便局	店舗名	区	備置の有無	状況	確認日
12	セブンイレブン	L	小倉南区	×	店内にラックが設置されており、そちらを案内されたが、「市政だより」及び「ていたんプレス」は置かれていなかった。店員に質問をしたが、普段、「市政だより」が置いているかもわかりかねる、とのことであった。	7月31日
13	セブンイレブン	M	若松区	×	店員に確認したところ、「市政だより」及び「ていたんプレス」は置いてないとのことであり、店内を見渡しても見当たらなかった。	7月30日
14	ローソン	N	戸畑区	×	「市政だより」は置かれていたが、ていたんプレスは置かれていなかった。	7月31日
15	ローソン	O	八幡西区	×	「市政だより」は置かれていたが、ていたんプレスは置かれていなかった。	8月1日
16	ファミリーマート	P	八幡西区	×	「市政だより」は置かれていたが、ていたんプレスは置かれていなかった。	8月1日
17	セブンイレブン	Q	八幡東区	○	「市政だより」と一緒に No.70 の「ていたんプレス」が置かれていた。	8月1日
18	ファミリーマート	R	八幡西区	×	「市政だより」、ていたんプレスのいずれも置かれていなかった。	8月1日
19	ローソン	S	八幡西区	○	「市政だより」と一緒に No.70 の「ていたんプレス」が置かれていた。	8月1日
20	セブンイレブン	T	八幡西区	○	「市政だより」と一緒に No.70 の「ていたんプレス」が置かれていた。	8月1日
21	郵便局	U	戸畑区	△	「市政だより」、「ていたんプレス」のいずれも置かれていなかった。ただし、店員に確認したところ、市から送られる配付物は置いているとのことであった。	8月5日

※ ○：置かれていることを確認した、×：置かれていなかった

△：状況として判別できない

上記の調査結果は、市内におけるコンビニエンスストア等の一部であり、また、備置状況においても以前の経過がわかりえない状態でもあるため断定的な結果を導くものではない。

ただし、市政だよりも含めてであるが、店舗に「ていたんプレス」が配送されたとしても、実際のコンビニエンスストア利用客の目に触れる店内エリアに備置されたうえで手にとってもらわなければ「環境施策を市民に周知する」という目的を達しえないと考える。

また、印刷及び配送するという点については、環境的にも経済性の観点からも望ましくない。

今後は、コンビニエンスストアにおける市刊行物の備置状況を定期的に確認することも一つの方法であると考えられる。

さらに、そもそも配布すること自体が有効なのか、という観点からも検討を行い、有効性が乏しいのであれば、市の LINE 等、SNS によるプッシュ型発信を行うことで周知を広めることを検討することが望まれる。

(4) グリーン成長推進部 グリーン成長推進課

ア. 新・「脱炭素ライフスタイル」転換推進事業

<事業概要>

事業概要	脱炭素社会を実現するため、再生可能エネルギーや次世代自動車の導入促進、建築物の脱炭素化、オンライン化・電化・自動化といった、有効な取組みの方法・効果や補助金メニュー等を掲載した専用ポータルサイトや、優良事例の情報発信により、従来の省エネ対策に止まらない、脱炭素型ライフスタイルへの転換や中小企業の脱炭素化に向けた支援を図る。
予算	令和3年度当初予算 6,000 千円

※出所：市提供資料

① (意見) 公募型プロポーザル方式の進め方について

【現状】

「脱炭素社会の実現に向けた戦略的広報推進業務委託」について、以下のスケジュールにてプロポーザルを実施したところ、1社(株式会社メンバーズ)から企画提案書の提出があった。

令和3年 9月22日(水)	公募の開始 質問書・参加申込書 受付開始(質問は随時回答)
令和3年 9月28日(火) 正午	質問書の受付締切
令和3年 10月 1日(金) 17時	参加申込書の提出締切
令和3年 10月 8日(金) 15時	提案書の提出締切
令和3年 10月11日(月)～13日(水)	審査委員会の開催
令和3年 10月下旬	結果通知後速やかに契約の締結

※出所：「脱炭素社会の実現に向けた戦略的広報推進業務 公募型プロポーザル実施説明書」

この1社について、提出された企画提案書をもとに、プロポーザル審査を行ったところ、評価基準を満たす結果となったことから、同社を受託先として業務委託契約を締結することになった。

【意見】

企画提案書の提出は1社のみであることから、比較評価することができず、プロポーザル方式を採用した意義が乏しいと言える。

そもそも上述のスケジュールを見てわかるとおり、公募の開始(9月22日)から参加申込書の提出締切(10月1日)までの日数が、土日を含んでも10日程度しかない。そのため、応募者の負担等について、十分な配慮がなされていたのか疑問が生じるところである。

今後においては、公募型プロポーザル方式を採用する場合、複数社が参加するように、スケジュール、業務委託内容及び事業費の上限等について、慎重に検討することが望まれる。

② (意見) 公募型プロポーザル方式の審査について

【現状】

上述の「① (意見) 公募型プロポーザル方式の進め方について」に記載したプロポーザル審査について、採点表を確認したところ、一部の審査員は鉛筆書きにて記入していた。

【意見】

鉛筆書きでは、事後的に修正してもその履歴が残らないという問題がある。そのため、今後においては、ボールペンにて記入することを徹底することが望ましい。

③ (意見) 業務委託の在り方について

【現状】

以下の概要にて、タウンミーティングを開催することになった。

(1) 日時	令和3年11月27日(土)	14時~16時
(2) 場所	北九州市商工貿易会館	
(3) 定員	会場 150名程度、ウェビナー	500名程度
(4) テーマ	「市民環境力によるゼロカーボンシティの実現」	

※出所：業務委託仕様書

このタウンミーティングの開催にあたり、以下の2つの業務委託を行っている。

業務委託名	令和3年度タウンミーティング オンライン配信等補助業務委託	令和3年度タウンミーティング 運営等補助業務委託
委託先	株式会社フロム・ワン	株式会社コムディア
委託金額	990,000円(税込み)	990,640円(税込み)
業務内容	(1) 事前準備 ① 運営スタッフの手配 ② 会場との事前打ち合わせ ③ 必要機材等の借り上げ、備品の準備 ④ 会場のネット回線確保 ⑤ Zoomアカウントの確保 (2) 会場設営・運営業務 ① 機材の運搬、設置、撤去 ② Zoomの撮影、配信 (3) その他	(1) 事前準備 ① チラシ作成 ② 看板・サイン製作 ③ 当日配布資料の準備 ④ 運営スタッフの手配 ⑤ 会場との事前打ち合わせ ⑥ シナリオ・進行表等作成 ⑦ 必要機材等の借り上げ、備品の準備 ⑧ 託児分傷害保険の加入 (2) 会場設営・運営業務

業務委託名	令和3年度タウンミーティング オンライン配信等補助業務委託	令和3年度タウンミーティング 運営等補助業務委託
	その他、タウンミーティング 運営にかかわる業務	① 看板・前垂れ・案内表示・ 機材の運搬、設置、撤去 ② 装花（演題用）、出演者用 飲み物準備 ③ 司会進行、参加者の受付・ 案内・誘導等の補助、管理 運営等 ④ 写真撮影 ⑤ YouTube 用ビデオ撮影、掲 載、編集 ⑥ 託児 ⑦ アンケート実施、回収 (3) 講師準備 ① 講師派遣に係る日本気象協 会との調整 (4) 記録に係る業務 ① 議事録作成 ② 完了報告書作成 (5) その他 その他、タウンミーティング運 営にかかわる業務

※出所：支出負担行為伺書、業務委託仕様書

【意見】

各業務において、会場との打ち合わせ、機材の借り上げ及び撮影等、若干の重複があるように見受けられるため、まとめて業務委託することにより委託料を削減することができた可能性があった。

また、それぞれの業務委託を行うにあたっては、同じ3社に見積もり依頼していたため、同じ業者がまとめて請け負うことは可能であったと考えられる。

今後においては、コストや効率性等を勘案して、業務委託の内容及び範囲を慎重に検討することが望まれる。

なお、いずれの業務委託も100万円以下であったため、契約書の作成は不要であった。

<参考>北九州市契約規則

(契約書作成の省略)

第24条 次の各号の一に該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

(1) 契約金額が100万円以下のとき。

イ. 公用車における次世代自動車普及事業

<事業概要>

事業目的	市が率先して次世代自動車を導入することで、広告塔としての役割を果たし、市民・企業への普及啓発を図るとともに、公用車の低炭素化を図る。
事業内容	電動車（燃料電池車、電気自動車、プラグインハイブリット自動車）の普及促進のため、市が公用車として率先して導入し積極的 PR を行うことで、市民や市内企業の電動車に対する認知度向上および需要の喚起を図るとともに、公用車における低炭素化を推進するものである。
予算	令和3年度当初予算 665千円

※出所：市提供資料

①（意見）市が設置する電気自動車の車両充電設備について

【現状】

電気自動車の車両充電設備について、市は以下のように設置している。

（急速充電器）

No	区	設置箇所	台数	充電器のタイプ	設置年月日
1	門司区	港湾空港局庁舎	1台	急速（20kw）	H25.3.28
2	小倉北区	小倉北区役所北側	1台	急速（50kw）	H22.3.11
3	小倉北区	北九州都市高速富野 PA	1台	急速（50kw）	H24.3.30
4	小倉南区	小倉南区役所	1台	急速（10kw）	H25.3.29
5	小倉南区	文化記念公園	1台	急速（10kw）	H25.3.14
6	若松区	若松区役所	1台	急速（20kw）	H25.3.21
7	八幡東区	北九州都市高速山路 PA	1台	急速（50kw）	H24.3.31

※出所：市提供資料

注1：利用料金は無料である。

注2：No3、No7は令和4年度に更新予定である。

（倍速充電器）

No	区	設置箇所	台数	充電器のタイプ	設置年月日
8	門司区	門司港レトロ駐車場	1台	倍速（200V）	H23.3.31
9	門司区	松ヶ江市民センター	1台	倍速（200V）	H24.3.30
10	小倉北区	市営勝山公園地下駐車場	2台	倍速（200V）	H24.3.30
11	小倉北区	市営天神島駐車場	1台	倍速（200V）	H24.3.30
12	小倉北区	市営室町駐車場	2台	倍速（200V）	H24.3.30
13	小倉南区	小倉南区役所東谷出張所	1台	倍速（200V）	H24.3.30
14	小倉南区	北九州空港	2台	倍速（200V）	H24.3.30
15	若松区	北九州学術研究都市学術情報	1台	倍速（200V）	H23.3.31

No	区	設置箇所	台数	充電器のタイプ	設置年月日
		センター駐車場			
16	八幡西区	八幡西区役所上津役出張所	1台	倍速(200V)	H24.3.30
17	八幡西区	市営黒崎駅西駐車場	2台	倍速(200V)	H26.2.27

※出所：市提供資料

注1：利用料金は無料。ただし、一部の施設（No.8,10,11,12,17）では別途駐車料金が必要。

これらの充電設備の修繕・点検を行っており、過去3カ年の修理状況は以下のとおりである。

（過去3カ年の修理状況）

年度	施設	タイプ	修理金額
R元	小倉南区役所	急速(10kw)	162千円
R2	小倉南区役所	急速(10kw)	165千円
R2	小倉北区役所北側	急速(50kw)	349千円
R3	小倉北区役所北側	急速(50kw)	882千円
R3	北九州都市高速山路PA	急速(50kw)	263千円
R3	北九州学術研究都市学術情報センター駐車場	倍速(200V)	97千円

※出所：市提供資料

【意見】

市が設置する充電設備はいずれも運用開始から10年程度経過していることから、設備の更新の時期を迎えており、実際に令和4年度において2カ所の更新を行う予定である。その後においても、維持管理に関する費用負担が増加することが想定される。

一方で、近年は民間の設置する充電設備も増加しており、技術革新が著しい設備であるため、充電能力も向上している状況である。

福岡県内のEV充電器設置か所数（充電器数）（公共性を有するもの） 計588か所（799基） ※急速313か所（328基）、普通275か所（471基）（令和4年9月12日現在） ※チャデモ協議会「充電施設位置情報」を引用。当該情報は日産・トヨタ・三菱各販社のHP等より算出。

※出所：福岡県ホームページ

このような状況において、市の負担によって充電設備を設置する必要性や合理性が認められるかについて、利用状況や公共性を踏まえて慎重に検討することが望まれる。

また、市が設置する充電設備の利用料金は無料となっているが、民間施設は有料であることが一般的であるため、利用料金の有料化についても、併せて検討することが望まれる。

ウ. エコドラ・ノーマイカー普及推進事業

<事業概要>

事業概要	エコドライブの普及及び過度なマイカーの利用から公共交通の利用等への転換を図るための施策を実施する。
予算	令和3年度当初予算 2,302 千円

※出所：市提供資料

①（意見）ノーマイカー強化月間について

【現状】

毎年10月及び11月を「ノーマイカー強化月間」として、新聞やフリーペーパー、SNS及びバスの車外広告等により、様々なPRをしている。

【意見】

このような広告によりPRした結果、市民がマイカーの利用をどの程度控えているのか効果は疑問である。

また、市の公用車の稼働状況に関する資料を閲覧したところ、10月及び11月に稼働が減少しているという事実は見受けられなかった。

効果を上げる方法として、強化月間において以下のような対策が考えられるため、今後検討することが望まれる。

- 具体的な削減目標を掲げる
- 公共交通機関の運賃（例えば、1日フリー乗車券等）を一部補助する
- 自転車のシェアサイクル「ミクチャリ」の利用を促進する
- パークアンドライド駐車場情報を提供する
- 無料のシャトルバスを運行する

<区間例>（公共交通機関が運行していないような）住宅街から市中心部に運行

(5) グリーン成長推進部 再生可能エネルギー導入推進課

ア. 中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進事業

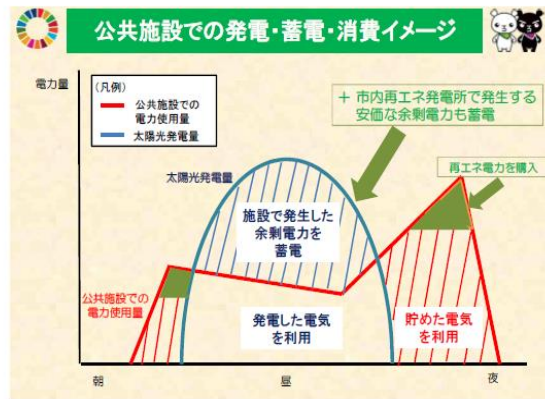
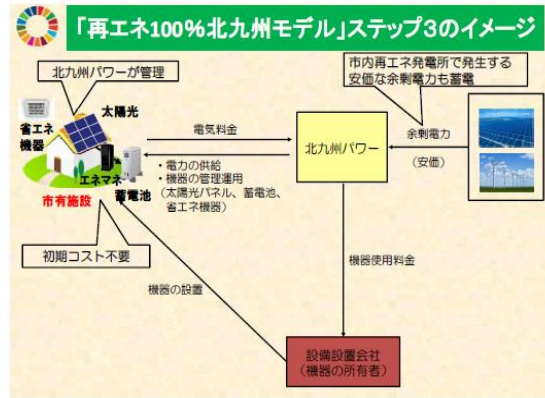
<事業概要>

事業概要	<p>使用電力を 100%再エネで賄う北九州市版 RE100(「再エネ 100%北九州モデル」次頁参照)を図るため、再エネ導入や省エネ方法等の最適化について、実現可能性を調査し検討する。</p> <p>また、市内中小企業への、最先端の省エネ設備およびエネルギーマネジメントシステムの導入支援を行う。</p> <p>さらに、EV と充放電器の導入支援を行う。EV を蓄電池として活用し、充放電器と組み合わせることで、更なる省エネと自家消費型太陽光発電運用の最適化を図る。</p>
実施状況	<p>上記の具体的な対応として、脱炭素社会の実現に向け、市内の事業所へ自家消費型太陽光発電設備、小型風力発電設備、蓄電池や最先端の省エネ機器(更新に限る)、電気自動車・V2H 充放電器を導入する中小企業等に対し、下記の内容にて費用の一部を補助している。</p> <p>1. 補助対象事業(設備等)</p> <p>① 発電、蓄電設備(新設・増設どちらも可)</p> <p>② 高効率な省エネ機器(更新に限る)</p> <p>③ 電気自動車(EV および PHV・PHEV を含む)と V2H 充放電設備</p> <p>2. 補助対象経費および補助額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器の設置にかかる設備代および工事費の 3分の1 以内 (他の補助金との併給不可) ・電気自動車と V2H 充放電器は 1組につき 80 万円 (国等補助金との併給可) <p>合計で最大 500 万円まで</p> <p>取組指標として、2030 年までに 10 件/年程度</p> <p>なお、補助対象事業者については、補助事業終了後 3 年間、エネルギー使用量等実績報告書を提出する必要がある。</p> <p><北九州市中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進事業補助金交付要綱></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(報告書の提出)</p> <p>第 19 条 補助事業者は、補助事業の終了後 3 年間、事業所のエネルギー使用量実績等を含む省エネ活動実績報告書(第 11 号様式)を翌年度の 5 月末までに市長に提出するものとする。</p> </div>

※出所：市提供資料から一部抜粋

別紙 1

「再エネ100%北九州モデル」の定義



※出所：市提供資料から一部抜粋

①（結果）エネルギー使用量等を含む省エネ活動実績報告書の提出について

【現状】

中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進事業については、「北九州市中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進事業補助金交付要綱」第19条において、中小企業向けに補助金を交付し、交付後も3年間にわたって「エネルギー使用量等を含む省エネ活動実績報告書」にて報告を受ける旨が定められている。当該報告書提出期限は各年度において、翌年度の5月末であるが、市に提出された当該報告書における日付が期限を過ぎた6月となっているものや日付の記載がないものが散見された。

【指摘事項】

実績報告書入手する目的は、概算払いの補助金の金額を確定し、補助金交付要綱に照らして実績結果の経費内容が適切か否かを確認するとともに、当該補助対象事業の成果が補助金の交付決定の条件に適合するか否かを確認することで、当該補助対象者により電力の脱炭素化が図られ、環境への配慮という実績が達成されたか否かを確認することである。

同交付要綱第19条にて翌年度の5月末という期限を設けること及び日付の記載を設けることで、当該実績の精度を確保し、同補助金の交付の趣旨を効果的に達成することができるといえる。

市は、当該実績報告書につき提出自体はすべて受けているものの、翌年度の 5 月末という期限は過ぎているため、当該状況においては、同交付要綱第 19 条に反する状況であると判断せざるを得ず、早急に改善すべきである。

イ. 北九州市役所環境・エネルギープロジェクト推進事業

<事業概要>

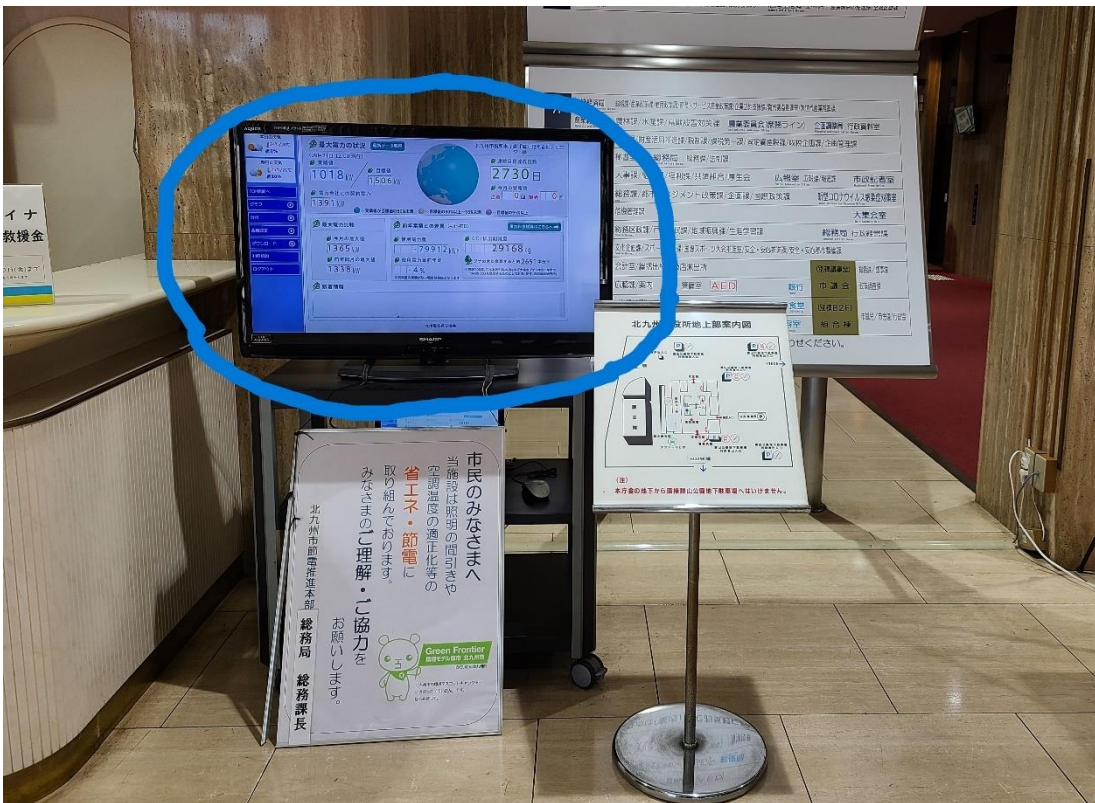
事業概要	環境モデル都市としての市役所の率先垂範を実践し、省エネ法及び温対法の規制へ対応するため、平成 23 年度から実施している本事業により市役所の環境・エネルギー対策を行い、更なる省エネ・節電を推進する。
予算	令和 3 年度当初予算 7,880 千円

※出所：市提供資料

① (意見) 市役所の電力使用量について

【現状】

市役所の電力使用量について、市役所 1 階にモニターを設置している。



(撮影日：令和 4 年 9 月 21 日)

【意見】

上記のモニターについては、守衛の後ろにあり、人目に触れられる機会が少ないと言える。実際に、監査人においても、このようなモニターの存在に気付いておらず、当該事業の検証の過程においてモニターの存在を知った次第である。

率先垂範を実践するためには、より人目に触れられるように以下のような工夫をすることが望まれる。

- 市役所のエレベーターホールにモニターを設置する
- 市役所のホームページ上にて公開する

②（意見）市有施設の電力使用量について

【現状】

市有施設における年度別の電力使用量推移は、以下のとおりである。

（単位：GWh）

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
282	260	270	263	256	237	243	253	252	246	245	247

※出所：市提供資料

平成 22 年度から平成 27 年度にかけては、概ね右肩下がりで電力使用量が減少しているが、それ以降については横ばいか若干増加している状況である。

なお、令和元年度末以降は全庁的に積極的な換気等の新型コロナウイルス対策を講じているため、大幅な空調効率の低下やサテライトオフィスの活用等、電力使用量の増加要因があると考えられる。それを考慮すれば、平成 29 年度及び 30 年度と比しても全体電力使用量を抑えている状況であると言える。

【意見】

市では令和 2 年 10 月に、「2050 年までに脱炭素社会の実現（温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする）」を目指す、ゼロカーボンシティを表明している。

また、令和 3 年 8 月に公表した「北九州市地球温暖化対策実行計画」において、今後の取組み内容として、以下の項目が挙げられている。

- | |
|--|
| <p>① 徹底した省エネルギー対策</p> <ul style="list-style-type: none">（ア） 高効率機器の導入（イ） ごみ処理に係る収集運搬、焼却工場の省エネ対策（ウ） 上下水道事業の省エネ対策 <p>② 公共施設の再エネ 100%電力化</p> <p>③ 公用車への次世代自動車の導入</p> <p>④ ごみ処理における脱炭素化</p> <ul style="list-style-type: none">（ア） プラスチック対策（プラごみ発生抑制）（イ） バイオマスプラスチックの導入（ウ） 廃棄物発電の有効活用（エ） 脱炭素社会の実現を見据えた先進事例の研究 |
|--|

※出所：「北九州市地球温暖化対策実行計画」P.120～121

今後において、これらの取組みを実現するためには、年度毎かつ施設毎に電力使用量の目標数値を設定し、実績値との比較分析を行い、実行計画の見直し等を行っていくことが有用である。そうすることにより、今まで以上に電力使用量の抑制を図ることが見込まれると考える。

(6) グリーン成長推進部 環境イノベーション支援課

ア. 環境未来技術開発助成事業

<事業概要>

事業概要	<p>市では、循環型社会及び脱炭素社会の実現に向け、環境産業の振興を図り、環境分野の課題の解決に先導的役割を果たすことを目的とした「北九州市環境未来技術開発助成制度」を平成15年度に創設した。</p> <p>本制度は、新規性、独自性に優れ、かつ実現性の高い環境技術の実証研究等に対して、その研究開発費を助成することにより、市内中小企業等に技術開発の機会を提供するとともに、市における環境分野の技術の集積を促す役割を果たしている。</p>
事業内容	<p>令和3年度予算は47,775千円となっている。内訳としては、負担金補助及び交付金として47,415千円、環境未来技術検討会委員への謝金及び事務費360千円である。</p>

※出所：市提供資料

① (結果) 直接人件費について

【現状】

令和3年度の「北九州市環境未来技術開発助成金」の概要は、以下のとおりである。

	実証研究		社会システム研究	FS研究
	事業化 チャレンジ枠	一般枠		
(1)市内中小企業が中心となって実施する場合	対象経費の3分の2以内	対象経費の3分の2以内		
(2)市内の大学等が中心となって市内中小企業と共同で実施する場合	(注)重点分野及び当該分野に準じ市長が特に認める分野のみを対象	対象経費の3分の1以内(重点分野は2分の1以内)	対象経費の3分の2以内	
(1)(2)以外の場合		対象経費の3分の1以内(重点分野は2分の1以内)		
限度額(1テーマ当たり1年度)	1,500万円	1,000万円	200万円	
助成期間(1テーマに対する)	原則1年	最長3年間	原則1年	

(注) 事業化チャレンジ枠について

重点分野及び当該分野に準じ市長が特に認める分野の実証研究のうち、より事業化及び雇用創出が特に見込まれる研究を対象として、事業化チャレンジ枠を設定している(事業化チャレンジ枠で申請を行った場合、同枠で採択されなくても、一般枠で採択となる可能性がある)。

※出所：市ホームページ、北九州市環境未来技術開発助成金交付要綱

令和3年度に交付を受け確定をした助成金のうち、一部の研究に係る交付確定額は下記となっていた。

交付決定額	3,800,000 円
助成対象経費	5,489,381 円
交付確定額	2,744,690 円

※交付確定額は、助成対象経費×補助率 1/2 かつ交付決定額以下

※出所：市提出資料

上表における「助成対象経費」は以下のように構成されている。

内訳	金額
原材料費、消耗品等	2,264,931 円
機械装置等のリース料等	541,970 円
直接人件費	2,591,660 円
調査費、旅費等	90,820 円
合 計	5,489,381 円

※出所：市提供資料

このうち、直接人件費に係る金額の内訳は以下のとおりである。

職名	職務内容	支払金額
研究職員	研究業務	1,402,500 円
業務支援職員	一般事務補助業務	1,189,160 円

※出所：市提供資料、労働条件通知書(兼)雇用契約書

当該助成金を構成する直接人件費については、「北九州市環境未来技術開発助成金交付要領」において下記のように定められている。

直接人件費	<p>直接研究に携わっている研究者又は技術者（当該研究における専属担当者）が市内（FS 研究については、市内の研究活動に限定しない）で実験、分析、測定等研究開発活動を行うために要する経費。</p> <p>人件費は、人件費単価に研究開発活動に従事した時間を乗じたものとする。人件費単価は、北九州市環境未来技術開発助成事業における人件費の計算に係る実施細則に基づいて計算するものとする。</p> <p>なお、実証研究における直接人件費の額は、助成対象経費のうち研究者全員の合計で 600 万円を上限とする。</p>
-------	---

当該要領によれば、対象となる者は「直接研究に携わっている研究者又は技術者（当該研究における専属担当者）」であるが、一般事務補助業務に携わる人員についての時間数も加味されている状況である。

【指摘事項】

当該職員が行う業務が直接人件費となるかの判断については、上記の要領における「技術者（当該研究における専属担当者）」に該当するかによる。ただし、労働条件通知書（兼）雇用契約書における記載では職務内容が一般事務補助業務となっていることから、当該案件に関する専属担当者であるかは判別しえない。また、資料として業務報告書を閲覧したが、そのみで研究開発活動か間接活動かも判別しえない。

その点について、研究開発活動以外の所属組織における間接経費が入り込み助成金の対象経費となることがあれば、それは意図していない助成となり、市民の理解を得るのは難しいと言える。そのような職務の者が行う研究開発活動に携わることにより支給される人件費も直接人件費と市が認めるのであれば、業務日報に記載されている業務内容とその時間数との対応関係を厳密に精査する必要がある。

また、上記の問題が生じるのは、当該要領における定義が曖昧となっていることが原因の一つである。厳密に直接人件費の対象を限定するのであればその旨を要領に追加して記載することが必要である。また、研究開発活動には間接的な活動が多分に生じ、それに係る人件費も含めて助成を行うことを趣旨とするのであれば、間接人件費に関しての条件を定めたくて要領に記載することが必要である。

イ. 新規環境産業創出事業

<事業概要>

事業概要	市内で生産されている環境配慮型製品や環境負荷低減に寄与する製品またはサービスを「北九州エコプレミアム」として選定し、広くPRを行うことにより、その販売を支援する。
実施状況	<p>北九州エコプレミアムの制度や選定商品について、カタログの制作・配布や、エコテクノ展での発表会開催、その他展示会への出店、ホームページへの掲載など、PRの支援を強化し、北九州エコプレミアムの知名度向上と選定企業の販売支援を行う。</p> <p>北九州エコプレミアムの対象製品・サービスの選定は市内企業からの応募に基づき専門家で構成される選定検討会により毎年1回実施され、選定された企業に対しては、選定製品・サービスに係る選定書を贈呈するとともに、選定製品・サービスのPRに活用するため北九州エコプレミアム認定ロゴマークの使用を許諾している。認定ロゴマークの使用許諾について選定企業からはライセンス料その他の対価は徴取していない。</p>

※出所：市提供資料、「北九州エコプレミアム」ホームページ

①（意見）北九州エコプレミアムロゴマークの使用許諾条件の設定について

【現状】

北九州エコプレミアム認定ロゴマークは市に著作権及び二次的著作物の利用権が帰属する知的財産権であるが、選定された企業が遵守すべき使用許諾の条件については『「北九州エコプレミアム」認定ロゴマークの使用の手引き』にて案内をするのみで、使用許諾契約書の締結や条件遵守に係る誓約書等の徴収は実施されていない。選定された企業が認定ロゴマークの使用を申請する場合、『「北九州エコプレミアム」認定ロゴマーク使用承認申請書』の提出が義務付けられているが、この書面にも使用条件の遵守を誓約する文言等は存在しない。なお、市が北九州エコプレミアムに選定された企業に使用許諾をしている認定ロゴマークは以下の3つである。

<使用許諾の対象となるロゴマーク>



出所：市提供資料

【意見】

北九州エコプレミアム認定ロゴマークは市が知的財産権を有する公的資産であり、本来、私的な目的のために無制約な使用を認められるものではない。また、北九州エコプレミアム制度は市の責任において運営されている公的制度であり、万が一、不適切な使用がなされるようなことがあれば、市の社会的な信用の低下を招く危険もある。そのため、その使用許諾は厳格な条件設定、法的拘束のもとでなされるべきである。

しかしながら、現状の運用では、選定された企業に対する『「北九州エコプレミアム」認定ロゴマーク使用の手引き』の配布により使用条件の案内をなすのみで、当該書面に記載された使用条件を遵守させるための契約書の締結や誓約書の徴収までは実施されておらず、使用条件に係る法的拘束力の有無及び範囲、使用条件に違反した場合のペナルティの有無及び内容等が極めて曖昧な状況となっている。

そのため、今後は、選定された企業に対し使用条件、違反時のペナルティその他の条件を明示した使用許諾契約書の締結を求める運用を採用することが望ましい。仮に、即時にこのような運用を採用することが難しい場合でも、これまで選定された企業から徴取してきた『「北九州エコプレミアム」認定ロゴマークの使用承認申請書』において、使用条件を遵守する旨の誓約文言等を既定文言として追記しておくことが望ましい。

ウ. 環境産業融資制度

<事業概要>

事業目的	市内において環境・エネルギーに関する設備投資を行う企業等に対し、金融機関と連携して必要な資金を融資することにより、市経済の振興と低炭素社会づくりの両立を図る。
事業概要	<p>北九州市環境産業融資制度要綱に基づき金融機関及び信用保証協会と提携して企業に融資を実施する。</p> <p>具体的な制度内容は以下のとおりである。</p> <p>市が金融機関に対し定期預金の方法で預託金を預託し、金融機関はこの預託金に一定額の自己資金を加え、これを原資として金融機関から企業に融資を実行する。</p> <p>企業が、省エネ設備・省エネ設備導入資金及び環境配慮型製品導入資金に係る融資を利用する場合、信用保証協会の保証が必要となり、その際、企業が信用保証協会に支払う保証料の一部を市が補填する。</p> <p>融資の実行に際しては、申込者は市所定の申込書、必要書類を市に提出して審査を受ける。当該審査において市が適当と認めたものについて、市から金融機関に関係書類を送付し、金融機関、必要に応じて信用保証協会の審査を経て融資実行の可否が決定される。</p> <p>北九州市環境産業融資制度に基づく融資対象資金は以下の3種類となっている。</p> <p>① リーディングプロジェクト支援資金 環境エネルギー技術革新計画又は Cool Earth－エネルギー革新技術計画に記載された技術分野の研究開発、それらに密接な関連を有する材料、製品又は製造装置の製造及び発電等の事業の実施に必要な設備投資に対する資金融資制度。</p> <p>② 省エネ設備・新エネ設備導入資金 市内中小企業の事業所への省エネ設備又は新エネ設備の導入に必要な設備投資に対する資金融資制度。</p> <p>③ 環境配慮型製品導入資金 燃料電池自動車（FCV）、電気自動車、プラグインハイブリッド車及びそれらの充電設備並びに北九州市エコプレミアム認定製品のうち償却資産として資産計上するものの導入に必要な設備投資に対する資金融資制度。</p>

※出所：市提供資料

① （意見）環境産業融資制度の見直しについて

【現状】

平成 23 年以降の新規融資実施件数及び新規融資金額の推移は以下のとおりである。

年度	リーディングプロジェクト支援金	省エネ設備新エネ設備導入資金	環境配慮型製品導入資金	融資件数 合計	融資金額 合計（千円）
H23	0	2	0	2	3,454
H24	0	5	2	7	11,099
H25	1	4	0	5	213,264
H26	0	0	0	0	-
H27	0	1	0	1	1,094
H28	0	1	0	1	1,151
H29	0	1	0	1	1,155
H30	0	0	0	0	-
R元	0	0	0	0	-
R2	0	0	0	0	-
R3	0	0	0	0	-

※出所：市提供資料、市担当者ご説明

【意見】

平成 29 年度に新規融資 1 件を実行して以降は新規融資の実績は一切なく、平成 29 年以前の実績をみても平成 26 年以降は毎年 0 件または 1 件の新規融資の実績しか存在しないため、当該事業が積極的に利用されているとは言い難い状況である。市は制度利用促進のために平成 27 年度以降、最低投資額と融資対象の見直しを実施するなどしているが、その後も実績は低調である。市は、今後、展示会や会議等で制度を広く PR していくとしているが、抜本的な対応策とは言い難く、これにより実績が大きく回復する見込みは低いと言える。そもそも当該事業が企業のニーズに合致した事業と言えるか疑問であり、市がこの事業を継続することによる経済効果も乏しいと考えられるため、市が実施している他の融資制度との一元化等、今後の事業の在り方について再検討を行うことが望ましい。

(7) 環境国際部 環境国際戦略課

ア. 公益財団法人北九州国際技術協力協会に対する補助金

<事業概要>

事業概要	北九州市域における、開発途上国等に対する技術協力、国際協力の中核的な実施主体である公益財団法人北九州国際技術協力協会（以下、「北九州国際技術協力協会」という。）の活動支援を行い、本市の技術振興、環境国際協力および環境ビジネスの一層効果的な推進を図る。																								
北九州国際技術協力協会の概要	<p>北九州市域に蓄積された技術資産を開発途上国へ移転することを目的に、1980年7月に民間主導で設立された公益法人である。国際的な技術研修の実施を中心に、専門家派遣、国際技術協力に関する調査研究、コンサルティングなどの広範な国際技術協力を推進している。2012年4月より公益財団法人化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立年月日：昭和55年（1980年）7月14日 ・ 基本財産：5億1,376万円 <p>【内訳】</p> <p>市：2億1,000万円（40.9%）、県：7,500万円 企業等：2億2,876万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員：評議員15名、理事8名、監事3名 ・ 事務局職員数：8名（うち市派遣1名） <p style="text-align: center;">ほかにコースリーダーなど33名</p>																								
実施状況	<p>市は、対象である北九州国際技術協力協会に対し、32,600千円の補助金を交付している。</p> <p>【令和3年度補助金内訳】 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="411 1258 1273 1594"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> <th>差異</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修・技術専門協力</td> <td>10,414</td> <td>12,207</td> <td>△1,793</td> </tr> <tr> <td>システムインフラ管理</td> <td>9,496</td> <td>10,939</td> <td>△1,443</td> </tr> <tr> <td>環境国際情報DB整理</td> <td>5,150</td> <td>4,145</td> <td>1,004</td> </tr> <tr> <td>国際親善・広報・研修機能強化</td> <td>7,540</td> <td>5,600</td> <td>1,939</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>32,600</td> <td>32,893</td> <td>△293</td> </tr> </tbody> </table>	項目	予算額	決算額	差異	研修・技術専門協力	10,414	12,207	△1,793	システムインフラ管理	9,496	10,939	△1,443	環境国際情報DB整理	5,150	4,145	1,004	国際親善・広報・研修機能強化	7,540	5,600	1,939	合計	32,600	32,893	△293
項目	予算額	決算額	差異																						
研修・技術専門協力	10,414	12,207	△1,793																						
システムインフラ管理	9,496	10,939	△1,443																						
環境国際情報DB整理	5,150	4,145	1,004																						
国際親善・広報・研修機能強化	7,540	5,600	1,939																						
合計	32,600	32,893	△293																						

※出所：市提供資料

① (結果) 補助金申請の際の添付書類について

【現状】

北九州国際技術協力協会に対する補助金について、令和3年度で32,600千円が交付されている。

北九州市補助金等交付規則第5条第2項第2号においては、補助金等の交付の申請の際には、当該申請書とともに申請者の資産および負債に関する事項についての書類を添付する旨規定されているが、市は、申請者の資産および負債に該当する直近の決算書についての入手を省略している。当該事象は、期中において随時開催される補助金交付対象者との会議の際に、市の担当者が補助金対象者の資産および負債の状況について確認を実施していることから、同条第3項における添付資料の省略に該当するものとして認識していたために発生したものである。

<北九州市補助金等交付規則>

第5条 補助金等の交付の申請(契約の申込を含む。以下同じ。)をしようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名または名称および住所
- (2) 補助事業等の目的および内容
- (3) 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画(建設事業等にあつては設計を含む。)
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額およびその算出の基礎
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者の営むおもな事業
- (2) 申請者の資産および負債に関する事項
- (3) 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額および負担方法
- (4) 補助事業等の効果
- (5) 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、補助事業等の目的および内容により必要がないと認めるときは、第1項第3号の申請書に記載すべき事項の全部もしくは一部または前項の規定による添付書類に記載すべき事項の一部もしくは添付書類を省略させることがある。

なお、公益財団法人北九州国際技術協力協会補助金交付要綱においては、必ずしも資産および負債に関する事項についての書類の提出が求められていない。

<公益財団法人北九州国際技術協力協会補助金交付要綱>

(補助金の交付申請)

第4条 KITA 理事長は、環境局長が別に定める公益財団法人北九州国際技術協力協会補助金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- | |
|--|
| (1) 事業計画書
(2) 収支予算書
(3) 前2項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 |
|--|

【指摘事項】

北九州市補助金等交付規則第5条第2項において、補助金交付対象者より関連する申請書類に追加して添付書類を入手する目的は、市が補助金を交付するに相応しい事業体であるかどうかを判断するためである。すなわち、市が、北九州国際技術協力協会に対し補助金を交付するにあたり、北九州国際技術協力協会という社会的に意義のある事業を営む事業体であるかどうか、さらに資産および負債の規模を確認することで、補助金を交付する必要のないほど規模が大きいか、もしくは補助金に依存しすぎるほどに小規模ではないか、自治体として当該補助金を交付するのに相応しい状況であるかどうかを判断するためであるといえる。

北九州市補助金等交付規則第5条第3項は、補助事業等の目的および内容により必要がないと認めるときに限定しているものであり、申請者の資産および負債に関する事項については上記の目的を達成するにあたり必要不可欠なものであるため、同条同項の省略事項には該当しないと判断される。

よって、北九州国際技術協力協会に対する市が交付する補助金について、申請者からの交付申請の際には、申請者の資産および負債に関する書類として、直近の決算書を入手および添付すべきである。

イ. 公益財団法人地球環境戦略研究機関に対する補助金

<事業概要>

事業概要	<p>環境分野を中心とした調査研究業務に精通した公益財団法人地球環境戦略研究機関（以下、「地球環境戦略研究機関」という。また、通称は「IGES」である。）に事業活動支援を行い、北九州地域の資産を活かした、より高度な環境国際協力を推進する。</p>																
地球環境戦略研究機関の概要	<p>地球環境戦略研究機関は、持続可能な開発の実現に向けた政策手法の開発などを行うため、1998年3月に設立された国際的な研究機関（本部：神奈川県葉山町、国内支所5か所：東京、兵庫（2事務所）、北九州、横浜、海外支所3か所：北京、バンコク、ニューデリー）である。1999年10月に開設されたIGES北九州アーバンセンターは、国際協力事業やエコタウン事業など北九州市で行っている環境政策の実績を活かした活動を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 設立年月日：1999年10月 ➤ 基本財産：2億5,000万円 ➤ スタッフ数：常勤8名（うち市より係長級1名派遣）、兼任1名 非常勤2名 計11名 																
実施状況	<p>市は、地球環境戦略研究機関に対して20,000千円の補助金を交付している。</p> <p>【令和3年度補助金内訳】 （単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="411 1167 1273 1451"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> <th>差異</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アジア環境都市関連支援事業</td> <td>13,043</td> <td>14,806</td> <td>△1,763</td> </tr> <tr> <td>主な調査研究および情報発信事業</td> <td>6,956</td> <td>5,405</td> <td>1,551</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>20,000</td> <td>20,211</td> <td>△211</td> </tr> </tbody> </table>	項目	予算額	決算額	差異	アジア環境都市関連支援事業	13,043	14,806	△1,763	主な調査研究および情報発信事業	6,956	5,405	1,551	合計	20,000	20,211	△211
項目	予算額	決算額	差異														
アジア環境都市関連支援事業	13,043	14,806	△1,763														
主な調査研究および情報発信事業	6,956	5,405	1,551														
合計	20,000	20,211	△211														

※出所：市提供資料

①（結果）補助金申請の際の添付書類について

【現状】

地球環境戦略研究機関に対する補助金について、令和3年度で20,000千円が交付されている。前述「ア. 公益財団法人北九州国際技術協力協会（以下、「北九州国際技術協力協会」という。）に対する補助金」に記載のとおり、北九州市補助金等交付規則第5条第2項第2号において、補助金等の交付の申請の際には、当該申請書とともに申請者の資産および負債に関する事項についての書類を添付する旨規定されているが、市は、申請者の資産および負債に該当する直近の決算書についての入手を省略している。当該事象は、期中

において随時開催される補助金交付対象者との会議の際に、市の担当者が補助金対象者の資産および負債の状況について確認を実施していることから、同条第3項における添付資料の省略に該当するものとして認識していたために発生したものである。

なお、公益財団法人地球環境戦略研究機関補助金交付要綱においては、必ずしも資産および負債に関する事項についての書類の提出が求められていない。

<公益財団法人地球環境戦略研究機関補助金交付要綱>

(補助金の交付申請)

第4条 IGES 理事長は、環境局長が別に定める公益財団法人地球環境戦略研究機関補助金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

【指摘事項】





北九州市補助金等交付規則第5条第2項において、補助金交付対象者より関連する申請書類に追加して添付書類を入手する目的は、市が補助金を交付するに相応しい事業者であるかどうかを判断するためである。すなわち、市が、地球環境戦略研究機関に対し補助金を交付するにあたり、地球環境戦略研究機関という社会的に意義のある事業を営む事業者であるかどうか、自治体として当該補助金を交付するのに相応しい状況であるかどうかを判断するためであるといえる。

北九州市補助金等交付規則第5条第3項は、補助事業等の目的および内容により必要がないと認めるときに限定しているものであり、申請者の資産および負債に関する事項については上記の目的を達成するにあたり必要不可欠なものであるため、同条同項の省略事項には該当しないと判断される。

よって、地球環境戦略研究機関に対する市が交付する補助金について、申請者からの交付申請の際には、申請者の資産および負債に関する書類として、直近の決算書を入手および添付すべきである。

ウ. 環境国際ビジネス新基盤構築事業

<事業概要>

<p>事業概要</p>	<p>アジア低炭素化センターは、令和2年度に開設10周年を迎えた。今後、更なる環境国際ビジネス推進のため、「Horasis アジアミーティング」を開催し、今後拡大が予測される民間投資を市内企業が獲得する機会など、新たな事業機会を創出する。</p>
<p>アジア低炭素化センターの概要</p>	<p>アジア低炭素化センターとは、北九州市、KITA、IGES 北九州アーバンセンターが一箇所に集まり、相互に連携しながら共同実施の方式で運営する組織体であり、地域資源の活用を行い、環境技術や地域開発等の手法などについて企業のビジネス活動に結びつくような様々な面から支援を行いながら、アジアにおける低炭素化の推進と地域経済の活性化の実現を図ることを目的にしている。</p> <div style="text-align: center;"> <h2>アジア低炭素化センター</h2> <p>2010年6月 アジア低炭素化センター開設</p>  <p>公害克服やものづくりの過程で生まれてきた環境技術やこれまでの国際協力で構築してきた都市間ネットワークの活用</p> <p>北九州市、日本の環境技術を集約し、環境ビジネスの手法で、アジアの低炭素化を推進</p> <h3>推進体制</h3> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>強みを活かした連携</p> <p>3機関が同じ建物の2フロアに同居し、連携しつつも独立して活動</p> <p>↓</p> <p>互いの強みを生かした事業実施が可能に!</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>技術輸出の支援</p> <p>北九州市環境局 環境国際戦略課</p> <p>持続可能な社会の実現に向けた有機的連携</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>アジア低炭素化センター</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>KITA 専門人材の育成</p> <p>■(公財)北九州国際技術協力協会 (KITA)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>JICA</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>IGES 調査研究情報発信</p> <p>■(公財)地球環境戦略研究機関 (IGES)北九州アーバンセンター</p>  </div> </div> </div>
<p>実施状況</p>	<p>➤ 「Horasis アジアミーティング」の開催</p> <p>東南アジアを中心に、政府関係者や企業の最高責任者など約400名が参加する国際会議である。「SDGs」や「環境ビジネス」など市の強みを</p>

	<p>テーマに設定し、参加者同士、また市内企業やアジア諸国の政府とのネットワークを強化することにより、市の取り組みや市内企業の高い技術力を国内外に発信し、今後拡大が予想される民間投資を市内企業が獲得する機会など、新たな事業機会を創出する。</p> <p>▶ 成果発表会の開催</p> <p>これまでアジア低炭素化センターが支援をしてきた企業、団体およびカウンターパート都市による成果発表会であり、オンライン方式等を採用することで、国内外の人の動きを最小限に控えながら、発表会を実施する。なお、成果発表会の開催後には、別途アジア低炭素化センターによる相談窓口を設けるとともに、海外展開に積極的な市内企業の技術を紹介するためのデータベースを整備し、支援先や支援企業の新規開拓を目指す。</p> <p>▶ 「Horasis アジアミーティング併催イベント」の開催</p> <p>「Horasis アジアミーティング」の併催イベントとして、市内の学生や市内中小企業等を対象とした「環境」や「SDGs」をテーマとしたイベントを開催することで、「Horasis アジアミーティング」の市民への更なる波及効果を創出する。</p>
予算	令和3年度当初予算 65,782 千円

※出所：市提供資料

① （結果）予定価格の積算について

【現状】

令和3年11月に開催予定であった Horasis アジアミーティングの成果向上及びシビックプライド醸成を図るために、「海のお掃除プラントロボット夢コンテスト事業」を併催事業として実施している。

市は、「海のお掃除プラントロボット夢コンテスト事業」の実施にあたり、Horasis アジアミーティングと強い連携が必要となることから、Horasis の日本におけるパートナーの一つである一般社団法人地域企業連合会と特命理由書に基づく随意契約により業務委託契約を締結している。

委託料は7,000 千円であり、委託業務内容は以下のとおりである。

1. コンテスト実施体制の構築
2. コンテストの応募要件等の作成
3. 審査体制の構築
4. ホームページや配布物等の広報業務
5. 市内外の大学、団体等への案内、周知
6. 応募受付及びその取り纏め
7. 応募団体及び市民等からの問い合わせ対応
8. 事業実施に係る適切な応募数の確保

9. 応募内容の審査及び審査結果の公表
10. その他当該事業の実施に必要な業務の一切
11. その他

【指摘事項】

市は、一般社団法人地域企業連合会と業務委託契約を締結するにあたり、参考見積りを入手しているが、予定価格を積算しておらず、委託金額の妥当性が検討されていない。

特命理由書に基づく随意契約により業務委託契約を締結する場合、北九州市契約規則第19条の2に従い、予定価格を適切に積算した上で委託金額の妥当性を検討し、決定する必要がある。

したがって、業務委託契約を締結するにあたり、委託金額の妥当性を判断するために、予定価格を適切に積算すべきである。

<北九州市契約規則>

(随意契約の予定価格の決定)

第19条の2 市長は、随意契約の方法によるうとするときは、あらかじめ第13条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。

(一般競争入札の予定価格及び最低制限価格)

第13条 市長は、一般競争入札に付する場合には、あらかじめ仕様書、設計書、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡及び履行期限の長短等によって予定価格を定めなければならない。

② (意見) コンテストの受賞商品について

【現状】

令和3年度において、Horasis アジアミーティングと併催の企画として、地球環境への理解度、独創性、表現力及びプレゼンテーション力を競う「海のお掃除プラントロボット夢コンテスト」が開催された。対象者は「ジュニア部門(小～中学生)」及び「学生～一般部門(高校、専門学校以上)」とし、それぞれの部門における受賞者に対しては、北九州市長賞として、表彰状及びトロフィーのみならず副賞商品として、北九州市特産品を贈呈することとした。

具体的には、「学生～一般部門(高校、専門学校以上)」に対する副賞商品として、「ふぐ・地酒」を贈呈していた。

【意見】

「海のお掃除プラントロボット夢コンテスト」の「学生～一般部門(高校、専門学校以上)」の受賞対象者は、20歳未満の学生も含まれることになる。それにも関わらず、受賞者が選定されるより前に、受賞商品として「ふぐ・地酒」を選定していた。

この点について、担当者にヒアリングを行ったところ、市の特産をアピールすることに

主眼を置いていたことや受賞者決定から予算に対する実績を早期に確定させる必要があったことから、業者からのカタログに記載のあった「ふぐ・地酒」といった内容にて受賞商品を確定させたとのことである。

本来のコンテストの目的を効果的に達成させる観点からも、コンテスト受賞者に対し贈呈する受賞商品に関しては、市の特産物によるとしても、その中でも受賞者に相応しい商品を選定することが望ましい。

なお、当該コンテストの「学生～一般部門（高校、専門学校以上）」の受賞者は、未成年ではなく20歳以上であったとのことである。

エ. サステナブル環境ビジネス展開事業

<事業概要>

事業目的	「SDGs 推進」や「サーキュラーエコノミー推進」に適応する技術や製品の海外展開を支援することにより、循環型社会及び脱炭素社会の実現、市の環境ビジネスの「ブランド力の向上」と「SDGs 戦略の実現」を図る。
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 実証試験 既に国内で販売しており、それを海外展開しようと現地で準備を進めている案件で、本事業の補助により、現地ニーズに合わせた仕様に変更して実証試験をすることで、売り先の理解が深まり、確実な販売促進に繋がるもの ▶ 実行可能性調査（以下、「FS」という。） 既に国内で販売しており、それを海外展開するための想定国・地域におけるビジネスモデルを構築するもの
対象案件	脱炭素に資する環境関連技術・製品に該当するもののうち、特に「SDGs 推進」または「サーキュラーエコノミー推進」に適応可能性の高い環境関連技術や製品
助成対象	海外で実証試験、FS を実施する市内中小企業及び市内中小企業と連携する市内中小企業
助成対象経費	実証試験及び FS に要する経費全般（土木・建築工事費、機械装置等製作・購入費、マーケティング調査費、旅費交通費等）
助成金額	助成の対象となる経費に2分の1を乗じて得た額の範囲内の額とする。ただし、実証にあっては500万円、FSにあっては300万円を上限とする。

※出所：市提供資料

①（意見）助成対象経費について

【現状】

市は、株式会社ビートルエンジニアリングのFSの助成金交付予定額の決定にあたり、申請企業の旅費規程を考慮し、旅費規程に従った金額であれば助成対象経費として妥当なものとして取り扱っている。このため、特に海外出張では、役員のビジネスクラス利用による特別に加算された料金が助成対象経費に含まれることになり、また、出張日当も助成対象経費に含まれている。

その結果、助成金交付予定額として上限の300万円が決定されている。

経費内訳		予算額（円）
機械装置等費		0
労務費	人件費	1,407,000
その他経費	消耗品費	355,067

経費内訳		予算額（円）
	旅費交通費（*）	1,977,280
	外注費	2,300,000
	諸経費	0
助成対象経費合計		6,039,347
助成金交付予定額		3,000,000

※出所：市提供資料

（*）旅費交通費内訳

項目	単価	回数	助成対象経費（円）
海外渡航航空券（役員） （うち、ビジネスクラス料金）	400,730 (390,000)	1回	400,730
海外渡航航空券（社員） （うち、エコノミークラス料金）	185,730 (175,000)	3回	557,190
現地国内航空券	－	－	165,160
日本国内航空券	－	－	393,200
海外宿泊費	－	－	320,000
出張日当	－	－	141,000
助成対象経費合計			1,977,280

【意見】

役員のビジネスクラス利用による特別に加算された料金については、確かに申請企業の旅費規程に基づけば旅費として考慮されるべきものであるが、市の助成金の算定上、助成対象経費に含むべきかどうかについては、事業目的を達成するために必ずしも必要な経費とは言えないのではないかと考えられる。

また、出張日当についても助成対象経費に含まれているが、出張日当は出張中に発生する食費等の諸雑費の性格を有していることから、助成対象経費に含めるべきかどうかについては、特別に加算された料金と同様に慎重な判断が必要である。

したがって、市は、助成対象経費とすべき経費について事業目的に照らし、その達成に必要なかどうかを慎重に検討したうえで、助成対象経費と助成対象外経費について明確に区分することが望ましい。

なお、ビジネスクラスの料金をエコノミークラスの料金に置き換え、出張日当を控除したうえで助成金交付予定額を算定すると2,841千円となり、159千円の減額となる。

②（意見）助成事業の変更申請及び承認について

【現状】

北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業助成金交付要綱によれば、助成事業を変更

しようとするときは北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業変更申請書（様式 8 各号）をあらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならないとされている。変更申込書を承認したところ、いずれも変更申請書の提出及び承認が、事業期間（令和 3 年 7 月 1 日～令和 4 年 3 月 1 日）の最終日である令和 4 年 3 月 1 日に行われており、実績報告書も同日に提出されていた。

<北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業助成金交付要綱>

（助成事業の変更及び中止）

第 19 条 助成事業者は、助成事業を変更または中止しようとするときは、変更にあつては北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業変更申請書（様式 8 各号）を、中止にあつては北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業中止申請書（様式 9）を、あらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽微な変更については、この限りではない。

- （1） 別表各対象経費区分において、20%以内の額を増減する場合。
- （2） 前項の各対象経費区分のうち、一つの対象経費区分において 20%を超える額を増減する場合であっても、その増減する額が助成対象経費全体の 5%を超える増減とならない場合。

【意見】

北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業では、助成金を申請しようとする企業は、「助成金交付申請書」、助成事業の内容を記載した「事業内容」、「事業計画」、「事業予算書」ほかを市に提出する。市は「助成金交付申請書」等の内容を審査し、助成金の交付の可否を決定する。そして、交付決定を受けた申請企業は「実施計画書」を市に提出するが、「実施計画書」に記載された助成対象経費に 20%超の増減が伴う軽微ではない変更が発生した場合には「変更申請書」を提出し、承認を受けなければならない。

この点、最近では新型コロナウイルス感染症の流行長期化の影響により渡航制限等があり、事業期間中に一度も渡航することができなかったことによる変更申請書が多く提出されている。

「実施計画書」は現地での調査・実験を前提に策定されており、渡航制限による旅費の減額は、助成金額に影響を及ぼすばかりでなく、当初の「実施計画書」にも大きな影響を及ぼすと考えられる。

したがって、変更申請書の提出及び承認は、事業期間最終日に行うようなものではなく、また、実績報告書の提出日と同日に行うようなものでもない。交付要綱に「あらかじめ市長に提出し」と定められているとおり、変更の必要性が判明した場合には、速やかに変更申請書の提出及び承認が行われることが望ましい。

オ. その他全般に関する事項

①（意見）見積書の日付について

【現状】

市は、見積り合わせにより委託先を選定する際に、複数の業者から見積書を入手しているが、見積書の作成日の日付が手書きとなっているものが多く見られた。また、筆跡が似ているため、市で日付を記載しているのではないかと思われるものが散見された。

【意見】

見積書の提出は契約の申込みにあたりとされており、見積り合わせのために入手する見積書の日付は、業者からの申込みが行われた日付を明確にするものであり、見積書が市の定めた提出期限内に提出されたものであるかを確認するための重要な情報となる。

したがって、見積り合わせの実施のために、見積書の提出を業者に依頼するにあたっては、業者に作成日付の記入を求めることが望ましい。

(8) 環境監視部 産業廃棄物対策課

ア. 産業廃棄物処理推進事業

<事業概要>

事業概要	産業廃棄物の適正処理・3Rを推進するため、産業廃棄物処理業者等への立入検査や、最終処分場放流水の測定等により、産廃処理が適正に行われるよう監視指導を行う。併せて、排出・処理動向の将来見通しの分析・公表、講習会等を活用した適正処理・3R情報の普及啓発を実施する。
予算	令和3年度当初予算 12,915千円

※出所：市提供資料

① (意見) 不法投棄防止夜間・早朝監視業務の報告について

【現状】

令和3年度不法投棄防止夜間・早朝監視業務委託においては、業務として「監視業務」と「監視カメラのメモリーカード及びバッテリー交換業務」が存在する。当該業務委託に係る仕様書において、業務実施方法及び業務の報告については以下のとおり決められている。

<令和3年度 不法投棄防止夜間・早朝監視業務委託 仕様書>

4 業務実施方法
4-1 <監視業務>
(1) 監視業務は、市の指定する場所及び地域を車両で巡回監視する方法で行う。 また、一定の場所を一定時間監視する方法でも行う。
(2) 年間の実施回数は200日とする。
(3) 業務に従事する人員は2名1班とし委託業務に従事する。
(4) 業務に使用する車両は、乗用車1台とし、「不法投棄防止パトロール中」の表示を運転手側及び助手席側に掲示すること。
(5) 業務実施日時及び巡回監視コースは、別紙1「業務計画書」のとおりとする。 ただし、天候その他の状況によって実施日時を変更する場合は、市と協議の上、決定すること。
(6) 不法投棄を発見した場合には、次のとおりとする。 ～(中略)～
4-2 <監視カメラのメモリーカード及びバッテリー交換業務>
(1) 交換業務は、当課で保管するメモリーカード及び充電済みのバッテリーを当課で受け取り、対象監視カメラの設置場所まで持ち運び、交換する。交換後、当日中に当課に交換済みのメモリーカード及びバッテリーを納品する。
(2) 年間の実施回数は23回とし、交換頻度は約2週間とする。
(3) 対象監視カメラは下記の7か所とする。 ～(中略)～
5 業務の報告

5-1 <監視業務>

業務の報告は、従事した日毎の報告（日報）と月毎の報告（月報）により行う。

- (1) 日報は、業務終了日の翌日（その日が市役所の閉庁日の場合は、翌日以降初めて開庁する日）の午前中までに提出すること。

報告の様式は、別紙様式 1 を使用し、不法投棄現場の地図や写真を別に添付すること。

また、出発時と帰着時の走行距離が分かる写真を添付すること。

- (2) 月報は、毎月の 10 日（その日が市役所の閉庁日の場合は、翌日以降初めて開庁する日）までに前月の業務の実施結果を報告すること。

報告の様式は、別紙様式 2 を使用すること。

5-2 <監視カメラのメモリーカード及びバッテリー交換業務>

業務の報告は、従事した日毎の報告（日報）により行う。

- 日報は、業務終了日の翌日（その日が市役所の閉庁日の場合は、翌日以降初めて開庁する日）の午前中までに提出すること。

報告の様式は、別紙様式 3 を使用すること。

※出所：市提供資料

いずれの業務においても年間の実施回数（「監視業務」は年間 200 回、「監視カメラのメモリーカード及びバッテリー交換業務」は年間 23 回）が決められている。

「監視業務」については、月報において実施回数の報告が求められ管理されているのに対して、「監視カメラのメモリーカード及びバッテリー交換業務」については、業務の報告が求められているのは日報のみであり、月報による月の実施回数の報告などは求められていない。

【意見】

「監視カメラのメモリーカード及びバッテリー交換業務」は年間 23 回と定められているが、実績の回数を把握するには、日報の報告をカウントしていく必要がある。「監視業務」と合わせると日報の枚数は年間数百枚に及ぶため、「監視カメラのメモリーカード及びバッテリー交換業務」においても、「監視業務」と同様、月報において実施回数の報告を求め管理することが望ましい。また、現状の月報では該当月の実施回数の報告のみであるため、契約期間にかかる累計の実施回数についても報告を求め、年間の実施回数を管理することが望ましい。

②（意見）不法投棄防止監視カメラ整備事業について

【現状】

不法投棄防止監視カメラ整備事業では、次の 3 つの業務についてそれぞれ業者の選定手続を実施したうえで契約を締結している。

1. 不法投棄防止監視カメラ設置・撤去工事

2. 不法放棄防止監視カメラ点検業務委託
3. 不法放棄防止監視カメラ修繕等業務委託

「1. 不法放棄防止監視カメラ設置・撤去工事」及び「2. 不法放棄防止監視カメラ点検業務委託」については、見積り合わせにより委託先を決定しているが、「3. 不法放棄防止監視カメラ修繕等業務委託」については特命理由書による随意契約により委託先を決定している。

結果的に、これら全ての業務で株式会社ジュネックと契約を締結している。

【意見】

令和3年度においては、「3. 不法放棄防止監視カメラ修繕等業務委託」の特命随意契約の理由として、「修繕等業務を行う既存監視カメラの、機器・システム構成は、設置業者が独自に開発し組み上げ設置したものである。本業務の遂行にあたっては、ノウハウや専門性が必要であり、履行可能な業者が他にいないため、設置業者である株式会社ジュネックと特命随意契約するもの。」とされている。

一方、「2. 不法放棄防止監視カメラ点検業務委託」については2社の見積り合わせにより委託先を決定しているが、株式会社ジュネックの見積金額と他社の見積金額では大幅な乖離があり、設置業者である株式会社ジュネック以外の会社と業務委託契約を締結するとは考えにくい。また、点検についても一定のノウハウや専門性が必要であると考えられる。

結果として全ての事業で監視カメラの設置会社である株式会社ジュネックが選定されているが、不法放棄防止監視カメラ整備事業については、監視カメラを設置した業者がその後の点検・修繕を実施することが合理的であると考えられるため、業務の効率性や経済性を考慮すると3つの業務の一本化を検討することが望ましい。

なお、令和4年度においては、「1. 不法放棄防止監視カメラ設置・撤去工事」を見積り合わせとしており、「2. 不法放棄防止監視カメラ点検業務委託」及び「3. 不法放棄防止監視カメラ修繕等業務委託」については、特命随意契約としている。

③（意見）リース取引に該当するかについて

【現状】

不法放棄防止監視カメラリース契約について、以下のとおりである。

件名	不法放棄防止監視カメラリース契約
契約先	扶桑電通株式会社 北九州営業所
契約金額	総額 6,464,303 円 (うち取引にかかる消費税及び地方消費税 478,837 円)
契約保証金	免除
履行期間	平成30年11月15日から平成35年3月31日まで
契約書 (一部抜)	(設置費用等の負担) 第9条 この契約に基づく物件の設置に要する全ての費用は、受注者

料)	<p>(賃貸人)の負担とする。</p> <p>2 受注者は、契約履行期間満了後仕様書に掲げる全ての機器等を発注者に無償で譲渡するものとする。</p> <p>(契約の変更等)</p> <p>第 10 条 発注者(北九州市)は、必要がある場合は、受注者と協議の上、この契約の全部または一部を解除し、若しくは変更し、またはその履行を一時中止させることができる。</p> <p>2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を補償するものとし、その補償額は、発注者受注者協議して定める。</p>
----	---

なお、環境局環境監視課においても、以下の大気汚染常時監視システム賃貸借契約を締結していた。

件名	大気汚染常時監視システム賃貸借
契約先	株式会社 JECC 九州支店
契約金額	総額 67,366,200 円 (うち取引にかかる消費税及び地方消費税 6,124,200 円)
契約保証金	免除
履行期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
賃貸借契約書 (一部抜粋)	<p>(契約の変更等)</p> <p>第 7 条 発注者(北九州市)は、必要がある場合は、受注者と協議の上、この契約の全部または一部を解除し、若しくは変更し、またはその履行を一時中止させることができる。</p> <p>2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を補償するものとし、その補償額は、発注者受注者協議して定める。</p> <p>(履行期間終了後の措置)</p> <p>第 21 条 この契約の履行期間終了後の措置について、大気汚染常時監視システムの一式を発注者に譲渡する。発注者から要請があれば、譲渡する一式の一覧表を提出すること。</p>

(注) 上記契約は平成 26 年 8 月 5 日に締結した賃貸借契約書第 21 条(契約期間満了後の措置)に基づく再リース契約である。

【意見】

市は、上記 2 件の取引について賃貸借契約を締結しているため、それに基づき賃貸借処理により会計処理を行っている。しかし、上記 2 件の契約の経済的実態はリース取引であると考えられるため、経済的実態に応じた契約書により契約を締結することが望ましい。

実際に、大気汚染常時監視システム賃貸借契約では、契約書内に再リース条項が盛り込まれており、それに従い再リース契約を締結している。また、不法投棄防止監視カメラリース契約では、入札にあたりリース契約仕様書が作成されており、リース取引であることが伺える。さらに、上記2件の契約では、履行期間の満了後に全ての機器等を発注者（市）に譲渡する旨が定められており、所有権移転ファイナンス・リース取引に該当するように見受けられる。

この点、市のホームページの財政状況に関する資料に掲載されている統一的な基準による財務書類（令和2年度決算財務書類）の注記（一般会計等）において、以下の記載がなされている。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除く）は自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

上記2件の契約については、賃貸借契約なのかリース取引なのかを明らかにしたうえで、リース取引として認識されたのであれば、リース資産への計上を検討する必要がある。

今後においては、経済的実態がリース取引に該当する取引については、約款等も含め、リース契約を締結した上で、注記に記載された市の会計方針に従った会計処理を行うことが望ましい。

④（意見）不法投棄防止監視カメラのリース契約について

【現状】

市は、不法投棄防止監視カメラのリース契約を締結するにあたり、物品等供給契約登録業者のうち、取引品目に電算機器のリースを含む全ての市内業者（3社）及び準市内業者（18社）に対し、入札参加への意思確認を行った。その結果、5社から入札参加の意思表示を受けたが、その後4社から入札不参加の申出があり、入札が中止となった。

入札辞退の主な理由は、「機器が揃えられない」及び「メンテナンスが対応できない」とのことであった。

そこで、市は再入札を行うため、変更可能な条件である機器について仕様書の見直しを行い、入札不参加の申出があった4社に対して入札の意向を確認したが、「メンテナンスの仕様が変わらない限り入札に参加しない」との回答と得ている。

これを受け、市は市外業者（76社）に対して入札参加の意向を確認したが、入札に参加する業者が無く、最終的には当初から入札参加の意向を示していた1社と特命理由書による随意契約によりリース契約を締結している。

【意見】

市の業務委託契約事務の手引きによると、仕様書の作成上の留意点として「原則として

軽微な事項を除いて契約の変更は認められないため、委託業務の内容を十分に検討した上で可能な限り明確な仕様書を作成しなければならない。」とされている。

この点、市外業者を含めて 97 社に対して入札の意向を確認したにもかかわらず、最終的に 1 社しか入札に参加する意向を示していない状況に鑑みると、市の作成した仕様書が「委託業務の内容を十分に検討した」ものとは言えないのではないかと考えられる。

入札の目的は、誰でも公平に参加できるように競争の機会を確保することであり、これは市が適切に仕様書を作成することにより達成することが可能となる。

したがって、市は、仕様書を作成するにあたり、委託業務の内容を十分に検討した上で、一般的に受け入れやすい仕様書を作成し、入札の透明性及び経済合理性を確保することが望ましい。

⑤（意見）「北九州市産業廃棄物許可業者検索システム」の更新について

【現状】

産業廃棄物許可業者を検索できるようにするため、市は「北九州市産業廃棄物許可業者検索システム」を構築している。当該システムの更新については、年 1 回（毎年 4 月 1 日）のみであり、報告書作成日（10 月 6 日）にサンプルで検索したところ、許可期限が到来済の事業者が散見されている状況である。

～例示～

The screenshot shows a web browser window displaying the search results for a waste disposal licensee. The page title is '北九州市産業廃棄物許可業者検索システム'. The search results for 'Amata Co., Ltd.' (アミタ 株式会社) are shown. The license expiration date is listed as 2022-06-28. The page also includes a table for waste disposal methods and a footer with contact information for the city's waste management department.

事業者情報	
住所	東京都千代田区神田錦州三丁目 6 番地 7
TEL	03-5296-9372
固有番号	000689
ホームページ	

産業廃棄物処分業 (中国)	
処理方法	焼却
処理施設	
燃焼炉	汚泥 廃油 廃プラスチック類 底くず 木くず
動燃物性残さ	金属くず ガラスくず 紙くず タスト類
処理方法	焼却
廃棄物名	汚泥 廃油

（補足）許可期限が 2022 年 6 月 28 日となっている。

【意見】

市の担当者に確認したところ、許可期限の更新は行っているものの、検索システム上への更新がなされていないとのことであった。このような状況においては、システム利用者にとって、検索された事業者が適切に許可期限の更新をしているか否かは明らかではないと言える。

そのため、今後においては、システムを適時に更新できる体制を構築することが望まれる。

⑥（意見）「ゆめみらいワーク 2021」出展補助業務について

【現状】

市は、産業廃棄物業界の採用活動の向上を目指し、「北九州ゆめみらいワーク 2021」に展示ブースを出展している。詳細については、以下のとおりである。

業務内容	<p>産業廃棄物対策課では、「令和 2 年度 産業廃棄物処理業高度化促進業務委託」において検討した内容及び有識者会合における委員意見等に基づき、引き続き北九州市の産業廃棄物処理業の人材育成・人材確保を支援している。</p> <p>この人材育成・人材確保を支援するため、市は、市内の産業廃棄物処理業を広く市民等に PR することを目的に「北九州ゆめみらいワーク 2021」に出展している。</p> <p>「北九州ゆめみらいワーク 2021」への出展に関しては、レイアウト、展示物等の出展内容の検討、必要資材の手配、設営、運営補助、撤去等の出展支援及び来場者アンケートの集計等について業務委託している。</p>
委託期間	契約締結の日から令和 4 年 2 月 28 日まで
委託業務	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 北九州ゆめみらいワーク 2021 出展ブース運営 ➤ 出展ブースの検討・設営 ➤ 出展支援・運営補助等 ➤ 来場者アンケートの集計
委託料	<p>1,888,700 円</p> <p>(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 171,700 円)</p>
出展ブース	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 展示物 <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルメダル ・鉄・非鉄・プラスチック類自動選別機の模型 ・メディアペール ➤ 体験コーナーの設置 <ul style="list-style-type: none"> ・汚水の浄化試験（実演） ➤ 業界で働く人々のイメージ放映 ➤ その他

【意見】

今回の、北九州ゆめみらいワーク 2021 には 3,330 名の高校生が団体来場しており、市外から来場している高等学校もあった。

この点、出展後の内部での意見交換では展示内容やノベルティグッズについて、高校生

の評判が良かった点が挙げられており、3,300 名を超える来場者数を見ても、今回の出展は一定程度の成果を挙げたのではないかと評価できる。

ただし、人材育成や人材確保は本来的には産業廃棄物業界が主体となって行うべきものであり、それに代わって市が主体となって当該業務を行うためには、業務を実施したことによる効果を明確にする必要があると言える。今回の出展に関しては、反省点や次回の出展に向けての意見交換等も行われているが、初出展ということもあり、実際にどのような影響を産業廃棄物業界に与えたかといったことや実際に人材確保につながったかどうかについて把握できていない。

そのため、実施した業務が産業廃棄物業界に与えた成果を明らかにし、産業廃棄物業界の人材育成や人材確保を支援することが適切であったかを検証することが必要と考える。

⑦（意見）「令和 3 年度 北九州市産業廃棄物 3R 適正処理推進講習会」について

【現状】

令和 4 年 2 月 10 日に「令和 3 年度 北九州市産業廃棄物 3R 適正処理推進講習会」が行われており、当講習会の内容は、令和 4 年 2 月 24 日から 3 月 11 日の期間において YouTube で配信が行われていた。

当講習会の参加者は、会場参加者：49 名（45 事業者）、YouTube 配信申込者：671 名（388 事業者）であった。当講習会のアンケートにおいても YouTube での配信は好評であり、今後も継続して欲しいという意見が多数見受けられた。

【意見】

上述のとおり、YouTube での配信期間は令和 4 年 2 月 24 日から 3 月 11 日と限定されており、その後は閲覧できない状態である。市内の産業廃棄物の適正処理・3R を推進するという目的を踏まえると、配信期間を制限するよりも、自由に閲覧できるようにした方が目的に資すると考えられる。また、資料等のダウンロードも可能とし、講習会の配信と合わせて、企業内での社員教育に利用してもらうなど、コンテンツとしての利用価値を高める方法を模索することが望まれる。

(9) 循環社会推進部 循環社会推進課

ア. 第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画推進事業

<事業概要>

事業内容	廃棄物処理法第6条の規定により策定した「第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画」に基づき、ごみの減量化・資源化の推進を図る。			
計画目標	計画目標の項目	2019(令和元)年度 (基準年度)	2025(令和7)年度 (中間目標年度)	2030(令和12)年度 (最終目標年度)
	市民1人一日あたりの家庭ごみ量(※1)	468g	440g以下	420g以下
	事業系ごみ量 (市の施設で処理した量)	180,582t	167,192t以下	157,682t以下
	リサイクル率(一般廃棄物)(※2)	28.0%	30%以上	32%以上
	うち、家庭系リサイクル率	33.1%	34%以上	36%以上
	一般廃棄物処理に伴い発生するCO ₂ 排出量(※3)	88千t	60千t以下	60千t以下
	産業廃棄物の最終処分量(※4)	203千t (H30実績)	185千t以下	170千t以下
	※1：家庭系ごみの将来予測値／推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)／年間日数 ※2：リサイクル率＝資源化量／(ごみ量＋資源化量) ※3：CO ₂ 排出量は、一般廃棄物の収集運搬、焼却、最終処分が発生したCO ₂ 排出量から、焼却工場で発電し、売電した電力をCO ₂ 換算(売電量×CO ₂ 排出係数)した排出量を差し引いて算出 ※4：これまでの経済動向をベースに、削減努力を継続した場合の将来予測値を目標値として設定			

※出所：市提供資料

① (意見) 各年度における計画について

【現状】

第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画において、中間目標年度と最終目標年度の目標数値は設定されているものの、各年の目標値は設定されていない。

【意見】

目標値の達成には、年々の努力により少しずつ達成していくものもあれば、特定の年度の実施事業により一気に達成するものもあると考えられる。最終目標年度である令和12年度までにどのように達成していくかは指標ごとに異なると考えられるが、各年時点で計画

が順調かどうかを判断することは、目標達成に対して有効であると考えられる。

そのため、現状の事業計画を踏まえて各年の目標値を設定し、実績との比較分析、さらには今後における施策の見直しを検討することが望まれる。

イ. 北九州市プラスチックスマート推進事業

<事業概要>

事業目的	<p>世界的な課題となっているプラスチックごみ問題に関し、国は令和元年 5 月、「プラスチック資源循環戦略」を策定し、今後はこれに基づく施策を進めることとしている。</p> <p>市としても、国の動向と歩調を合わせながら、これまでの取り組みに加え、コロナ後の情勢を鑑みながら、さらなるプラスチックごみの資源循環に向けた施策に取り組んでいく必要がある。</p>
事業内容	<p>北九州プラスチックスマートアクション～プラスチックとうまく付き合いおう～の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市におけるプラスチックごみ対策をまとめた専用ウェブサイトを作成する。 ・市内の店舗や飲食店を対象として、消費者が「不要な使い捨てプラを断りやすくなる」「分別をしやすくなる」等の取組を実施していることを要件とする「プラスマアクション協力店」を募集し、専用ウェブサイトで紹介する。 ・さらに、当事業の専用ステッカー、ロゴ、店内放送用音声等のツールを製作し、店内やウェブ上で頻繁に見聞きする環境をつくり、「不要な使い捨てプラスチックを発生させない」行動を市民に促していく。
予算	令和 3 年度当初予算 2,000 千円

※出所：市提供資料

①（意見）専用ウェブサイトのアクセス管理について

【現状】

市におけるプラスチックごみ対策をまとめた専用ウェブサイトを令和 4 年 3 月末に公開しているが、7 月現在においてアクセス数の管理などは行われていない状況である。

【意見】

専用ウェブサイトを新たに公開しても検索等から市民が当サイトに行きつくことは困難であると考えられる。市のホームページからの誘導や、SNS 等を活用するなどして、市民の目に触れる機会が増えるような施策を打つことが望まれる。

また、その効果や専用ウェブサイトの有用性を適切に把握するために、アクセス数などを適時モニタリングすることが望ましい。

②（意見）専用ウェブサイトの有効性について

【現状】

市におけるプラスチックごみ対策をまとめた専用ウェブサイトでは以下のメニューについて紹介が行われている。

- ・使い捨てプラスチックのお話し
- ・私たちにできるこんなこと

- ・北九州市の取り組み
- ・北九州市プラごみダイエツト協力店
- ・プラスチック製容器包装の分別・リサイクルについて
- ・教えて、ていたん (Q&A)

このうち「プラスチック製容器包装の分別・リサイクルについて」で紹介されている内容については、市のホームページのプラスチック製包装容器のページの内容とほぼ同じであった。

(専用ウェブサイト)

(市ホームページ)



【意見】

重複する内容であれば、いずれかのサイトにアクセスを集約することが望ましい。

今回制作した専用ウェブサイトの認知度を高めることを目標とすれば、市ホームページのプラスチック製包装容器のページにアクセスした場合に、専用ウェブサイトの該当ページに飛ぶように設定すれば、専用ウェブサイトのアクセス数を高めることが可能となる。そこから他のページへ誘導するなど、専用ウェブサイトの有用性を高める施策を取ることが望ましい。

ウ. 古紙・古着リサイクル推進事業

<事業概要>

事業目的	一般廃棄物の減量化・資源化促進のため、古紙・古着回収奨励金の交付等を通じ、市民団体による集団資源（古紙・古着）の回収活動を支援する。			
事業内容	ごみの資源化・減量化を図るため、北九州市内の家庭から排出される資源化品目（注 1）の回収活動（以下、「集団資源回収」という。）を行っている団体、及び業者に対して、以下の奨励金を交付している。			
		奨励金	内容	交付対象
		北九州市集団資源回収奨励金	ごみの資源化・減量化を図るため、集団資源回収を行っている団体に対して奨励金の交付を行っている。	子ども会、町内会、自治会、PTA 等市内の地域団体で組織された集団資源回収団体（以下「団体等」という。）、まちづくり協議会
		北九州市まちづくり協議会古紙回収地域調整奨励金	概ね小学校区を単位に設置されている地域団体の協議体であるまちづくり協議会のうち、校区内の資源回収活動の調整や広報・啓発を行っている団体に対して奨励金の交付を行っている。	まちづくり協議会
	北九州市古紙回収業者回収奨励金	ごみの資源化・減量化を促進するため、北九州市内の集団資源回収団体による古紙回収活動が円滑かつ安定して行われるよう、奨励金の交付を行っている。	古紙回収業者及び計量業者（以下、「古紙回収業者等」という。）	
予算	令和 3 年度当初予算 209,114 千円			

※出所：市提供資料

注 1：再生利用が可能な古紙（新聞、雑誌、段ボール、雑紙）及び古着

①（意見）提出書類の電子化について

【現状】

市は、書面により提出された「奨励金交付申請書（以下、「交付申請書」という。）」及び「集団資源回収活動実績報告書（以下、「実績報告書」という。）」に基づいて奨励金の支払いを行っている。実績報告書は 6 枚複写であり、書類の作成・保管状況は下記の概略図のとおりである。

（奨励金交付申請書及び関連する提出書類）

まちづくり協議会提出書類
北九州市まちづくり協議会古紙回収地域調整奨励金交付申請書（A）
まちづくり協議会（主に小学校区で分けられた地域組織）が地域内の古紙回収量を集計して、上期と下期の年 2 回作成・提出する。
北九州市まちづくり協議会古紙回収地域調整奨励金交付請求（B）
奨励金の振込先口座を指定する。上期と下期の年 2 回作成・提出する。
古紙回収業者等提出書類
北九州市古紙回収業者奨励金交付申請書兼実績報告書（C）
回収業者が回収実績を集計し、上期と下期の年 2 回作成・提出する。
北九州市古紙計量業者奨励金交付申請書兼実績報告書（D）
計量業者が計量実績を集計し、上期と下期の年 2 回作成・提出する。
北九州市古紙回収業者奨励金等交付請求に関する振込口座及び委任状（E）
回収業者、計量業者共通の様式で、奨励金の振込先口座を指定する。 上期と下期の年 2 回作成・提出する。
請求書兼領収書（F）
回収業者、計量業者共通の様式。上期と下期の年 2 回作成・提出する。
共通（団体等・まちづくり協議会・古紙回収業者等）提出書類
集団資源回収活動実績報告書（G）
団体等の実績報告書を集計して、上期と下期の年 2 回作成・提出する。団体等が回収した資源化物量について、回収業者、計量業者が回収集計結果を記入している。

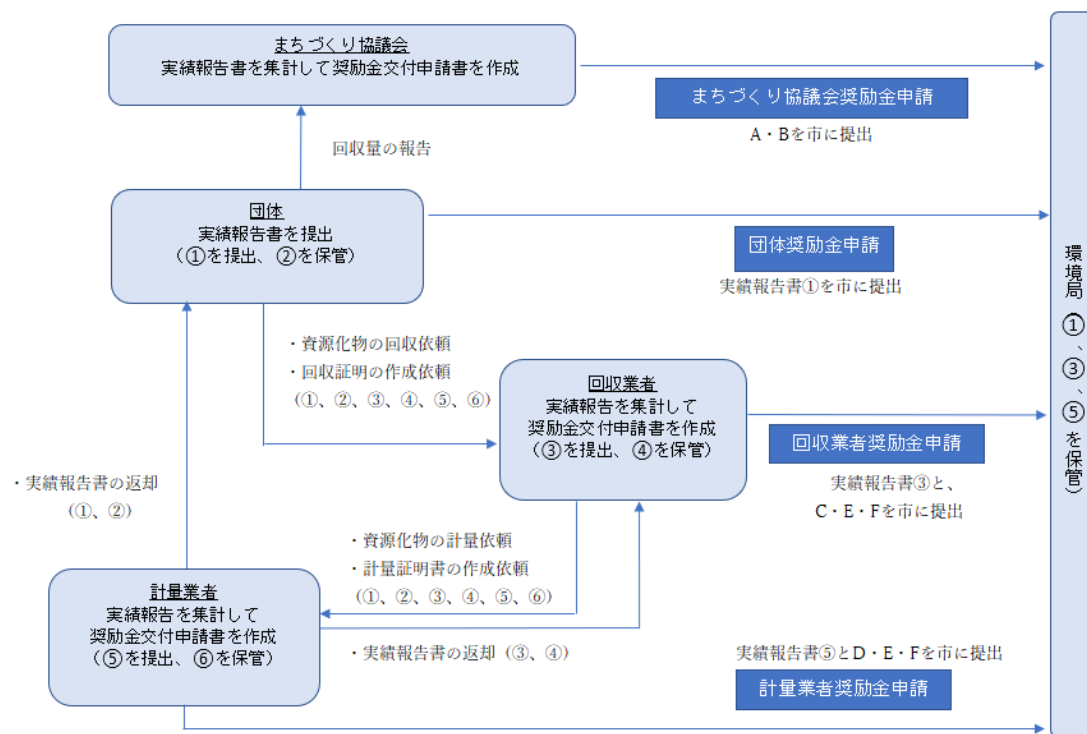
（G）の 6 枚複写の内訳

- | |
|-----------|
| ①団体⇒環境局 |
| ②団体控 |
| ③回収業者⇒環境局 |
| ④回収業者控 |
| ⑤計量業者⇒環境局 |
| ⑥計量業者控 |

※市提供資料をもとに監査人が作成

注 1：（A）～（F）、①～⑥は次の関係概略図に対応

(関係概略図)



市は、奨励金の支払いに際して、提出された実績報告書（①、③、⑤）に記載された集団資源回収量をそれぞれ集計して整合性を確認するとともに、提出された交付申請書（A、C、D）の正確性を検証している。

(書類の提出状況)

提出書類	交付対象	交付金金額
・北九州市まちづくり協議会古紙回収地域調整奨励金交付申請書(A) ・北九州市まちづくり協議会古紙回収地域調整奨励金交付請求(B) ※奨励金の振込先口座の指定	上期：135 団体 下期：136 団体	上期：14,246 千円 下期：14,451 千円
(回収業者) ・北九州市古紙回収業者回収奨励金交付申請書兼実績報告書(C) (計量業者) ・北九州市古紙計量業者奨励金交付申請書兼実績報告書(D) (共通)	上期：27 業者 下期：26 業者	上期：2,536 千円 下期：2,527 千円

提出書類	交付対象	交付金金額
・北九州市古紙回収業者奨励金等交付請求に関する振込口座及び委任状(E) ・請求書兼領収書 (F)		
・集団資源回収活動実績報告書 (G)	上期：1,579 団体 下期：1,605 団体	上期：52,891 千円 下期：53,006 千円

【意見】

奨励金の交付対象は 1,500 団体を超えており、奨励金の交付申請書に係る書類枚数が多量になることから、集計・検証にも時間的・人的資源を要して作業負担になっている状況である。これらを解消するために実績報告書及び交付申請書の電子化を検討することが望まれる。

また、多量の書類を電子化することにより、紙資源の減量化や、書類の保管場所を削減する効果も期待できる。

現状、市も電子による報告を検討しているとのことであるが、まちづくり協議会、業者等の担当者に高齢者も多いこともあり、なかなか受け入れられないとのことである。

担当者の意見を聞くのみでは現状を変えることは難しいと考えられるため、市で電子化の方策を検討し、期限を設けて電子化を進めるといった方法が考えられる。

② (意見) 提出書類の簡略化について

【現状】

市は奨励金の交付申請手続きに関連して、各年度の上期及び下期の奨励金の支払いの度に、支払口座に関する書類の提出を受けている。

提出者	提出書類	申請者
まちづくり協議会	北九州市まちづくり協議会古紙回収地域調整奨励金交付請求 (B)	上期：135 団体 下期：136 団体
古紙回収業者等	北九州市古紙回収業者奨励金等交付請求に関する振込口座及び委任状 (E)	上期：27 業者 下期：26 業者

【意見】

奨励金の交付対象は 100 団体を超えており書類枚数が多く、確認作業に時間的・人的資源を要して作業負担になっている状況である。また、奨励金の支払い口座は毎回変更されるものではないことから、変更がない場合には毎回提出を受ける必要性も乏しいと考えられる。従って、支払口座に変更がある場合にのみ口座に関する書類の提出を受けること等により、事務手続きの簡略化を進めることが望ましい。

なお、団体等に対する奨励金については、登録された支払口座に変更がある場合にのみ書類の提出を受けることになっており、事務手続きが簡略化されている。

エ. 食品提供マッチングモデル事業

<事業概要>

事業目的	小売事業者等から食品提供を掘り起こすとともに、食品を必要としている施設・団体等とのマッチングを行い、食品を食品として無駄なく活用するルートを確立することで、事業系食品ロスの減量及び子ども食堂や貧困者支援に取り組むNPO等の団体の活動支援につなげる。
事業概要	(1)提供者の掘り起こし～事業者へのヒアリング等 ・市内の食品事業者に、食品提供に関する情報を提供し、認識を深めてもらう (2)マッチング ・提供に興味を示す企業と、食品を必要としている団体サイドとのマッチングを行う ・提供実施までをサポートする (3)先行事例の創出 ・実証事業等による課題を把握し、解決策を検討する ・市内での食品提供の手引き等を作成し、事業者へ配布
予算	令和3年度当初予算 3,000千円

※出所：市提供資料

①（意見）今後に向けた施策について

【現状】

食品提供マッチングモデル事業は単年度事業として行われており、一般社団法人資源循環ネットワークと食品提供マッチングモデル事業に関する支援業務委託契約が行われている。本事業では市内の食品関連事業者、食品を必要としている施設・団体等を対象にヒアリング調査等を実施して、市の実態に即したマッチングシステムを検討し、持続的なシステム構築に向けた課題と対策、食品ロスの削減効果等について整理している。さらに、今後の食品ロス削減及びマッチング事業の推進による子ども食堂やフードバンク等の活動支援につなげるための方策について検討し、報告書が提出されている。

報告書においては、食品提供マッチング事業推進に向けた方策が以下のとおり示されている。

対象者	取り組みの方向性	具体的な方策
スーパー	・提供可能な食品の有無など情報収集	協議会などと連携した情報収集、食品提供のモデル事業
	・フードドライブ活動の推進に向けた実施体制整備への支援	食品ロス削減に資するアプリなどの開発支援、紹介
その他食品関連事業者	・マッチングアプリの利用促進	業界団体と連携したアンケートやヒアリングによる情報収集
	・フードバンクや子ども食堂	食品提供やフードドライブへの協

対象者	取り組みの方向性	具体的な方策
	への食品提供、フードドライブ活動などの周知	力を喚起するための手引き書の作成、配布
運輸・倉庫事業者	・食品の保管や運搬に関する協力の可否に関する情報収集	業界団体と連携した情報収集 食品の保存や受け渡しの協力依頼、モデル実験の実施
フードバンク	・食品提供の拡大に向けた連携	フードバンクが構築したシステムの利用促進 定期的な情報交換やフードパントリーなど協同事業の実施
子ども食堂	・子ども食堂ネットワーク北九州と連携した食品提供の支援	子ども食堂などに食品提供が可能な事業所を紹介
市民・事業者	・フードドライブ、食品ロス削減に向けた取り組みの周知 ・フードバンクや子ども食堂の取り組み紹介と取り組み	市HPでフードドライブ実施状況の周知 食品ロスの削減と食品ごみ減量、SDGsの推進に向けたパンフレットの作成、広報 フードバンクや子ども食堂の取り組み支援体制の構築（運営助成、人的サポートなど）
その他	・ICTを活用した効率的なマッチングシステムの構築	IT企業と連携した食品提供マッチングに資するアプリ開発

※出所：食品提供マッチングモデル事業に関する支援業務委託 報告書

【意見】

食品ロス削減及びマッチング事業の推進による子ども食堂やフードバンク等の活動支援は、今後、市として注力する価値のある取り組みであると考えられ、本事業における各種調査で今後に向けての方策が明らかとなったのであれば、単年度事業として終わらせるべきものではないと考えられる。今後においても、報告書において示された食品提供マッチング事業推進に向けた方策に対し、全般的に対応することが望ましい。

オ. 広げよう食品ロス・生ごみ削減の環づくり事業

<事業概要>

事業目的	食品ロス削減の取り組み「残しま宣言」運動の普及・啓発や生ごみリサイクル講座等の実施によって、生ごみの減量化、資源化を推進する。
事業内容	食品ロス削減の取り組み「残しま宣言」運動の普及・啓発のより一層の充実を図るため、より多くの市民が、3R の意識を醸成できるよう、リデュースクッキング講座や生ごみリサイクル講座等を通じて働きかけを行う。
予算	令和3年度当初予算 7,800 千円

※出所：市提供資料

①（意見）生ごみ堆肥の受入・リサイクル推進について

【現状】

家庭から発生する生ごみの減量化・資源化を進めるため、市は生ごみを堆肥化する「生ごみコンポスト化容器活用講座」等の市民講座や、生ごみコンポストアドバイザーの育成により、生ごみリサイクルを推進している。しかし、堆肥の利用先が十分でないことから生ごみのコンポスト化に取り組めていない市民もいるため、より多くの市民が生ごみ堆肥化に取り組みやすいよう、各家庭で堆肥化に取り組んだもの（以下、「処理物」という。）の回収を行っている。

回収した処理物を完全に熟成させ堆肥化した後に農家等で活用することで、生ごみの減量化及び資源化の地域循環に取り組むため、市は処理物の受入及び熟成に関する業務を事業者に委託している。

処理物の受入実績の年度別の推移は、以下のとおりである。

<処理物の受入実績の状況>

年度	H28 年度 (注1)	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度 (注2)	R3 年度
受入量	78.6 kg	62.5 kg	1.8 kg	17.9 kg	- kg	36.0 kg

※出所：市提供資料

(注1) 当該業務は H28 年度から開始している。

(注2) 新型コロナウイルス感染症の影響により市民講座が開催されていない。

【意見】

令和3年度の受入実績は 36.0 kg（委託額 396 円）であり、過去の受入実績を見ても当該業務が積極的に利用されているとは言い難い状況である。回収場所が 6 カ所であり、市民が直接持ち込む必要があることから、多くの市民にとって利用しやすい制度となっていないと考えられる。

堆肥の利用先については、そもそも外部に引き取ってもらうのではなく、市内の学校や公園等で利用してもらえるように無料配付することにより、市民や子供たちへの意識づけ

や業務委託料の削減に資することになると考えられる。また、このような受入体制を構築することにより、生ごみの堆肥化が増えることも期待される。

今後においては、どのようにすれば効果が上がるのかといった観点で、事業内容の見直しを図ることが望ましい。

(10) 循環社会推進部 業務課

ア. ごみ収集指定袋制実施事業

<事業概要>

事業内容	市が指定袋を生産、販売し、市民からごみ処理手数料を徴収することにより、市民のごみ処理コスト意識を醸成し、分別排出を推進するなどしてごみの資源化・減量化を図る。
予算	令和3年度当初予算は以下のとおりである。 ・ごみ収集指定袋制実施事業 219,394千円 ・ごみ収集指定袋制実施事業（債務負担） 172,053千円 ・ごみ収集指定袋制実施事業（保管配送） 36,139千円
指定袋の製造・流通及び手数料のフロー	指定袋の製造は、発注の都度、一般競争入札により製袋業者に依頼を行っている。製造された指定袋は配送拠点となる日鉄物流八幡株式会社（以下、「保管配送業者」という。）に納品され、検品、受注・配送管理、在庫管理等が行われている。 当該配送拠点からコンビニエンスストア、スーパー、一般商店などの指定袋取扱店に納品され、市民への販売が行われる。

※出所：市提供資料

①（結果）廃棄品の管理について

【現状】

指定袋取扱店に納品された指定袋について破損品が発見された場合、破損品は保管配送業者が回収し、予備分在庫から代わりの指定袋が納品される。この回収された破損品については、保管配送業者が保管し、市担当者が在庫管理実地検査時、受取り廃棄している。

【指摘事項】

この廃棄品の発生については、保管配送業者から毎月市に提出される「北九州市指定袋請求金額内訳表」の交換・返品依頼の数量や予備分保管在庫明細の出庫数量などによりある程度の予測はできるものの、当該資料からその詳細を把握することは困難である。

さらに、廃棄の際に、市担当者が受け取ったことを確認できる書類は存在しないとのことである。

ただし、現状、個別の保管配送業者と袋を取り扱う店舗の間の袋の受け渡しについて詳細な報告を受けていないが、市からの依頼により、保管配送業者で記録、保管、管理されている「発注管理書」から移動の詳細を追跡することは可能であるとのことである。

廃棄品といっても、1セット（指定袋10枚）の外袋が破損した場合などもあり、このような場合は中身の指定袋については問題なく使用できると考えられ、私的に利用するために持ち帰るといったことを未然に防止するという観点からも、適切に管理する必要性があると考えられる。

そのため、廃棄品についても移動の詳細、廃棄する際には廃棄数量等の情報を資料としてまとめたうえで管理すべきである。

②（結果）在庫管理について

【現状】

製袋業者から納品される指定袋には、発注分の他に納品時検査分及び予備分として一定数（例えば、大袋の場合5箱）の無償提出分が存在する。指定袋の保管・配送の委託を受けている保管配送業者では、発注分を通常在庫として管理し、納品時検査分及び予備分を予備分在庫として別管理を行っている。

指定袋の発注は通常年10回～11回ほど行われるため、これに伴い予備分在庫の入庫も発生する。一方、予備分在庫は検査用、若しくは、正常品に破損等が生じた場合の交換などでしか利用されないため、予備分在庫は年々積み上がっている状況である。

<北九州市指定袋（家庭ごみ用）共通仕様書>

II 外箱・梱包・その他必要事項について

～(中略)～

納品時の検査

1 目的

実際に本市が指示する指定袋保管場所に納品される指定袋が、本仕様並びに本市の指示した事項及び本市と協議の上決定した事項に適合することを確認するために実施する。

2 納品時検査について

(1) 納品時検査分の無償提出および証明書の提出について

納品時検査及び予備として、各種 5 箱 (2,500 枚) ならびに各種外箱 (大・中各 20 箱、小 10 箱、特小 5 箱) を無償で提供すること。

なお、無償提供分については納品数に含まない。

また、事前検査時と同様、別紙 4 に定める試験項目について、第三者機関が検査し、適合したことの証明書を本市に提出すること。なお、検査費用は落札業者が負担すること。

(2) 確認方法

事前検査の確認方法と同様とする。

※出所：市提供資料

<保管在庫明細 令和 4 年 3 月分>

種別	前月残		入庫		出庫		当月残	
	箱	セット	箱	セット	箱	セット	箱	セット
大袋	9,365	0	5,000	0	2,761	0	11,604	0
中袋	11,187	0	5,700	0	3,236	0	13,651	0
小袋	4,759	0	3,020	0	1,811	0	5,968	0
特小袋	1,745	0	1,400	0	866	0	2,279	0
かん・びん	4,774	0	0	0	772	0	4,002	0
ペットボトル大	1,441	0	0	0	264	0	1,177	0
ペットボトル小	2,077	0	0	0	349	0	1,728	0
プラスチック大	5,149	0	0	0	888	0	4,261	0
プラスチック小	5,404	0	0	0	830	0	4,574	0

※出所：市提供資料 (一部監査人加工)

なお、各種別の箱・セット・枚数の関係は以下のとおりである。(予備分保管在庫についても同様)

	大袋	中袋	小袋	特小袋	かん・びん	ペットボトル大	ペットボトル小	プラスチック大	プラスチック小
セット/箱	1箱 50 セット	1箱 50 セット	1箱 50 セット	1箱 50 セット	1箱 100 セット	1箱 100 セット	1箱 100 セット	1箱 100 セット	1箱 100 セット
枚数/セット	1セット 10枚	1セット 10枚	1セット 10枚	1セット 10枚	1セット 5枚	1セット 5枚	1セット 5枚	1セット 5枚	1セット 5枚
枚数/箱	1箱 500枚	1箱 500枚	1箱 500枚	1箱 500枚	1箱 500枚	1箱 500枚	1箱 500枚	1箱 500枚	1箱 500枚

<予備分保管在庫明細 令和4年3月分>

種別	前月残		入庫		出庫		当月残	
	箱	セット	箱	セット	箱	セット	箱	セット
大袋	95	642	5	0	2	15	98	627
中袋	112	818	5	0	0	17	117	801
小袋	121	725	5	0	0	0	126	725
特小袋	64	510	5	0	0	1	69	509
かん・びん	42	544	0	0	0	1	42	543
ペットボトル大	43	553	0	0	0	0	43	553
ペットボトル小	43	457	0	0	0	1	43	456
プラスチック大	43	557	0	0	0	15	43	542
プラスチック小	37	671	0	0	0	1	37	670

※出所：市提供資料（一部監査人加工）

また、実地棚卸の立会に関して、北九州市指定ごみ袋等保管配送業務仕様書において、「本市が委託する業務について、本市が立入検査する必要があると認めるときは、速やかに応じること。本市が前項による立入検査を実施する際には、必ず同席すること。」と定められている。当該条項に基づき、市は年に1回程度、市担当者立会いの下、実地棚卸を行っている。当該実地棚卸に関する資料を閲覧したところ、対応する資料は通常在庫分しかなく、予備分在庫については資料を確認できなかった。

【指摘事項】

実地棚卸に関する資料について市担当者へヒアリングしたところ、予備分在庫に対しても実地棚卸は行っていたが、資料として残す決まりになっていなかったとのことである。

現状、指定袋は通常在庫と予備分在庫に分けて管理されているが、指定袋自体はいずれの在庫でも何ら変わることはなく、換金価値を有する資産であると考えられるため、同じレベルでの管理する必要があると考える。

そのため、適切な在庫管理や効率性の観点から、予備分在庫についても通常在庫と同様のレベルの管理方法を検討すべきである。

③（意見）実地棚卸の立会について

【現状】

業者が実施するごみ袋の実地棚卸について、令和2年度までは市の担当者が立ち会いをしていたが、令和3年度は行われていない状況であった。

【意見】

市担当者へヒアリングしたところ、新型コロナウイルス感染症により保管配送業者との予定が合わず実施できなかったとのことである。

指定袋の在庫数量については、毎月、保管配送業者から報告を受けているが、年に1回程度は実地棚卸により実在庫数量を確認することが望ましい。

そのため、実地棚卸に市担当者が立ち会うことが望ましく、仮に立会ができなかった場合においても、保管配送業者が実施した実地棚卸の結果を入手し、確認することが望まれる。

④（意見）指定袋取扱店であるコンビニにおける在庫管理について

【現状】

指定袋取扱店であるコンビニへの指定袋の配送については、コンビニ専属配送業者であるベンダーを通して行われる。そして毎月の配送の状況・在庫状況等については、各ベンダー及び各コンビニからそれぞれ報告を受け、各報告における納品状況の整合性が確認されている。

ここで、指定袋取扱店であるコンビニから市へ納める手数料収納額の計算方法（認識タイミング）には以下の2通りがある。

ア）配送拠点等から指定袋取扱店に指定袋が納品された時点（1か月単位で集計）

イ）指定袋取扱店において市民へ販売された時点（1か月単位で集計）

「北九州市ごみ処理手数料収納事務委託仕様書」において、手数料の払い込みについて上記2つのパターンが認められており、在庫管理などについても以下のとおり定められている。

<北九州市ごみ処理手数料収納事務委託仕様書>

7 受注者(注1)は、引渡しを受けた指定袋及び納付券を適正に保管し、常に交付等の状況を明らかにしておかなければならない。

8 受注者は、収納状況及び在庫数等について、発注者(注2)の求めに応じ、報告しなければならない。

～(中略)～

11 手数料の払込みは次により行うこと。

(1) 受注者は、発注者が交付する払込書に明細を付して、収納した1か月分の手数料額から、委託契約書第16条の額(1円未満切り捨て)を差し引き、その額を、翌月末までに市の指定金融機関又は指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払込むものとする。

ただし、上記により難しい場合には、1か月分の指定袋等の納品数に応じた手数料額を収納した手数料額とみなし、明細を省略することができる。この場合においては、発注者が納品数を基に交付する払込書により払い込むものとする。

(注1) 受注者：指定袋取扱店

(注2) 発注者：北九州市

※出所：市提供資料（一部監査人加筆）

【意見】

前述の手数料収納額の計算方法により、在庫の紛失や盗難、返品等といったリスク（以下、「在庫リスク」という。）の帰属先が変わると考えられる。例えば、ア）の場合、指定袋取扱店に指定袋が納品された時点で市へ手数料を収めることとなるため、指定袋取扱店で販売される指定袋は取扱店の在庫と考えられ、在庫リスクも当然に取扱店が負うと考えられる。一方、イ）の場合、市民へ販売された時点で市へ手数料を収めることとなるため、指定袋取扱店で販売される指定袋は市が保有する在庫と考えられ、在庫リスクも市が負うことになると考えられる。

すなわち、イ）の方法により手数料収納額の計算を行っているコンビニの場合、コンビニに残存する指定袋は市の財産であることから、適切な管理・報告を求める必要があると考えられる。

現状、月次で提出される「ごみ処理手数料収納事務委託完了報告書」においては、前月繰越数、当月受入数、販売数、販売額、当月末残数等の情報が記載されており、前述のとおり、当月受入数については、ベンダーの納品数との整合確認が取られている。しかし、ここで報告される「当月末残数」とは、「前月繰越数」に「当月受入数」を加算し、「販売数」を差し引いた結果として計算される残数である。

そのため、年1回等、定期的にコンビニへ実地棚卸結果の提出を求め、「ごみ処理手数料収納事務委託完了報告書」における残数と実地棚卸数量が一致しているか否かを確認することが望ましい。

イ. ごみ処理委託事業

<事業概要>

事業概要	<p>市において、家庭から出される一般ごみ等の収集運搬を行っている。</p> <p>市のごみ（家庭ごみ、かん・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装）回収は、従前からの民間企業への委託分および公益財団法人北九州市環境整備協会への委託分があったが、残余の直営となっていたエリアについて3分割し、平成26年度より当該各エリアを5年間の委託を行うことで、令和3年においては完全に民間に委託されている。また、通常より交通状況が悪い地域についても「道路狭あい地域ごみ収集」として収集業務を行っている。</p> <p>その他、離島（藍島・馬島）におけるごみ収集や、紙パック・トレイ、小物金属の回収を行い、また、家庭系蛍光管の回収及びリサイクルも行っている。また、事故にあい路上に放置されている動物死体の収集も業務として行っている。</p>
予算	<p>令和3年度当初 予算は2,418,870千円</p> <p>そのうち、2,403,815千円は各種収集に係る委託料となっている。</p>

※出所：市提供資料

①（結果）予定単価シートについて

【現状】

令和3年度から令和7年度までの5年間に係る業務委託契約が、競争入札方式によって締結されており、当該契約締結に関連する資料のうち市が設定する予定価格の算定シートを閲覧した。

算定シートは3区分で構成されており、作業区分ごとに、「家庭ごみ収集」、「プラスチック製容器包装収集」及び「道路狭あい地区収集」の3区分について月額単価積算を行い、各区分の1台あたりの月額単価に積算台数を乗じることで予定価格を積算している。

単価算定に利用される社会保険の事業主負担率がシートによって異なっているケースが見受けられた。

一例を下表に記載している。

区分	家庭ごみ	プラスチック製容器	道路狭あい地区
健康保険(作業員)	51.20/1,000	51.60/1,000	51.20/1,000
介護保険(作業員)	8.65/1,000	8.95/1,000	8.65/1,000
児童手当(作業員)	3.4/1,000	3.6/1,000	3.4/1,000

出所：市提供資料（家庭ごみ等収集業務4（門司区、小倉南区）、5（小倉北区、戸畑区）、6（八幡東区、八幡西区）の予定価格資料）

【指摘事項】

区分において比率が異なっている要因については、社会保険料の変更に伴う比率修正について全てのシートが統一して対応できていないことや、作成担当者が異なることが要因として考えられる。また、契約締結に至るプロセスまでの内部での確認が十分に行われていないことも考えられる。

予定価格は競争入札を行うにあたり重要な指針となるものであるため、算定に用いるシートの様式を各区分とも同様のものを利用し、社会保険料等の変更に伴う仕様の改正時にはスプレッドシートの改正履歴を適切に管理し、作成者以外の者が確認することで、誤謬の発生を未然に防ぐとともに、誤りの有無を確認する体制を構築する必要がある。

②（意見）蛍光管リサイクル業務について

【現状】

市は家庭ごみの蛍光管について、市民センターや電器店等の回収ボックスを設置することで回収し、リサイクルを行っている。

また、市の公共施設（各区役所、各環境センター、市立病院、市立大学等）において排出される蛍光管についても、公共施設のごみ処理事業として同様に蛍光管の回収及びリサイクル業務を行っている。

家庭ごみ及び公共施設のごみにおける蛍光管の回収及びリサイクル業務について、回収とリサイクルについてはそれぞれ外部へ委託しており、そのうち蛍光管のリサイクル業務についてはいずれも株式会社ジェイ・リライツが受託している。当該事業者は、市内で唯一、蛍光管から蛍光管へリサイクルを行うことができる事業者であり、家庭系・事業系を問わず蛍光管のリサイクルを行っていることから特命随意契約を締結するに至っている。

契約にあたって徴収した見積書を閲覧したところ、家庭系蛍光管等のリサイクルに係る見積書には「処理・処分費 1kg あたり単価 110 円」という内容が記載されているが、当該単価に至る決定過程は明記されていない。一方、公共施設のごみに係る蛍光管リサイクルに係る見積書には「処分費 1kg あたり単価 220 円」という内容が記載されているが、こちらも当該単価に至る決定過程は明記されていない。

【意見】

蛍光管リサイクル業務における契約単価が家庭ごみと公共施設のごみとの間で2倍の相違が生じている理由について市担当者に質問したところ、それぞれの処理量の違いや、また、家庭ごみは一般廃棄物であるが、公共施設のごみは産業廃棄物となることに伴う処理コストの増加に起因するとのことである。

業務委託契約において契約単価については契約の可否を市が決定するにあたっては、当該委託業務の経済性を十分に吟味することが必要である。しかし、家庭系と公共施設系の両方について、単価のみが提示された見積書を徴収して契約の可否を市が決定している場合、当該契約に係る業務内容を踏まえたうえでの検討がなされているのか疑問が生じるところである。

今後において、双方の業務で単価が2倍程度異なる要因について、先方単価の決定過程の概要が把握可能な見積書を徴収すること等により、当該契約単価の妥当性について十分に検討することが望まれる。

ウ. し尿処理関係業務委託（人件費）事業

<事業概要>

事業概要	(1)一般し尿収集業務（家庭や事業者から排出されるし尿の収集を行う） (2)市有施設し尿収集（かぐめよし少年自然の家のし尿収集） (3)し尿処理手数料収納委託（し尿処理手数料滞納分についての収納を委託する） (4)し尿・浄化槽データエントリー業務（し尿・浄化槽パンチ入力データの作成を行う） (5)市民トイレ清掃（環境局で清掃依頼を受けている 430 ヶ所について計画的に清掃を行う）
予算	令和 3 年度当初予算 328,893 千円

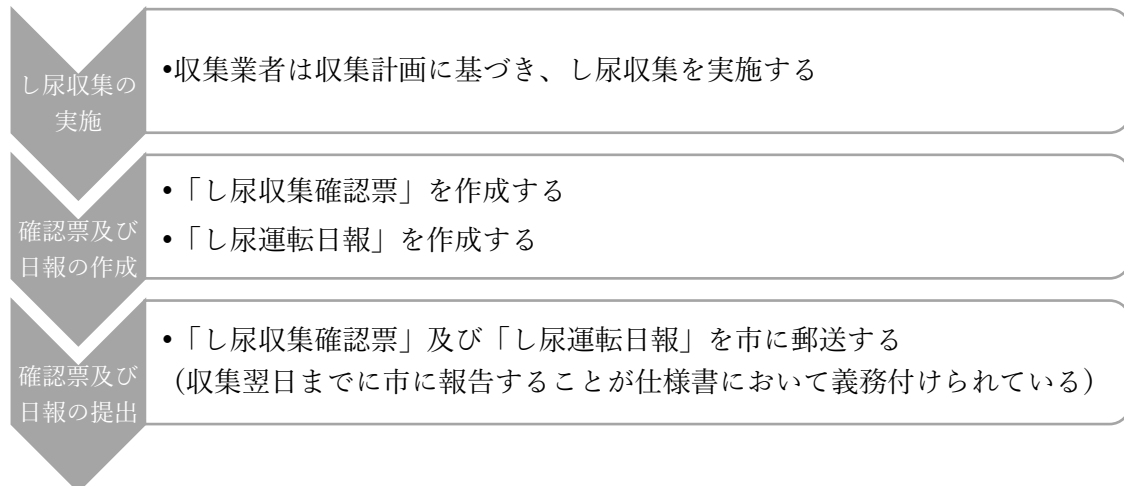
※出所：市提供資料

①（意見）し尿収集業務の業務実績の報告について

【現状】

し尿収集業務の仕様書において、市は毎日の業務実績の報告（「し尿収集確認票」及び「し尿運転日報」の提出）を求めている。当該報告書類は、郵送で市に送られてくる運用となっているが、日々書類が送られてくるため書類の枚数も多量となり、また作業負荷もかかっている状況である。また、業者側でも切手代・封筒代など経済的にも業務量的にも負担になっていると考えられる。

<業務実績の報告>



<仕様書（し尿収集業務）>

2 実施方法 (1)一般収集業務 ア 受注者は、し尿収集世帯リスト兼業務報告書に記載された世帯と、実際の世帯が一致

していることを確認して業務を実施すること。

イ 受注者は、発注者の示した業務要領及び指示に従って業務を実施しなければならない。

ウ 受注者は、担当地区を定めた場合は、一覧表にして、直ちに発注者に提出すること。変更があった場合も同様とする。

エ 受注者は、担当地区の一般家庭等から排出されるし尿収集について、あらかじめ 20 日一巡の処理計画に基づきし尿収集計画書を作成し、毎月 25 日までに翌月分のし尿収集計画書を発注者に提出してその承認を受けること。

オ 毎日の業務実績は、発注者の指定するし尿運転日報により翌日までに発注者に報告すること。

カ 毎月の業務実績は、次にあげる発注者の指定する月報により、期日までに報告すること。

(ア) し尿収集業務実施報告書は、し尿収集総括表及びし尿収集計画書及び実施状況報告書を添えて、毎月 2 日までに報告すること。

(イ) し尿収集世帯リスト兼業務報告書は、毎月 7 日までに報告すること。

キ 人頭制によるし尿収集を行う時は、相手方に声をかけ、人頭制し尿収集確認票に必要な事項を記入の上、3 部複写のうち通知用の 1 部を相手方に渡す。作業時に相手方がいる場合は、報告用の 1 部に確認印又はサインを受領すること。相手方が不在の場合は、通知用の 1 部を投函しておくこと。また、控えは受注者で当該年度終了から最低 5 年間保管しておくこと。

ク 従量制によるし尿収集を行う時は、相手方に声をかけ、必ず収集前と収集後に車両後部のゲージで収集量を確認して、従量制し尿収集確認票に必要な事項を記入の上、3 部複写のうち通知用の 1 部を相手方に渡す。作業時に相手方がいる場合は、報告用の 1 部に確認印又はサインを受領すること。相手方が不在の場合は、通知用の 1 部を投函しておくこと。また、控えは受注者で当該年度終了から最低 5 年間保管しておくこと。

ケ 確認票は、収集日のし尿運転日報と併せて発注者に提出すること。

コ 従量制のし尿収集量は、従量制し尿台帳にまとめて、奇数月の 20 日までに提出すること。なお、災害等収集業務及び臨時収集業務のし尿収集量も合わせて記載すること。

サ し尿収集世帯の異動を把握した場合は、し尿収集世帯異動報告書を当日のし尿運転日報と併せて発注者に提出すること。

※出所：市提供資料

【意見】

業務の効率性等の観点から、「し尿収集確認票」及び「し尿運転日報」の電子化を検討することが望まれる。

現状、市も電子による報告を検討しているが、業者側の担当者に高齢者が多いこともあ

り、なかなか受け入れられないとのことである。業者側の意見を聞くのみでは現状を変えることは難しいと考えられるため、市で電子化の方策を検討し期限を設けて電子化に向けて取り組んでいくことが望ましい。

②（意見）し尿処理手数料収納業務委託について

【現状】

し尿処理手数料の収納については、市は2か月に1回の請求を行っており、未納の場合は当初支払期限の翌月末に督促状を送付、それでも支払われない方には、督促の納付期限から2か月後に1次催告を送付している。

この1次催告を行っても支払われない場合、市からし尿処理手数料収納業務委託を受けた収納員が電話による督促を行い、自宅に伺い直接回収に当たっており、合わせて口座振替による納付を進めるなどの対応も行っている。

このような回収努力の結果、令和3年度末における収入未済件数は1,767件、金額は5,583,902円（令和2年度は2,014件、6,384,102円）となっている。

<令和3年度 し尿手数料の収入未済額>

（単位：円）

調定年度	調定額		収入済額		収入未済額		不納欠損額		還付未済額		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
現年度	10,174	32,168,100	9,705	30,451,100	469	1,717,000	0	0	0	0	
滞納	2	478	1,681,000	165	715,000	313	966,000	0	0	0	0
	元	357	921,992	59	217,100	298	704,892	0	0	0	0
	30	331	916,500	31	71,000	300	845,500	0	0	0	0
	29	301	968,823	30	131,200	271	837,623	0	0	0	0
	28	303	829,287	20	38,700	23	138,087	260	652,500	0	0
繰越	27	55	245,100	3	12,800	27	113,500	25	118,800	0	0
	26	34	168,500	1	8,200	15	148,010	18	12,290	0	0
	25										
以前小計	24										
	23										
以前	155	652,900	1	10,000	51	113,290	103	529,610	0	0	
小計	2,014	6,384,102	310	1,204,000	1,298	3,866,902	406	1,313,200	0	0	
合計	12,188	38,552,202	10,015	31,655,100	1,767	5,583,902	406	1,313,200	0	0	

※出所：市提供資料（一部抜粋）

【意見】

市は収納員と協力し回収努力を行っているが、毎年、一定額は収納未済となっている状況である。現状、1件あたりの債権額が高額でないことや、費用面を考慮して弁護士等の専門家への依頼などは行っていないとのことである。しかし、現状の回収方法では限界もあると考えられるため、実効性のある対応策として、簡易裁判所による支払督促手続の利用や、し尿収集の一時停止という可能性も検討することが望ましい。

また、これらの対応策等を踏まえた「し尿手数料長期滞納整理事務要領」を作成し、収納の方針を明確にした上で、要領に沿った収納を進めることが望ましい。

エ. ふれあい収集業務事業

<事業概要>

趣旨及び事業内容	ごみステーションに家庭ごみを出すことが困難な世帯を対象に、自宅の玄関先でごみを収集することを目的とした「ふれあい収集」を、平成 26 年 7 月より実施しており、収集は市直営（各環境センター）によって行われている。																		
実施状況	<p>平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間における認定者数及び利用者数の推移は下表のとおりである。</p> <div data-bbox="395 600 1353 1176" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">ふれあい収集 認定者数及び利用者数の推移</p> <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>認定者数(人)</th> <th>利用者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28</td> <td>312</td> <td>275</td> </tr> <tr> <td>平成29</td> <td>459</td> <td>394</td> </tr> <tr> <td>平成30</td> <td>502</td> <td>433</td> </tr> <tr> <td>令和元</td> <td>565</td> <td>470</td> </tr> <tr> <td>令和2</td> <td>582</td> <td>483</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>認定者数と利用者数の差異は、入院等で一時的に収集を中止しているものである。認定者数及び利用者数ともに人数は増加傾向となっている。</p>	年度	認定者数(人)	利用者数(人)	平成28	312	275	平成29	459	394	平成30	502	433	令和元	565	470	令和2	582	483
年度	認定者数(人)	利用者数(人)																	
平成28	312	275																	
平成29	459	394																	
平成30	502	433																	
令和元	565	470																	
令和2	582	483																	

※出所：市提供資料

①（意見）ふれあい収集業務の要件について

【現状】

市では、ふれあい収集業務の収集対象世帯の要件について次のように定めている。

<p>次のいずれかに該当する方で、収集を希望する世帯。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 介護保険の要介護 2 以上の単身世帯 (2) 障害福祉サービスの受給認定を受けている単身世帯 (3) その他、環境局長が認める者 <p>同様の福祉サービスを受けることが困難な世帯かつ以下に該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請者と同居している者が入院等により不在となり一時的に要件に該当する者 2. 要介護 2 相当以上の状態（歩行困難が目安）で介護保険の申請手続き中の者、及び、障害福祉サービスの受給認定の手続きを申請中の者
--

3.ごみステーションが急傾斜地等にあり、ごみ出しが困難な者

(注1) 同居者がいる場合は、同居者全員が(1)又は(2)に該当することが必要です。

(注2) 親族や地域の方、又はボランティア等により、ごみ出しの協力が得られる場合は、対象となりません。ごみ出しでお困りの方はご相談ください。

(注3) (3)に該当する場合は、申込前に環境局業務課にご相談ください。

※出所：市ホームページ

市の要件では、「介護保険の要介護 2 以上」が一部を構成しているが、他自治体においては要介護 1 以上ないしは、それらの状況を問わない場合もみられる。

参考までに、政令指定都市高齢化率(65 歳以上)ランキング上位 10 位自治体における取り組みを記載する。なお、1 位は本市(高齢化率 31.2%)であるため省略する。

順位	市 (高齢化率)	概要
2 位	静岡市 (30.7%)	ご家族や知人の協力が得られない(1)または(2)に該当する方 (1) 高齢者 (65 歳以上) のみの世帯に属する方 (2) 障がいのある人のみの世帯に属する方 ※対象区域は葵区(安倍 6 地区を除く)・駿河区・清水区。
3 位	新潟市 (30.0%)	高齢者や障がい者などのごみ出しが困難な世帯に対してごみ出し支援を行う団体へ市から支援金を交付する事業、として実施。 利用者は、ごみ出しが困難な高齢者・障がい者の世帯であれば登録可能。介護や障がいの等級に関する要件はなし。
4 位	神戸市 (28.6%)	65 歳以上のひとり暮らしの方で、要介護 1 以上の方 障がいのあるひとり暮らしの方で、障害支援区分 1 以上の方 ※地域や身近な人等の協力でごみ出しが可能な方は除く。 ※同居する家族がいる場合についても、同居者が高齢者や障がい者等で、本人と同様にごみをクリーンステーションまで持ち出すことができない場合を含む。
5 位	京都市 (28.5%)	(1) 京都市内に居住する世帯であること。 (2) 介護保険サービスまたは障害福祉サービスを利用し、かつホームヘルプサービスを利用していること。 (3) 65 歳以上の方、障害がある方、または同様の方のみで同居されている世帯であること。 (4) 定期的に収集するごみを所定の時間及び排出場所へ排出することが困難であること。 (5) 本人、親族、近隣者などによるごみ出しができないこと。

順位	市 (高齢化率)	概要
6位	堺市 (28.3%)	<p>(1) 65歳以上の高齢者でホームヘルパーの介護を受けている方か、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けている方。</p> <p>(2) 自分でごみ出しをするのが難しく、家族や近隣世帯の協力が得られない方</p> <p>(3) 集積場へのごみ出しが困難な方</p> <p>※ごみを出すのが家前の方や、オートロック・エレベーターのある集合住宅にお住まいの方は対象にならない。</p> <p>※ごみを排出できる同居人がおられる方は対象にならない。</p>
7位	浜松市 (28.2%)	<p>ふれあい収集のような制度は、現在ない。</p> <p>55カ所の地区社会福祉協議会有り、そのうち家事支援を行っている地区社会福祉協議会において、支援の必要な方が家事支援のごみ出しサービスを利用するか、介護サービスのホームヘルパーにお願いしている。</p>
8位	札幌市 (28.0%)	<p>家庭から出るごみをご自身で排出することや、大型ごみを家の中から運び出すことが困難な方で、親族や近隣住民、地域ボランティア等による支援が受けられず、次の(1)から(3)のいずれかの要件に該当する方。なお、2人以上の世帯の場合は、満15歳に到達した日以後最初の3月31日までの者及びホームヘルプサービスを利用している18歳未満の者を除く世帯員全員が要件に該当することが必要。</p> <p>(1) 介護保険の要介護2以上または障害福祉サービスの障害支援区分3以上。</p> <p>(2) 介護保険の事業対象者、要支援1・2または要介護1か、障害福祉サービスの障害支援区分1・2で、本人または世帯内のどなたかお一人以上がホームヘルプサービスを利用していること。</p> <p>※事業対象者とは、平成29年4月から開始している札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の対象者のこと。</p> <p>(3) 障害福祉サービスの同行援護を利用していること。</p>
9位	熊本市 (26.8%)	<p>ふれあい収集を希望する方とその方と同居する全ての方が次のいずれかに該当するため、ごみステーションまでごみを出すことが難しく、他の協力を得ることができない方</p> <p>(1) 要介護1～5の方</p> <p>(2) 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方(肢体不自由又は視覚障害の方のみ)</p>

順位	市 (高齢化率)	概要
		(3)精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方 (4)療育手帳Aの交付を受けている方 (5)上記の(1)～(4)までに該当しないが、加齢や傷病等によりごみをごみステーション(収集場所)まで出すことが困難と認められる方。
10位	岡山市 (26.7%)	市内に在住し、在宅で生活されている下記のいずれかに該当する方みの世帯で、世帯員自らごみ等を集積場まで排出することが困難で、排出に当たり親族又は近隣在住者等の協力を得ることができない世帯。 (1)介護保険の要介護1以上の認定を受けている方 (2)視覚障害又は肢体不自由2級以上の身体障害者手帳の交付を受けている方

※出所：各自治体ホームページ

【意見】

「ふれあい収集」といった「ごみ出し支援」は、高齢化社会や核家族化の進展等に伴い高齢者のみの世帯が増加したことにより、家庭からの日々のごみ出しに課題を抱える事例が生じたことや、地方から大都市圏への若年性人口の流出に伴い高齢者世帯に対する見守りも兼ねる趣旨がある。

高齢化が早くから進んでいた市では、平成26年7月より「ふれあい収集」への取り組みを開始しているが、要件の一部については当初より「要介護2以上」が設けられており現状も維持されている。

ごみステーションは各世帯において必ずしも近距離にあるとはいえず、また、後期高齢者人口も増加している現状では、今後、高齢者のみ世帯でのごみ出しは相当に困難になっていくことが考えられる。また、同様のサービスとして、社会福祉協議会による「ふれあいネットワーク」やシルバー人材センターによる「ワンコインサービス」による日常生活支援があるが、福祉協力員や会員がエリアにいない場合にはサービスを受けることが困難であるため、「ふれあい収集」に係る期待は利用者数の増加からも十分なものとうかがえる。

このような状況を鑑みると、今後の高齢者に対する施策の一環として収集対象世帯の要件について緩和する等の見直しを行うことが必要と考えられる。

ただし、収集業務は市が直営で行っており、係る費用の大半は作業に係る人件費となっている。要件の見直しにおいては、十分な要員確保が可能であるかが重要となる点に注意をしてシミュレーションを行うことが必要となる。

オ. 粗大ごみ収集事業

<事業概要>

事業概要	市における各家庭から出される粗大ごみを個別収集し、処理工場への運搬を行う。粗大ごみ収集及び引っ越しごみ認定業務が予算の大半を占めるがこれらは委託している。 粗大ごみの処理に際しては市民から処理手数料を徴収するが、①納付券を指定袋取扱店（スーパー、コンビニエンスストア、小売店等）で購入する、②キャッシュレス決済を行う（令和4年2月28日より開始）、といった方法で行われている。
予算	令和3年度当初予算 294,736千円

※出所：市提供資料

①（意見）粗大ごみの処理手数料について

【現状】

市の粗大ごみ1個あたりの処理手数料は、300円、500円、700円及び1,000円の4種類となっている。処理手数料は、市の「粗大ごみの一般収集におけるごみ処理手数料」（平成15年07月01日告示第301号）において各品目の単位あたりの手数料が定められている。

ただし、当初の制定が平成15年であり、また、当該手数料の定めに関する改正は平成21年3月13日が最後となっていることから、消費税増税や物価の変動を十分に加味した処理手数料となっているとは考えられない。

また、品目についても「あんま器」「カセットデッキ」「ビデオデッキ」「犬小屋」「琴」「滑り台」といった、現在では流通量が少ないものや汎用性が低いものが残っており、整理がされていない。

【意見】

わが国における消費税率は、平成26年3月31日までは5%、令和元年9月30日までは8%であり、現時点では10%となっている。粗大ごみの処理手数料は、粗大ごみの収集・運搬・処理に関する費用の一部を受益者である市民が負担するものであるが、かかる経費についても消費税増税や物価の変動があることを考えると、手数料に変動がない場合には市の経済的負担が膨らむと考えられる。

また、品目についても旧来のままであると、現状において判断がつきにくく処理手数料の判別が煩雑となり、認識相違によって手数料に過不足が生じる可能性もある。

他自治体における品目の整理方法や処理手数料の金額設定について調査を行ったうえで、これらについて検討を行うことが望ましい。

カ. 地域環境活動等支援事業

<事業概要>

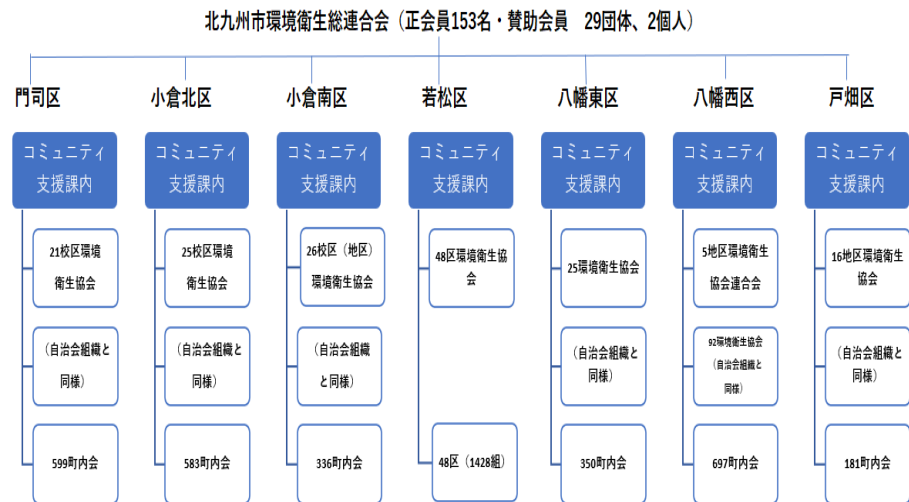
事業概要	地域住民が自主的、率先的に行うごみステーション維持管理活動やまち美化活動を支援することで、美しいまちづくりを促進する。
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 需用費 <ul style="list-style-type: none"> ○ステーション改善（側溝蓋用） 153 千円 ○ごみステーション用ネットの購入 807 千円 ➤ 委託料 <ul style="list-style-type: none"> ○美化活動支援管理委託（北九州市環境衛生総連合会） 8,044 千円 ➤ 補助交付金 <ul style="list-style-type: none"> ○地域環境活動等支援補助金（北九州市環境衛生総連合会） 103,500 千円 ○ごみステーション管理補助金（自治体等） 1,082 千円 ○ごみステーション集積容器等設置補助金（自治体等） 926 千円
北九州市環境衛生総連合会について	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 沿革 <p>S38.10.6 北九州市五区（門司区、小倉区、若松区、八幡区、戸畑区）の衛生組織で北九州市環境衛生総連合会（任意団体）を結成</p> <p>S43.1.30 社団法人北九州市環境衛生総連合会設立総会開催（法人組織）</p> <p>S43.3.29 社団法人認可（組織の内容を充実し、団体を強化して組織的な環境衛生の整備改善、清掃、公害あるいは、公衆衛生の民間活動を北九州市が S38 月 2 月 10 日門司市、小倉市、若松市、八幡市、戸畑市の五市合併で発足したことに伴い、積極的に取り入れ、健康で文化的で郷土建設に寄与するため、従来の北九州市環境衛生総連合会を発展的に改組し、社団法人北九州市環境衛生総連合会を設立した。）</p> <p>S49.4.1 分区により小倉区が小倉北区、小倉南区になる。八幡区が八幡東区、八幡西区になる。計 7 区衛生協会（総）連合会</p> <p>H2.6.22 事務局が小倉北区井堀二丁目 1-7 北九州市保健局防疫所から小倉北区内 1-1 環境局内に移管</p> <p>H23.6.29 公益法人制度改革に伴い、北九州市環境衛生総連合会（任意団体）を設立</p> ➤ 設立の経緯 <p>旧五市の各衛生協会連合会は各区の衛生協会連合会に改組され、北九州市環境衛生総連合会に大同団結した。</p> ➤ 任意団体移行の経緯 <p>公益法人改革に伴い、当会は、各区衛生協会（総）連合会を母体とするものであり、その目的に合った活動や財政的な関係においては、北九州</p>

市と密接な連携が確保できれば、社団法人である必然性はない等の理由により、任意団体へ移行した。

➤ 役員

会長 山下 洋介 副会長 畠中 聡之 他理事 21 名 監事 2 名

➤ 組織図



※出所：市提供資料から一部抜粋

① (意見) 北九州市環境衛生総連合会への補助金について

【現状】

北九州市環境衛生総連合会に対する補助金は平成 18 年から開始されているが、当該補助金金額自体は当初より、原則各区における自治会加入世帯数に基づき総配分額を決定しており、補助金総額 103,500 千円については現在に至るまで変更はない。

<各連合会への配分額>

連合会名	金額
門司区環境衛生協会連合会	13,000 千円
小倉北区環境衛生協会連合会	19,900 千円
小倉南区環境衛生協会連合会	18,200 千円
若松区環境衛生協会連合会	9,400 千円
八幡東区環境衛生協会連合会	9,700 千円
八幡西区環境衛生協会総連合会	22,500 千円
戸畑区環境衛生協会連合会	7,300 千円
北九州市環境衛生総連合会(※)	3,500 千円
合計	103,500 千円

(※)北九州市環境衛生総連合会による雑がみ回収袋の購入予定額

当該補助金の主な目的は、市内の地域住民がごみステーション維持管理を自主的かつ率先的に行う活動や、まち美化活動に必要な物品購入を支援することであるため、その用途は以下のように多岐にわたる。

活動の種類		内容	補助金の用途
A ごみステーションの維持管理活動	美化活動	1	清掃用具、用具入れ、消毒剤の購入費用
		2	除草用具、機材、側溝の蓋、被服等の購入費用
		3	活動に必要な道具類、「環境」に関する啓発用品の購入費用
	ステーション周辺の維持管理活動	4	活動に必要な道具類、「環境」に関する啓発用品の購入費用
		5 6	看板、幟、補修工具、防鳥ネット、折りたたみ式集積ボックス、集積容器、被服他の購入費用
	防鳥ネットや折りたたみ式集積ボックス、プラ飛散防止用ネットの管理	7	看板、幟、補修工具、防鳥ネット、折りたたみ式集積ボックス、集積容器、被服他の購入費用
		8	活動に必要な道具類、「環境」に関する啓発用品の購入費用
	B ごみ出し、分別に関する指導、啓発活動	指導、啓発活動	9 10
11			活動に必要な道具類、「環境」に関する啓発用品の購入費用
ステーションでの排出指導		12	活動に必要な道具類、「環境」に関する啓発用品の購入費用
C 面的なまち美化活動	事前の準備、啓発活動	13	清掃用具、清掃用具入れ、除草、剪定用具、機材、花植用具、プランター、花植、花壇用具入れ、放流用稚魚の購入、草刈業者への委託料
		14 15	健康管理、衛星用品、被服他、文具、チラシ、看板、幟、掲示板、掲示幕、参加記念品の購入費用
	実践活動	16	参加費用（入場料等）および交通費
		17	活動に必要な道具類、「環境」に関する啓発用品の購入費用

活動の種類		内容	補助金の使途
D 不法投棄防止活動	監視、撤去、広報活動	18	被服他、パトロール用品、設置物、撤去費用、チラシ、ポスター、看板、幟、掲示板、掲示幕の購入費用
		19	
		20	
		21	「看板、掲示幕」等の作成費用、活動に必要な用具購入、活動実施費用
E 循環型社会づくり活動		22	活動用具、啓発品、チラシ、ポスター、被服他の購入費用
		23	
		24	「3R」に基づく活動実施費用
F 脱炭素社会づくり活動		25	啓発品、チラシ、ポスター、ステッカー、被服他の購入費用
		26	
		27	「脱炭素社会づくり」へつながる活動実施費用
G その他、複合的要素のある活動		28	「環境」に関するアンケートの作成、集計に係る活動実施費用
		29	会場使用料、講師費用（謝礼、旅費含む）、啓発用品購入、活動実施費用
		30	参加費（入場料等）および交通費
		31	バス代、活動実施（環境関連施設入場料のみ）費用
		32	「環境」に関するテーマで生じた物品等の購入、活動実施費用
		33	環境行事にかかる物品（啓発品含む）等の購入、開催費用
		34	活動に必要な道具類、「環境」に関する啓発用品の購入費用
		35	「環境教育」に必要となる物品等の購入、活動実施費用
		36	配付物、表示物の作成費用（印刷代、写真代、デザイン代等）
		37	活動実施費用（ポイ捨て調査、勉強会等）

※出所：市提供資料から一部抜粋

当該補助金に関して当初申請時からの使途に変更があった場合、各区における環境衛生連合会にて変更届が提出されることとなっている。特に令和3年度においても新型コロナ

ウイルス感染症の拡大に伴い、予定していた行事の中止等が発生しているため、ハンドソープ等の衛生用品の購入やチラシの作成等の用途に変更されている。当該用途の変更自体は上記の活動一覧表の範囲内であるが、必ずしも状況に応じた物品の購入とはなっておらず、予算消化のように見受けられる。

【意見】

市の人口については、昭和 54 年に 1,068,415 人とピークを迎えたものの、その後は一貫して減少し、平成 17 年には 100 万人を下回り、さらに近年では、毎年 5,000 人以上の人口減少が続いている。そのような状況において、実質的に、自治会をはじめとする市の地域住民に対する補助金の意味合いとしての北九州市環境衛生総連合会への補助金総額及び各区への配分額が平成 18 年度から変更されていないとの状況については疑問を感じざるを得ない。

この点、市の回答としては、平成 10 年からのごみ袋有料化に伴い自治会からの退会等の事象が相次いだため、自治会離れを防ぐ目的で、自治会から会員へ資源化用ごみ袋の無償配布をしたいとの要望があり、補助金の用途の一つに資源化用ごみ袋の購入を認め、ごみステーションの環境保全の為、自治会との調整を図った経緯があった為とのことである。

しかし、一般ごみあるいは資源ごみというような、いわゆる分別ごみの考え方も平成 10 年以降、市民にはある程度浸透されている中で、当該補助金総額及び内容の用途については再考する時期にあるのではないかと考えられる。

市内の地域住民がごみステーション維持管理を自主的かつ率先的に行う活動やまち美化活動に必要な物品購入を支援するという本来の目的からすれば、固定額の補助金の交付ではなく、現物支給といった方法により、補助金自体の支給を一部抑制し、本来必要と考えられる活動・事業に対して予算を配分できるように働きかけるべきではないかと考えられる。

特に、各連合会においては、市からの補助金をもとに市販の資源化用ごみ袋を売価ベースで購入している事例が散見されるが、「(10) 循環社会推進部 業務課ア. ごみ収集指定袋制実施事業」及び「(13) 環境センター ア. 事務所等維持管理事業 ③ (意見) 資源化ボランティア袋について」に記載のとおり、市の予備品等を配付することにより、補助金の削減を図ることが可能になると考えられる。

これらの観点から、北九州市環境衛生総連合会への補助金については、金額の妥当性や配分方法等を見直すことが望まれる。

(11) 循環社会推進部 施設課

ア. 工場等維持管理事業

<事業概要>

事業概要	工場等の光熱水費、管理委託費、清掃委託費、上下水道局との便益供与負担金等の維持管理経費
予算	令和3年度当初予算 1,418,995千円

※出所：市提供資料

① (結果) 設計単価の積算方法について

【現状】

施設課において、「工場薬品等選定納入に係る業務委託」の契約締結を行っている。仕様書によれば、この委託業務の主な内容は以下のとおりである。

- 排出物（排気ガス、排水、飛灰等）に含まれる規制物質を法規制値及び市が示す目標値以下にするために必要な薬品の選定、納入
- 焼却炉・ボイラの安定運転に必要と思われる薬品の選定及び納入
- 冷却塔水におけるレジオネラ属菌の抑制
- 選定納入した薬品が規定する仕様を満足しているか確認のために必要な分析と評価

一方で、市と受注者間においては、焼却量1tあたりの単価契約を行っている。特命随意契約にあたり、市は設計単価を以下のように積算している。

設計単価 (円/t)		¥ ×××		
薬品名	予定使用量	単位	設定単価	設計金額 (円)
石灰石	5,092,000	Kg	〇〇	×××
高反応消石灰	982,000	Kg	〇〇	×××
重金属安定剤	317,300	Kg	〇〇	×××
アンモニア水	387,100	Kg	〇〇	×××
～ (略) ～				
合計金額				×××

(補足) 「各薬品における予定使用量×単価」の合計金額を予定焼却量で除して、単価を算出している。

また、受注者から提出される入札金額内訳書においても、上記の表と同様の積算方法となっている。その結果、新門司、日明及び皇后崎の各工場において、市が設定した設計単価及び予定単価、受注者から提出された見積単価がすべて同額となっていた。

【指摘事項】

当該業務の主な内容は、薬品の選定・投入及び評価分析である。そのため、受注者にお

ける主なコストとしては、薬品代や人件費等であると思われることから、「薬品代（＝薬品の使用量×単価）、人件費、その他経費」といった積算を行い、焼却予定量で除した金額を見積契約単価とすべきと考えられる。

その一方で、【現状】にも記載しているとおり、市及び受注者においては、契約単価を積算にするにあたっては、「薬品の使用量×単価」となっている。

この点について、市の担当者に質問をしたところ、各薬品単価には人件費相当分等も加味されているとの回答であった。ただし、これでは、適切に積算及びその検証を行うことはできず、適切ではないと言える。

実際に、同じ薬品名において、各工場間で単価が大きくことなっているという事例も見受けられており、適切に積算されているのか疑問が生じるところである。

(例) スケール防止剤の単価

新門司工場 1,500 円/kg、日明工場 965 円/kg、皇后崎工場 670 円/kg

また、市が積算する設計単価及び予定単価と、受注者から提出される見積単価が一致していることから、市の積算方法について、受注者に推測されている可能性は否定できない。

一般に、随意契約においては、入札に比べると競争原理が働きにくいという側面がある。

ただし、随意契約は、単に相手方の選定方法についての特例を定めたものにすぎず、不利な条件（割高な価格）による契約の締結までを許容したものではない。有利な価格によって契約を締結すべきということは、競争入札であろうと随意契約であろうと全ての契約を通じて適用される不変の大原則である。

市の予定価格と受注者からの見積単価がすべて一致しているという事実を鑑みても、当該契約の条件が市にとって有利な価格と言えるか、明らかではない。

以上の観点より、今後において、設計単価の積算方法を見直すことによって、当該業務の条件が妥当であることを客観的にみても明確にしておく必要がある。

② (意見) 受注者からの報告について

【現状】

「令和 3 年度 新門司工場薬品等選定納入に係る業務委託 仕様書」に以下の記載がなされている。

(業務の報告等)

第 11 条 乙は、甲に市の指定する様式により業務の履行確認を毎月依頼すること。

2 乙は、甲に薬品等の購入量、使用量及び購入金額を毎月報告すること。

～ (後略) ～

(注) 甲…市、乙…受注者

【意見】

市は、受注者に対して、薬品等の購入量、使用量のみならず、購入金額の報告を求めている。

購入金額については、薬品の購入量に単価を乗じて算出される。この単価については、受注者から提出される「入札金額積算内訳書」等といった資料により、市側でも確認できるものであるため、これに購入量を乗じれば、購入金額を算出することができる。

そのため、そもそも購入金額を報告させることの意義について、再度見直すことが望ましい。

また、以下の薬品については、入札金額積算内訳書に予定使用量の記載があったが、薬品使用量の報告には記載がなかった。

場所	薬品名	補足説明
新門司工場	冷却水基礎投入	使用量の報告なし。
新門司工場	冷却水殺菌剤	使用量の報告なし。
皇后崎工場	特殊反応助剤	左記の薬品名ではなく、「反応助剤」の使用量が報告されていた。
皇后崎工場	活性炭 25%入り特殊反応助剤	

※出所：「入札金額積算内訳書」をもとに、監査人が一部加工

これらの薬品については、実際に使用がなかったのか、報告が漏れていたのか明らかではない状況である。

翌年度以降の設計単価の積算のためにも、適切な報告を求めることが必要である。

イ. 事務所等維持管理

<事業概要>

事業内容	各環境センター等の維持管理を行う。
予算	令和3年度当初予算 47,407千円

※出所：市提供資料

①（意見）入札不調から随意契約へ移行する場合の見積辞退について

【現状】

「令和3年度 環境センター等施設警備業務委託」及び「令和3年度 環境センター空調設備保守点検業務」において、それぞれ入札が不調に終わり随意契約への移行が行われていた。

それぞれの指名業者選定書・入札結果書を確認したところ、第1回及び第2回の入札においては複数者が入札しているが、落札者がなかったため、随意契約に移行することになった。その際、指名業者選定書・入札結果書においては、最終的に随意契約を行った入札者以外の者については「見積辞退」との文言が記載されていたが、各辞退事業者が辞退の意を示した書類は存在しない状況であった。

【意見】

現状の運用は、市の業務委託契約事務の手引きに沿ったものであるが、客観的な証拠を残すために、自署等により各事業者が辞退の意を示す書類を残すことが望ましい。

ウ. 新日明かんびん資源化センター整備・維持管理事業

<事業概要>

事業概要	市内の家庭から発生するかん・びん・ペットボトル・紙パック・トレイについて選別、圧縮等の処理を行い再資源化していた旧日明かんびん資源化センターが平成5年の稼働以来老朽化が進んでいたことから、新たに新日明かんびん資源化センターを建築し、その維持管理を行う。
実施状況	新たに建設することになる施設建物の設計・建築・維持管理業務を落札者が一括で請負う方式（DBM方式）を前提に市において総合評価一般競争入札を実施し、これに基づき平成30年10月18日に落札者が決定した。その後、落札者との契約に基づき令和3年3月までに新日明かんびん資源化センター建物の建設工事が完了し、令和3年4月1日以降は当該落札者により維持管理業務が継続している。維持管理業務については、市と落札者との間の平成31年（2019年）3月29日付「北九州市新日明かんびん資源化センター整備・維持管理事業 維持管理業務委託契約書」に基づき実行されている。 なお、当該契約の契約期間は平成53年（2041年）3月31日まで、契約金額は総額463,320,000円（税込み）である。

※出所：市提供資料

①（結果）契約書の契約期間について

【現状】

入札告示書（北九州市公告第536号）及び入札説明書の記載では落札者による維持管理業務の契約期間は平成33年4月1日から平成53年3月1日までの20年間と明示されており、実際の維持管理業務も令和3年（改元前の元号で言えば平成33年）4月1日から開始されている。また、市と落札者との間の平成31年（2019年）3月29日付「北九州市新日明かんびん資源化センター整備・維持管理事業 維持管理業務委託契約書」における契約書別紙1第3項の記載においても契約期間が「20年間」である旨の記載がある。しかしながら、当該契約書頭書第4項の契約期間欄の記載は「平成31年（2019年）3月29日から平成53年（2041年3月31日まで）」となっており、契約期間が22年間となっている。

【指摘事項】

契約書記載の契約期間は、入札公告書、入札説明書、契約書別紙1の記載と整合していないことは明らかである。また、実態としても、契約の始期とされる平成31年3月29日の時点では建物本体が未完成であるため、その維持管理業務を開始できる状況でなかったことは明らかであり、実際の維持管理業務も令和3年4月1日から開始されており、契約書の契約期間の記載は業務の実態とも整合していない。このような非整合な記載が生じた原因は、契約書の締結日が平成31年3月29日であったことから、これに合わせて契約期間の始期を同日に設定したものだと考えられるが、もとより継続的業務の委託契約において契約書の締結日と契約期間の始期は一致する必要はなく、むしろ業務の実態に合致する

よう設定すべきである。このような記載は、直ちに法令違反とまでは言えないものの、当事者の契約上の義務の範囲について誤解を生じさせるものであり、適切な契約処理ではなかったと考えられる。

そのため、契約書に記載する契約期間の始期は、上記の各書面及び業務の実態に整合するよう令和3年（平成33年）4月1日としておくべきであったと言える。

エ. 新日明工場整備運営事業

<事業概要>

事業概要	<p>本事業は、市から排出される一般廃棄物及び市の指定する産業廃棄物のうち、焼却可能な廃棄物を合理的、経済的かつ衛生的に焼却処理するために、現在稼働中の日明工場敷地内の事業用地に施設の整備を行うものである。</p> <p>本事業の実施にあたり市は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用して、効率的かつ効果的な事業方式（PFI 方式）を採用しており、同市から委託を受けた株式会社日明クリーンシステム(*1)が事業を行う。</p> <p>(*1) 地元に拠点を置く企業を中心に 8 社が出資して設立</p>																																																							
施設概要	<table border="1"> <tr> <td>工事名称</td> <td colspan="7">北九州市 新日明工場整備運営事業</td> </tr> <tr> <td>建設場所</td> <td colspan="7">北九州市小倉北区西港町 96 番地の 2</td> </tr> <tr> <td>処理方法</td> <td colspan="7">全連続燃焼式ごみ焼却炉（ストーカ式）</td> </tr> <tr> <td>処理能力</td> <td colspan="7">508 t /日（254t/日×2 炉）</td> </tr> <tr> <td>建築主</td> <td colspan="7">株式会社日明クリーンシステム</td> </tr> <tr> <td>設計・施工者</td> <td colspan="7">日鉄エンジニアリング・五洋建設特定建設工事共同体</td> </tr> </table>								工事名称	北九州市 新日明工場整備運営事業							建設場所	北九州市小倉北区西港町 96 番地の 2							処理方法	全連続燃焼式ごみ焼却炉（ストーカ式）							処理能力	508 t /日（254t/日×2 炉）							建築主	株式会社日明クリーンシステム							設計・施工者	日鉄エンジニアリング・五洋建設特定建設工事共同体						
工事名称	北九州市 新日明工場整備運営事業																																																							
建設場所	北九州市小倉北区西港町 96 番地の 2																																																							
処理方法	全連続燃焼式ごみ焼却炉（ストーカ式）																																																							
処理能力	508 t /日（254t/日×2 炉）																																																							
建築主	株式会社日明クリーンシステム																																																							
設計・施工者	日鉄エンジニアリング・五洋建設特定建設工事共同体																																																							
スケジュール	<p>The Gantt chart displays the project schedule across fiscal years from Heisei 20 (2008) to Heisei 26 (2014). Key milestones include '落札者決定 契約' (Bidder selection and contract) in Heisei 20, '設計' (Design) from Heisei 20 to Heisei 21, '解体工事' (Demolition work) from Heisei 21 to Heisei 22, '建築工事' (Construction work) from Heisei 22 to Heisei 25, and '運用' (Operation) from Heisei 25 to Heisei 26 (20 years).</p>																																																							

※出所：北九州市 新日明工場整備運営事業(株式会社日明クリーンシステム)ホームページ

①（結果）受注者の誓約事項の遵守について

【現状】

新日明工場整備運営事業 事業契約書 第 9 条 (3) において「受注者の資本金は 3 億円以上であること」が義務付けられている。しかし、受注者である株式会社日明クリーンシステムの決算公告（令和 3 年 3 月期（第 1 期）、令和 4 年 3 月期（第 2 期））を確認したところ、資本金は 6 千万円となっていた。

<新日明工場整備運営事業 事業契約書>

(受注者の誓約事項等)
第 9 条 受注者は、発注者に対し、事業期間中、次の各号に掲げる事項を維持すること

を誓約する。

- (1) 受注者が、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であること。
- (2) 受注者の本店所在地は、北九州市内であること。
- (3) 受注者の資本金は 3 億円以上であること。
- (4) 受注者の定款に、本事業を遂行することのみを目的として定めていること。
- (5) 受注者の定款に、会社法第 107 条第 2 項第 1 号に基づく株式の譲渡制限の定めを置いていること。
- (6) 受注者の定款に、会社法第 108 条第 2 項各号に定める種類株式に関する事項及び同法第 109 条第 2 項に定める株主ごとに異なる取扱いを行う旨の定めを置いていないこと。
- (7) 受注者の定款に、募集株式の割当てに関する会社法 204 条第 2 項ただし書にある別段の定め及び募集新株予約権の割当てに関する会社法 243 条第 2 項ただし書にある別段の定めを置いていないこと。
- (8) 受注者の定款に、会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会、監査役及び会計監査人を設置する旨の定めを置いていること。

※出所：市提供資料

【指摘事項】

市に確認したところ、事業収支計画において、設立当初の資本金は 6 千万円となっており、運営期間の開始となる令和 7 年度開始前までに増資を行い、資本金を 3 億円とする計画となっているとのことであった。契約書作成においてはこの最終的な計画である 3 億円を記載していたとのこと。

現状の記載では契約時に資本金が 3 億円以上であることが条件のように見受けられるため、今後は実態に合わせていつ時点の資本金であるか判断できるような記載にすべきである。また、事業収支計画に沿って、適切に増資が実行されていることを適宜確認する必要がある。

②（意見）物価変動等による対価の改定について

【現状】

「新日明工場整備運営事業 事業契約書 別紙 7 対価の算定及び支払方法」において、各業務の対価や物価変動等による対価の改定などが定められている。このうち、運営・維持管理業務に係る対価は変動部分と固定部分に分けて設定されている。当該対価について、ごみ量の変動した場合、運営固定費については、基本的に改定しないこととされているが、実処理量が計画ごみ処理量に対して著しく増加した場合は、発注者と受注者の協議によることと定められている。

<新日明工場整備運営事業 事業契約書 別紙7 対価の算定及び支払方法>

3. 物価変動等による改定

～(中略)～

(3)運営・維持管理業務に係る対価

1) ごみ量変動

運営固定費については、基本的に改定しないこととするが、実処理量が計画ごみ処理量に対して著しく増加した場合は、発注者と受注者との協議による。

運営変動費については、実処理量と落札者が提案した変動費単価の積により求めることでごみ量変動を反映させるものとする。

2) 物価変動

運営固定費及び運営変動費の構成内容ごとについて、それぞれ改定に用いる指標を設定し、改定率を乗じることで反映させるものとする。

表2 運営・維持管理業務費の改定

運営・維持管理業務費	改定の有無	
	ごみ量変動	物価変動
運営固定費	改定しない	改定する
運営変動費	改定する	改定する

※出所：市提供資料

【意見】

「実処理量が計画ごみ処理量に対して著しく増加した場合」とあるように、現状、ごみ処理量の増加に対しては改定が想定されているが、減少した際については言及されていない状況である。将来において、人口減少や技術革新等によるごみ削減等が起こることも考えられ、また、契約の公平性という観点からも、増加を想定するのであれば減少についても想定すべきであると考えられる。

そのため、著しい増減が発生した場合に備えて、契約書の内容を見直すことが望ましい。

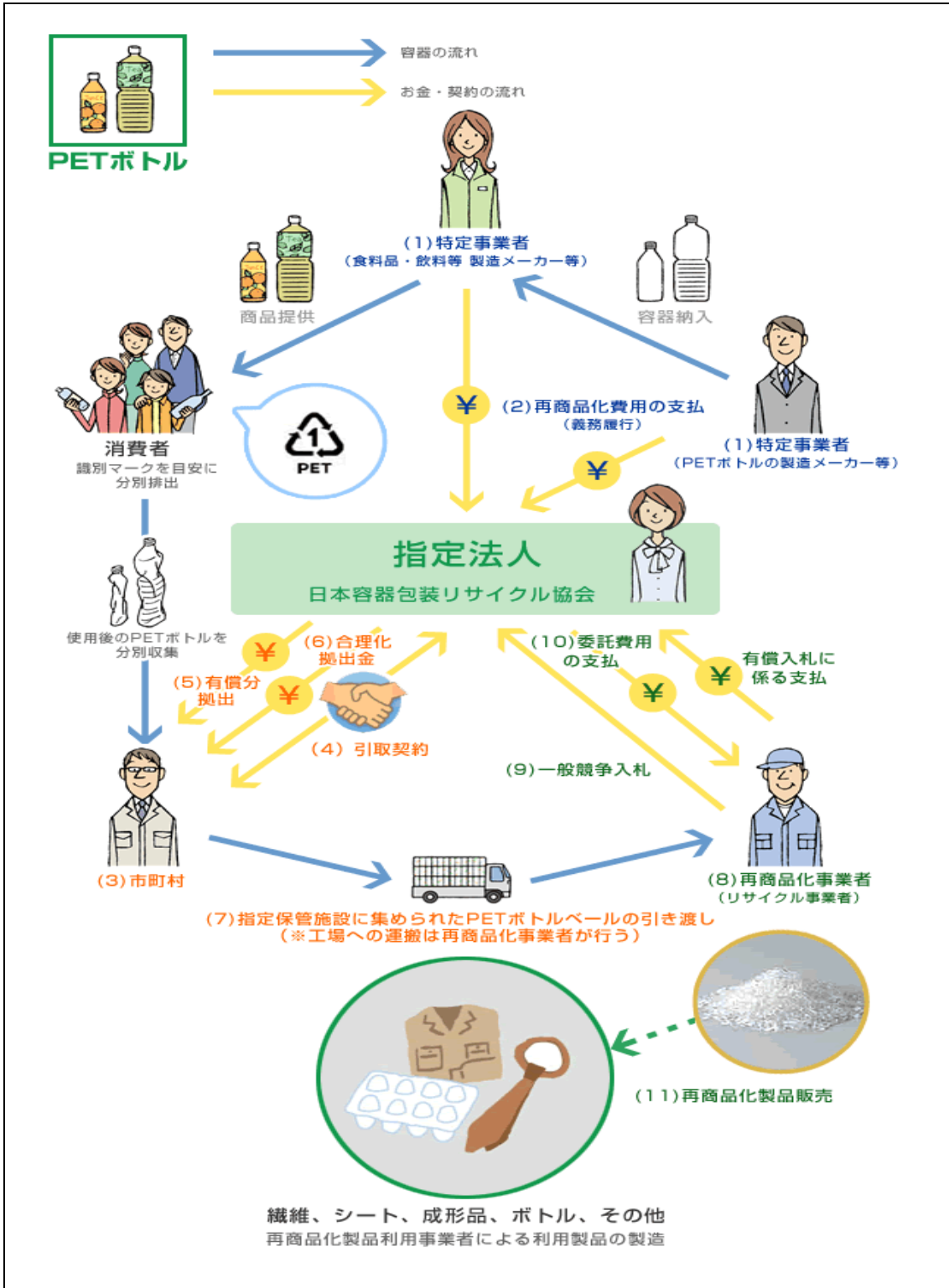
オ. 容器包装分別収集再商品化促進事業

<事業概要>

事業概要	<p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に係る法律（以下、「容器包装リサイクル法」という。）に基づき、市内の家庭から排出されるガラスびん、PET ボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装等の容器包装廃棄物を分別収集したうえで、容器包装リサイクル法所定の指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、「容器包装リサイクル協会」という。）に再商品化を委託する。容器包装リサイクル協会は、市から委託を受けた容器包装廃棄物の再商品化を入札により再商品化事業者に再商品化を委託する。</p>						
実施状況	<p>市は容器包装リサイクル協会との間で業務実施契約書及び業務実施覚書を締結し、これに基づきガラスびん（無色及び茶色以外の色）、PET ボトル、プラスチック製容器包装については容器包装リサイクル協会に再商品化を委託し、容器包装リサイクルの入札により再商品化業務を落札した事業者により、これら容器包装廃棄物を引き渡している。他方で、ガラスびん（無色及び茶色）、紙製容器包装については、容器包装リサイクル協会を通さず、市が独自に事業者を選定し有償物として売却している。</p> <p>市が容器包装リサイクル協会に対し容器包装廃棄物の再商品化を委託する場合、容器包装リサイクル協会に対し再商品化実施委託料金を支払うことになるが、近年、PET ボトルについては市を含む多くの地方公共団体分について有償入札（再処理事業者が容器包装リサイクル協会にお金を払って再商品化を受託する入札）が生じており、有償入札分については以下の計算式に基づき市に拠出金が支払われている。</p> $\text{総拠出対象金額} \times \frac{\text{市の再商品化委託単価(有償分)} \times \text{協会取引量}}{\text{各市町村の再商品化委託単価(有償分)} \times \text{協会取引量全国計}}$ <p>上記計算式に基づき令和3年度のPET ボトルの有償入札に関して、市が支払いを受けた拠出金は以下のとおりである。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">対象期間：令和3年4月から令和4年2月分</td> <td style="text-align: right;">47,216,910 円</td> </tr> <tr> <td>対象期間：令和4年3月分</td> <td style="text-align: right;">5,841,563 円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">53,058,473 円</td> </tr> </table>	対象期間：令和3年4月から令和4年2月分	47,216,910 円	対象期間：令和4年3月分	5,841,563 円	合計	53,058,473 円
対象期間：令和3年4月から令和4年2月分	47,216,910 円						
対象期間：令和4年3月分	5,841,563 円						
合計	53,058,473 円						

※出所：市提供資料、容器包装リサイクル協会ホームページ

PET ボトルに関する容器、お金・契約の流れについて、以下のとおりである。



※出所：容器包装リサイクル協会ホームページ

① (意見) 有償入札に係る拠出金について

【現状】

PET ボトルの有償入札分については、上記のとおり所定の計算式に基づき容器包装リサイクル協会から市に拠出金が支払われている。しかしながら、容器包装リサイクル法その他の関連法規には有償入札に関する定めはなく、また、市と容器包装リサイクル協会との業務実施契約書及び業務実施覚書においても有償入札が生じた場合の拠出金の計算方法、支払時期、支払方法等、その処理に関する条項は一切ない。

容器包装リサイクル協会作成の「PET ボトル等の有償入札に係る収入の市町村への拠出に関する手続きについて」においては、有償入札による収入については各市町村へ拠出することが適切であるとするのが所轄官庁の見解であるとし、これを前提に、容器包装リサイクル協会が一方的に定めた拠出手続の記載があるが、拠出金の法的性質、市の法的地位、法的権利については明確に示されていない。

市から容器包装リサイクル協会に確認したところ、拠出金は寄付金として処理をしているとのことであったが、市においては寄付金ではなく有価物売却収入として処理していることから、この点においても拠出金の法的性質が曖昧になっていることが伺える。

このように、現状の運用においては、PET ボトルの有償入札に係る拠出金は、明確な法令または契約上の根拠がないまま、容器包装リサイクル協会が一方的に指定した計算式、支払条件に基づき支払われていることになる。このような事態が生じたのは、容器包装リサイクル協会への委託による再商品化が始まった当時、有償入札が想定されていなかったことが原因であると考えられる。

【意見】

市は令和3年度だけでもPET ボトルの有償入札に係る拠出金として合計53,058,473円の支払いを受けておりその額は高額である。そうであるにも関わらず、現状の運用では、そもそも拠出金を市が受領すること自体について法令、契約等の法的根拠が存在しない状況である。また、拠出金の計算式についても、容器包装リサイクル協会が明確な法的根拠なく、一方的に指定した計算式に従っている状況である。その他、拠出金の支払時期、支払方法等についても同様である。

現状において、容器包装リサイクル協会指定の計算式や支払方法について実質的な問題が生じているわけではないが、明確な法的根拠のないまま有償入札に係る拠出金の処理を継続した場合、将来、容器包装リサイクル協会が計算式や支払方法その他の運用を一方的に変更する等の場合において法的に対応することが難しくなる。また、明確な法的根拠がない状況で市が高額の拠出金を受領することも適切とは言えない。

仮に、容器包装リサイクル協会の見解に従い拠出金を寄付金と考えるのであれば、容器包装リサイクル協会は拠出金の支払いについて何ら法的義務を負わないことになり、任意に拠出金の支払いの有無及び額を変更できることになるが、この場合の市の不利益は極めて大きいと考えられる。

拠出金が寄付金であるとするれば契約書等の法的文書により権利義務を明確にすることは難しいかもしれないが、少なくとも、容器包装リサイクル協会に対して、今後の拠出金の支払いに関して何らかの文書で確認をとる、或いは、拠出金の支払いに係る市の法的地位

について所轄官庁の見解を確認する等の対応により、できる限り安定的に拠出金の支払いを受けられるように努めることが望ましい。

②（意見）有償入札に係る拠出金の計算結果の検証について

【現状】

PET ボトルの有償入札に係る拠出金の算定式は容器包装リサイクル協会により明示されている。しかしながら、この計算式に基づき拠出金を算定する際に、その基礎となるデータについては容器包装リサイクル協会から客観的なデータは提供されておらず、市において計算結果の正確性を検証することができない。その結果、市は容器包装リサイクル協会が示す計算結果の正確性を何ら検証することなく無条件に受け入れざるを得ない状況となっている。

【意見】

前述のとおり、市が容器包装リサイクル協会から受け取る PET ボトルの有償入札に係る拠出金の額は高額であるため、その金額の正確性を市が独自に検証する必要性は高いと言える。

前述のとおり拠出金が寄付金であると考えた場合、市が容器包装リサイクル協会に検証可能なデータの提供を求めることは難しいことは否めない。しかし、拠出金が公的な資金であり、所轄官庁の見解に従い支払われるものであるから、容器包装リサイクル協会との間でデータ提供の方法、範囲についても協議をして、できる限り客観的な検証ができるよう努めることが望ましい。

③（意見）PET ボトルの再商品化の委託について

【現状】

現状、PET ボトルについては容器包装リサイクル協会に対し再商品化委託をしているが、近年、PET ボトルの資源価値が高まり有償入札が生じている状況である。なお、容器包装リサイクル法及びその他の関連法規において、容器包装廃棄物の再商品化については必ずしも容器包装リサイクル協会に再商品化を委託する法的義務はない。実際に、市においてもガラスびん（無色及び茶色）、紙製容器包装については、容器包装リサイクル協会を通さず、市が独自に事業者を選定し再商品化を委託している。

【意見】

PET ボトルについては、その資源価値の高まりにより有償での再商品化が十分期待できる状況であるため、必ずしも容器包装リサイクル協会に再商品化を委託しなくても、市が独自に有償での再商品化を委託することが期待できる。このような状況において、容器包装リサイクル協会を通じて再商品化委託をすることは効率性に疑問が生じるところであり、市が独自に再商品化事業者を選定することにより容器包装リサイクル協会から受け取る拠出金よりも高額の対価を受領できる可能性も十分に認められる。市が直接再商品化事

業者を選定するのであれば、政策的に市内業者優先措置を採用する等、容器リサイクル協会に委託する場合よりも柔軟な運用も検討できるなど附随的なメリットも認められる。

また、市は、既に、ガラスびん（無色及び茶色）、紙製容器包装について容器包装リサイクル協会を通さない形での再商品化に実績があり、PET ボトルについても同様の運用を採用することのハードルは決して高くはないものと考えられる。

市が独自に有償で再商品化を委託すれば、容器包装リサイクル協会が寄付金としての拠出金の支払い条件を一方的に変更するリスクを回避することもでき、この点においても有益であると考えられる。

そのため、今後、PET ボトルについて、容器包装リサイクル協会を通さずに独自に再商品化を実施することを検討することが望ましい。

なお、市の説明によれば、令和5年度から試験的にPET ボトルについては50%を容器包装リサイクル協会へ再商品化委託し、残りの50%について市が独自に再商品化事業者を選定し容器包装リサイクル協会を通さずに再商品化をする予定とのことである。

カ. 一般廃棄物の広域処理（他都市ごみの受入）

<概要>

<p>基本的な考え方</p>	<p>(1) 受入の枠組み ①「北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン」に基づき、地域全体の環境保全や循環型社会を推進する観点から受入 ②受入に当たっては、市施設の処理能力の余力の範囲内で実施 (2) 受入条件→「受入三原則」 ①本市のごみ処理に支障が生じるものではないこと ②本市と同等以上のリサイクル、減量努力を行うこと ③本市と一体的な地域整備に取り組む信義、信頼関係が成り立っていること (3) 受入手順 ①他都市からの依頼により、一般廃棄物の受入に係る基本協定を締結 ②毎年度、三原則への適合状況を確認したうえで、受入委託契約を締結</p>																						
<p>受入団体</p>	<p>3市5町 (直方市、行橋市・みやこ町、中間市・芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町) ▶ 直方市 H13年度～ ▶ 行橋市・みやこ町清掃施設組合 H17年度～ ▶ 遠賀・中間地域広域行政事務組合 H19年度～</p>																						
<p>受入実績</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>受入団体名</th> <th>受入種類</th> <th>R3 受入実績</th> <th>R3 受入金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">直方市</td> <td>可燃性ごみ</td> <td>17,774t</td> <td rowspan="4">約 3.7 億円/年</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ</td> <td>49t</td> </tr> <tr> <td>ペットボトル</td> <td>95t</td> </tr> <tr> <td>プラスチック製容器包装</td> <td>155t</td> </tr> <tr> <td>行橋市・みやこ町清掃施設組合</td> <td>可燃性ごみ</td> <td>26,767t</td> <td>約 5.5 億円/年</td> </tr> <tr> <td>遠賀・中間地域広域行政事務組合</td> <td>可燃性ごみ</td> <td>34,805t</td> <td>約 7.0 億円/年</td> </tr> </tbody> </table>	受入団体名	受入種類	R3 受入実績	R3 受入金額	直方市	可燃性ごみ	17,774t	約 3.7 億円/年	粗大ごみ	49t	ペットボトル	95t	プラスチック製容器包装	155t	行橋市・みやこ町清掃施設組合	可燃性ごみ	26,767t	約 5.5 億円/年	遠賀・中間地域広域行政事務組合	可燃性ごみ	34,805t	約 7.0 億円/年
受入団体名	受入種類	R3 受入実績	R3 受入金額																				
直方市	可燃性ごみ	17,774t	約 3.7 億円/年																				
	粗大ごみ	49t																					
	ペットボトル	95t																					
	プラスチック製容器包装	155t																					
行橋市・みやこ町清掃施設組合	可燃性ごみ	26,767t	約 5.5 億円/年																				
遠賀・中間地域広域行政事務組合	可燃性ごみ	34,805t	約 7.0 億円/年																				

※出所：市提供資料

①（意見）他都市からのごみ受入の処理料金について

【現状】

他都市からのごみ受入について、以下のような契約を締結している。

一般廃棄物の種類	処理料金/100kg
可燃ごみ	2,000 円

一般廃棄物の種類	処理料金/100kg
粗大ごみ	3,100 円
ペットボトル	4,200 円
プラスチック製容器包装	4,400 円

(注) 処理料金については、消費税及び地方消費税相当額を含む額

可燃ごみの処理料金については、平成 19 年度に改定した以降は変更がない。

また、粗大ごみ、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の処理料金については、受入当初（粗大ごみは平成 15 年度、ペットボトル及びプラスチック製容器包装は平成 26 年度）より変更がない。

消費税の増税時（平成 26 年 4 月より 5%から 8%に増税、令和元年 10 月に 8%から 10%に増税）においても処理料金に変更はなかった。

【意見】

現状の処理料金について、消費税込みの金額となっている。令和 5 年 10 月から開始される消費税のインボイス制度や、将来において起こりうる消費税増税に備えて、「税抜き価格プラス消費税」という処理料金にすることが望まれる。

また、昨今においては、円安や原油価格の高騰等を受けて、コークスや水道光熱費等、全面的に物価高の状況である。そのため、現状の処理料金が妥当なのかについて適時に検討し、必要に応じて料金改定を行うことが望まれる。

②（意見）ごみの受入期間について

【現状】

直方市、遠賀・中間地域広域行政事務組合、行橋市・みやこ町清掃施設組合の 3 団体との間で締結された一般廃棄物の処理に関する基本協定書第 6 条第 2 項においては、委託者である各団体が市への一般廃棄物の搬入を廃止する場合 3 カ年以上の猶予をもって書面で市に通知すると規定されている。基本協定書第 6 条第 3 項では、これにより市に損害が生じる場合は当事者協議のうえ決定するとの条項が設けられているものの、あくまで紳士条項であり、協議が不調に終わった場合に、この条項に基づき契約の継続を強制したり、賠償金の請求をなしたりすることまではできないと解されるため、法的には各団体から 3 カ年前の通知があれば一方的に搬入廃止を強いられることになる。

【意見】

ごみ処理施設の設置、維持、管理には多大なコストを要し、長期的なビジョンに基づき計画を立案する必要がある。しかしながら、各団体の事情で 3 年という短期間で一方的にごみの受入を廃止されるのであれば、市としては、各団体から支払われる処理委託料の金額や必要十分なごみ処理能力の将来予測が困難となり、長期的な視点でごみ処理施設の設置、維持、管理計画を立案することが困難になる。また、各団体にこのような契約解約権

を認めれば、相対的に市の契約交渉能力は低下することになり、受入単価改定交渉においても不利な交渉を強いられることもありうる。

そのため、今後の契約更新に際しては、他団体からの受入停止の予告期間を3年よりも長い期間に設定しておくことが望ましい。

(12) 循環社会推進部 工場（新門司工場、日明工場、皇后崎工場）

ア. 工場一般管理（各工場共通）

<事業概要>

事業目的	ごみ焼却工場の維持管理を行っている。
対象施設	新門司工場：北九州市門司区新門司3丁目79番地 日明工場：北九州市小倉北区西港町96番地の2 皇后崎工場：北九州市八幡西区夕原町2番1号
予算	令和3年度当初予算 6,506千円

※出所：市提供資料

①（結果）備品の管理不備について

【現状】

工場で管理する備品について、市から提出された備品台帳を基に、監査人が以下のとおり、現物実査を行った。

場所	実査日	備品数（※）	実査件数
新門司工場	令和4年8月31日	302点	15件
日明工場	令和4年8月23日	243点	15件
皇后崎工場	令和4年9月1日	657点	15件

※：実査日の備品台帳の点数を記載

現物実査の結果、以下の事項が見受けられた。

(a)老朽化・陳腐化した備品の存在

市が管理する備品について実査を行ったところ、現物としては存在するが、使われていない備品が散見された。例えば、取得日が古いOAソフトなど、そもそも使用不可能な備品も存在した。

場所	備品番号	品名・規格	取得価額	取得日
新門司工場	00424073	ビデオデッキ/VZ-H700B	34,335円	H10.1.28
新門司工場	00507890	ビデオカメラ/iVIS DC200	49,980円	H19.3.23
日明工場	00353485	OAソフト/フォトショップUPG版	26,250円	H17.2.10
日明工場	00353488	フラッシュメモリ メルコ RUFC256MLU2	(注1) 5,250円	H17.2.10
皇后崎工場	00346442	古紙回収箱	15,000円	H4.5.1
皇后崎工場	00494598	ビデオデッキ/パナソニック NV-FX	(注2) -円	H10.7.1

(注1) 物品管理要領では、1品の取得価額が10,000円以上のものを備品として取扱うとしている。当該物品は取得価額が10,000円未満であるが、備品として計上されている理由については不明であるとのこと。

(注2) 取得価額は不明であるとのこと。

(b)備品台帳と現物の照合

備品台帳と現物の照合は、年 1 回程度任意の時期に実施しているとのことであるが、照合結果に関する書類及び報告書が保存されていないため、照合の実施状況について確認することはできなかった。

【指摘事項】

備品の管理については「物品管理要領（会計室通知）」に定められており、使われていない物品の廃棄処理や、備品の定期検査及び結果報告が求められている。

物品管理要領に従って、定期的に備品台帳と現物との照合を行い、検査結果を報告するとともに、使用不能な備品についても適時に処分すべきである。

<物品管理要領（抜粋）>

第 1 物品管理者及び出納職員の留意すべき事項

2 出納職員及び貯蔵物品出納員

(3)出納帳簿と現品とを照合し、常に出納を正確にしておくとともに、登録されていない物品を発見したときは、直ちに物品管理者に報告すること。

第 3 備品の管理について

5 備品の定期検査及び結果報告

備品台帳と現物との照合・検査を毎年度末におこない、その結果を会計室の指示に従って報告すること。

第 6 物品の返納について

1 使用に耐えなくなった物品（使用不能物品）及び使用する必要のなくなった物品（貯蔵物品）の処理は、システムへの登録により作成した物品返納書（貯蔵物品）若しくは物品返納書（売払い）又は物品返納書（廃棄）により行うこと。

2 使用不能物品

(1) 会計規則第 91 条第 2 項に規定する市長が定めるもの（使用不能物品）とは次のものをいう。

ア 破損又は劣化した物品で、修繕による経費がかさみ使用の見込みがなく、新たに取得することが有利なもの。

イ 耐用年数の経過等により能力の低下をきたし、修繕又は改造しても使用の見込みがないもの。

イ. 日明工場

①（結果）与信管理について

【現状】

市は、廃棄物処理施設へ廃棄物を搬入する車両に対して、計量用搬入カードの交付と一般廃棄物情報管理システムへの登録を行うことにより、搬入業者の搬入車両の管理を行っている。

搬入車両のうち、自己搬入車両には登録車両（継続）と登録車両（許可）がある。

自己搬入車両	計画収集以外で市民・事業者が直接工場にごみを搬入する車両。
登録車両（継続）	自己搬入車両で、北九州市廃棄物処理施設搬入車両登録を行っており、廃棄物処理法に定める収集運搬業の許可を得ておらず、継続的に事業者自らごみを搬入している車両。
登録車両（許可）	自己搬入車両で、北九州市廃棄物処理施設搬入車両登録を行っており、廃棄物処理法に定める一般廃棄物収集運搬業の許可・産業廃棄物収集運搬業の許可を得ている事業者の車両。

※出所：市提供資料

登録車両（継続）及び登録車両（許可）については、ごみ処理手数料は後納となるため、搬入業者に対して未収入金が発生することになる。

【指摘事項】

有限会社 B の未納残高（日明工場）の推移は次のとおりである。

平成 28 年 6 月	平成 29 年 6 月	平成 30 年 6 月	令和元年 6 月
2,392,600 円	4,743,500 円	10,783,400 円	12,666,500 円
令和 2 年 6 月	令和 3 年 6 月	令和 4 年 5 月	
12,666,500 円	12,666,500 円	12,666,500 円	

※出所：市提供資料

有限会社 B については、破産手続が開始された令和元年 5 月まで、ごみ処理手数料の未納金額が回収金額を上回っているため、未納残高が増加する結果となっている。

ごみ処理手数料（後納者）受付業務マニュアルによると、滞納が発生した場合には、書面で督促を行うことになっており、ごみ処理手数料遅延者チェック表によると、市は、平成 28 年度から毎月督促状を発信している。ただし、当時から入金は遅れがちであり、会社の資金繰りが逼迫していることが窺える。

ごみ処理手数料（後納者）受付業務マニュアルには、督促状の納期限を過ぎても入金がない場合、施設課が自己搬入カードの使用を停止する旨が記載されている。また、北九州市廃棄物処理施設搬入車両登録マニュアルには登録取消基準として次のとおり定められており、今回は（2）及び（3）に該当すると考えられる。

<北九州市廃棄物処理施設搬入車両登録マニュアル>

8 登録取消基準

- (1) 申請書の記載事項に虚偽が認められた場合。
- (2) ごみ処理手数料の納付が2カ月以上遅延した場合。
- (3) 処理手数料の支払いが継続的に困難であると判断される場合。
- (4) 以下、省略。

この点、市は、自己搬入カードの使用を停止し、「1カ月分まとめ払い」から「その都度払い」に支払い方法を変更しなかったことや車両の登録取消といった対応を取らず、会社の資金繰りが逼迫していると考えられる中で取引を継続したため、最終的に12,666,500円と多額の未納金が発生するに至っている。

したがって、登録取消基準に該当するような事象が発生した場合には、債務者の状況を適切に調査し、登録取消等の適切な措置を講じるべきである。

②（意見）ごみ処理手数料の未納について

【現状】

日明工場では、令和4年5月20日時点でごみ処理手数料の未納が発生している。

未納業者名	未納金額
有限会社 A	2,900 円
有限会社 B	12,666,500 円

※出所：市提供資料

有限会社 A に対しては4回の催告（最終の催告日は平成29年8月18日）を行っているが、いずれも代表者と連絡が取れていない。市の調査（令和元年5月21日）によると、会社の所在地は抵当権の行使により売却され、すでに他の会社が営業しているとのことであり、徴収は不可能な状況とのことである。

有限会社 B については、令和元年5月10日に破産手続が開始され、令和2年7月28日に破産手続廃止の決定が確定している。

【意見】

有限会社 A については、最終の催告日から5年、市の調査から3年が経過しており、未納金の回収可能性は極めて低いと考えられる。事実上営業を停止しており、今後も再開する見込みはなく、状況に進展もないと考えられることから、地方自治法施行令第171条の5第1項（徴収停止）の適用を検討することが望ましい。なお、地方自治法施行令第171条の5第1項の規定による徴収停止の措置をとった場合には、北九州市債権管理条例第7条第1項第4号（債権放棄）により、債権の消滅事由に該当するため、不納欠損処分を行うことになる。

なお、有限会社 A に対する債権について、市は令和4年9月に不納欠損処理を行ってい

る。

一方、有限会社 B については、令和 2 年 7 月 28 日に破産手続廃止の決定が確定しており、登記簿も令和 2 年 7 月 30 日に閉鎖されているが、現時点では清算未了である。そのため、北九州市債権管理条例第 7 条第 1 項第 4 号（債権放棄）により徴収停止後 3 年の経過を待つか、或いは、消滅時効の期間（5 年）が満了したときに債権が消滅する（地方自治体第 236 条）ときのいずれかに、不納欠損処分を行うことが望ましい。

<地方自治法施行令>

（徴収停止）

第 171 条の 5 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難または不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くな
く、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認め
られるとき
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執
行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき

<北九州市債権管理条例>

（債権放棄）

第 7 条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、
当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金（以下この条において
「当該債権等」という。）の全部または一部を放棄することができる。

- (1) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項、会社更生法（平成 14 年法律第
154 号）第 204 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該債権等につきその
責任を免れたとき
- (2) から (3) 省略
- (4) 当該債権等について地方自治法施行令第 171 条の 5 の規定による徴収停止の措置
をとった場合において、当該措置をとった日から 3 年を経過した後においてもなお履
行させることが著しく困難または不適當であると認められるとき
- (5) 以下、省略

(13) 環境センター（新門司環境センター、日明環境センター、皇后崎環境センター）

ア. 環境センター全般に関する事項

<事業概要>

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物や産業廃棄物の処理業者や委託事業者の指導、監督 ・まち美化関連業務、廃棄物の不法投棄の取り締まり ・ごみステーションの散乱対策 ・小規模事業者への立入調査等の事業系ごみの減量化に向けた対策 ・ふれあい収集
対象施設	<p>新門司環境センター：北九州市門司区新門司3丁目78番地</p> <p>日明環境センター：北九州市小倉北区西港町24番地</p> <p>皇后崎環境センター：北九州市八幡西区夕原町2番10号</p>

※出所：市提供資料

①（結果）備品の管理不備について

【現状】

環境センターで管理する備品について、市から提出された備品台帳を基に、監査人が以下のとおり、現物実査を行った。

場所	実査日	備品数（※）	実査件数
新門司環境センター	令和4年8月31日	747点	15件
日明環境センター	令和4年8月23日	583点	15件
皇后崎環境センター	令和4年9月1日	749点	15件

※：実査日の備品台帳の点数を監査人が集計

現物実査の結果、以下の事項が見受けられた。

(a) 備品台帳と現物の不一致

市が管理する備品について実査を行ったところ、現物が確認できないものが存在した。当該資産は取得年月日が古いため、老朽化により廃棄したものと想定されるが、台帳上、廃棄が反映されていなかったと推測される。

場所	備品番号	品名・規格	取得価額	取得日
新門司環境センター	00017257	冷蔵庫/ナショナル NR-B17R1-W	56,135円	H7.3.24
新門司環境センター	00702002	OAソフト Office Personal2007	20,680円	H25.11.20
日明環境センター	00525843	テレビ/ビクターLT-P26A2	87,150円	H20.1.22
皇后崎環境センター	00330461	洗車機/カーウォッシャー CM3	184,500円	S63.7.22
皇后崎環境センター	00332814	草刈機	39,140円	H8.7.31

(b)老朽化・陳腐化した備品の存在

市が管理する備品について実査を行ったところ、現物としては存在するが、使われていない備品が散見された。例えば、取得日が古いデスクトップ PC など、そもそも使用不可能な備品も存在した。

場所	備品番号	品名・規格	取得価額	取得日
新門司環境センター	00017324	ビデオデッキ/三菱 HV-D1	38,500 円	H3.12.16
新門司環境センター	00531078	ビデオデッキ/シャープ DV-NC750	21,000 円	H20.3.12
日明環境センター	00564351	デスクトップ PC/DELL Vostro420	182,700 円	H20.3.11
皇后崎環境センター	00334353	ポラロイドカメラ/フジフィルム instax500AF	11,760 円	H13.11.12
皇后崎環境センター	00660118	ノート PC ASUS K53SD-SXBLACK	70,623 円	H24.6.28

(c)備品台帳と現物の照合

備品台帳と現物の照合は、年 1 回程度任意の時期に実施しているとのことであるが、照合結果に関する書類及び報告書が保存されていないため、照合の実施状況について確認することはできなかった。

【指摘事項】

備品の管理については「物品管理要領（会計室通知）」に定められており、使われていない物品の廃棄処理や、備品の定期検査及び結果報告が求められている。

物品管理要領に従って、定期的に備品台帳と現物との照合を行い、検査結果を報告するとともに、使用不能な備品についても適時に処分すべきである。

<物品管理要領（抜粋）>

第 1 物品管理者及び出納職員の留意すべき事項

2 出納職員及び貯蔵物品出納員

(3)出納帳簿と現品とを照合し、常に出納を正確にしておくとともに、登録されていない物品を発見したときは、直ちに物品管理者に報告すること。

第 3 備品の管理について

5 備品の定期検査及び結果報告

備品台帳と現物との照合・検査を毎年度末におこない、その結果を会計室の指示に従って報告すること。

第6 物品の返納について

1 使用に耐えなくなった物品（使用不能物品）及び使用する必要のなくなった物品（貯蔵物品）の処理は、システムへの登録により作成した物品返納書（貯蔵物品）若しくは物品返納書（売払い）又は物品返納書（廃棄）により行うこと。

2 使用不能物品

(2) 会計規則第91条第2項に規定する市長が定めるもの（使用不能物品）とは次のものをいう。

ア 破損又は劣化した物品で、修繕による経費がかさみ使用の見込みがなく、新たに取得することが有利なもの。

イ 耐用年数の経過等により能力の低下をきたし、修繕又は改造しても使用の見込みがないもの。

②（意見）芝刈り機について

【現状】

各環境センターにおいて、芝刈り機を保有しており、市民に無料貸し出しを行っている。令和3年度における保有台数及び最大同時貸し出し数は、以下のとおりである。

場所	保有台数	最大同時貸し出し数
新門司環境センター	10台	7台
日明環境センター	10台	7台
皇后崎環境センター	10台	4台

※出所：各センターにおける芝刈り機管理資料

【意見】

各センターにおいて、芝刈り機の故障やメンテナンスに備えて、多めに芝刈り機を保有しているとのことであるが、貸し出し状況を見ると、保有台数が適切なのか、疑問が生じるところである。

今後においては、以下のような観点で検証し、芝刈り機の保有台数を減らすことを検討することが望まれる。

- 各センターで管理するのではなく、3センター合わせて管理する。
それにより、予備機等の保有台数を削減することが可能になると考えられる。
- 市のホームページにおいては、原則3日間貸し出しとなっているが、実際には4日以上貸し出ししている事例が散見される。安易に4日以上貸し出すことがないように、運用を見直すべきである。
- 貸し出しについて、1日単位ではなく、半日単位にする。
それにより、例えば、午前中に返却、午後に貸し出しといったことが可能になる。

③ (意見) 資源化ボランティア袋について

【現状】

まち美化の推進を図るため、各環境センターにおいて、「まち美化ボランティア袋」及び「資源化ボランティア袋」の管理や市民センター等への配達といった業務を行っている。

なお、「まち美化ボランティア袋」は一般ごみ用、「資源化ボランティア袋」はペットボトルやかん・びん用として利用されている。

このうち、「資源化ボランティア袋」の保有及び払い出しの状況は以下のとおりである。

場所	令和3年末在庫数		令和3年度払い出し数	
	大	小	大	小
新門司環境センター	6箱	7箱	0箱	0箱
日明環境センター	21箱	19箱	0箱	0箱
皇后崎環境センター	11箱	11箱	0箱	0箱

※出所：各センターにおける資源化ボランティア袋管理資料

(注) 1箱=500百枚

【意見】

「資源化ボランティア袋」の払い出し実績がないことについて質問したところ、まち美化のごみ収集においては、再資源化できるようなきれいな状態のペットボトルやかん・びんがないため、ペットボトルやかん・びんについても一般ごみと同様に「まち美化ボランティア袋」において回収されるとのことであった。

今後においても、「資源化ボランティア袋」の払い出し見込みがないようであれば、「(10) 循環社会推進部 業務課 カ. 地域環境活動等支援事業 ① (意見) 北九州市環境衛生総連合会への補助金について」に記載している北九州市環境衛生総連合会等への配付を行うことを検討すべきである。

それによって、当該袋の管理をする工数が削減できるとともに、北九州市環境衛生総連合会への負担金支出も削減することが可能となると考えられる。

④ (意見) 車両実績報告書について

【現状】

各環境センターにおいて、環境センターにおける活動に利用する車両を「車両実績報告書」という、各車両の稼働日数、走行距離及び燃費を月次単位で確認することが可能となる資料を作成している。

皇后崎環境センターにおける当該資料の令和4年3月分において、計算式が誤っていたことから当月の走行距離がマイナスとなっている車両が1件あったが、修正をされることなく担当者及び上長(係長、副所長)の確認に基づく押印が行われていた。

【意見】

当該資料による数値が市における決算財務数値を構成することはないと考えられるが、センターにおける業務の効果性及び経済性を判断するうえで、市議会に提出される資料となることも考えられるため正確な資料を作成することが必要である。

また、誤った内容のまま上長による確認が行われていることからチェック体制が形骸化していることも考えられる。当該資料の必要性や、必要であればどのように利用していくのか、といった観点を考慮したうえで、様式を変更する検討が必要である。

⑤（意見）車両の稼働について

【現状】

「車両実績報告書」では各車両の稼働日数、走行距離及び燃費を月次単位で確認することが可能となっているが、各車両の1年間の稼働実績を当該報告書より算定したところ、各環境センターにおいて利用している車両について、稼働状況が芳しくないものが存在している。

場所	担当係	車両 No.(市番)	年間 走行距離	月間 平均距離
新門司環境センター	まち美化	102	151km	12.6km
日明環境センター	資源推進	320	237km	19.8km
日明環境センター	庶務	336	376km	31.3km
日明環境センター	庶務	349	421km	35.1km
日明環境センター	庶務	332	226km	18.8km
皇后崎環境センター	廃棄指導	724	252km	21.0km

出所：車両実績報告書（各環境センター）

【意見】

各環境センターが管理を行う範囲において車両を利用することから、一定数の車両が必要となることは理解しうるが、稼働状況が芳しくない車両においても一定のメンテナンス費用等が生じることを考えると、台数を減らし、効率よくローテーション利用する等の検討を行う必要があると考えられる。

(14) 公益財団法人北九州市環境整備協会

<事業概要>

法人概要	<p>北九州市環境整備協会（以下、「北九州市環境整備協会」という。）は、浄化槽の法定検査（施設・水質）を実施することを目的に昭和 52 年 2 月に社団法人として設立された。その後、廃棄物の適正処理ならびに環境衛生に関する調査、研究、検査および相談等を通じた生活環境健全化を推進するとともに公衆衛生の向上を図り、もって地域住民の福祉の増進に寄与する事業を展開し、昭和 57 年 3 月に財団法人として改組した。平成 24 年 4 月には公益財団法人として認定を受け、現在まで事業を運営している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 法人所在地：北九州市戸畑区新池 1 丁目 2 番 1 号 ➤ 基本財産：10,000 千円 ➤ 北九州市の出捐金：3,000 千円（出捐金の割合 30.0%）
事業内容	<p>業務の範囲は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家庭ごみの収集運搬 ● 浄化槽の法定検査および放流水の水質検査 ● 簡易専用水道の法定検査および飲料水の適否検査 ● 公共用水水域水質検査 ● 各種産業廃棄物および排水の検査 ● 焼却工場のごみ質等の検査 ● 国際研修および環境教育

※出所：市提供資料から一部抜粋

①（結果）リース契約に関する会計処理について

【現状】

北九州市環境整備協会が締結した誘導結合プラズマ質量分析機器装置（ICP-MS）のリース契約について、以下のとおりである。なお、毎月発生するリース料については、賃貸借処理により会計処理を行っている。

件名	誘導結合プラズマ質量分析機器装置（ICP-MS）リース契約
契約先	日通リース&ファイナンス株式会社
契約金額	<p>総額 21,215,040 円</p> <p>（うち取引にかかる消費税及び地方消費税 1,928,640 円）</p>
契約保証金	免除
履行期間	令和 3 年 8 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日まで
契約書 （一部抜粋）	<p>（中途解約の禁止）</p> <p>第 2 条 この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできません。</p> <p>～(中略)～</p>

	<p>(物品の返還・清算)</p> <p>第 21 条 この契約がリース期間の満了または解除により終了したとき、甲は、直ちに甲の責任と負担で、物件の引き渡し完了後に生じた損傷（通常の使用及び収益によって生じた損耗並びに経年劣化を除き、甲の責任によらない事由による損傷を含む。）を原状に回復したうえ、乙の請求に従い、乙の指定する場所に返還します。</p> <p>～(中略)～</p> <p>(費用負担等)</p> <p>第 24 条 甲は、この契約の締結に関する費用及びこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用を負担します。</p>
--	--

(注)甲：北九州市環境整備協会、乙：日通リース&ファイナンス株式会社

【指摘事項】

リース取引については、日本公認会計士協会より公表された企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」において定められており、そのうちファイナンス・リース取引はリース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引またはこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう旨定義されており、そのような要件に該当する場合には、通常の売買取引と経済的実態が何ら変わらないため、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理が要請される（「リース取引に関する会計基準」第 5 項、第 7 項）。

また、ファイナンス・リース取引についてはリース契約上の諸条件に照らしてリース物件所有権が借手に移転するか否かによって、所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リース取引に分類され、その会計処理については具体的な定めがある（「リース取引に関する会計基準」第 8 項、第 10 項～第 12 項）。

公益財団法人においても、日本公認会計士協会より「公益法人会計基準に関する実務指針（その 2）」の一部改正が公表（平成 20 年 10 月 7 日）されて、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から「リース取引に関する会計基準」を適用することになっている。

なお、実務上の煩雑性の観点から、個々のリース資産に重要性が乏しい場合は、実態がファイナンス・リース取引に該当するとしても、オペレーティング・リース取引と同様に通常の賃貸借取引として資産計上しないことができる。具体的には、「リース取引に関する会計基準に係る適用指針」第 35 項において、①リース期間が 1 年以内のリース取引、②企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のリース取引の場合においては、オペレーティング・リース取引と同様に通常の賃貸借取引として資産計上しないことができることになる。

この点について、公益法人会計基準（2008 年 4 月 11 日 内閣府公益認定委員会、最終改正 2020 年 5 月 15 日）の注解の（注 1）重要性の原則の適用（4）においても同様の規定

が存在する。

<公益法人会計基準注解>

(注1) 重要性の原則の適用について

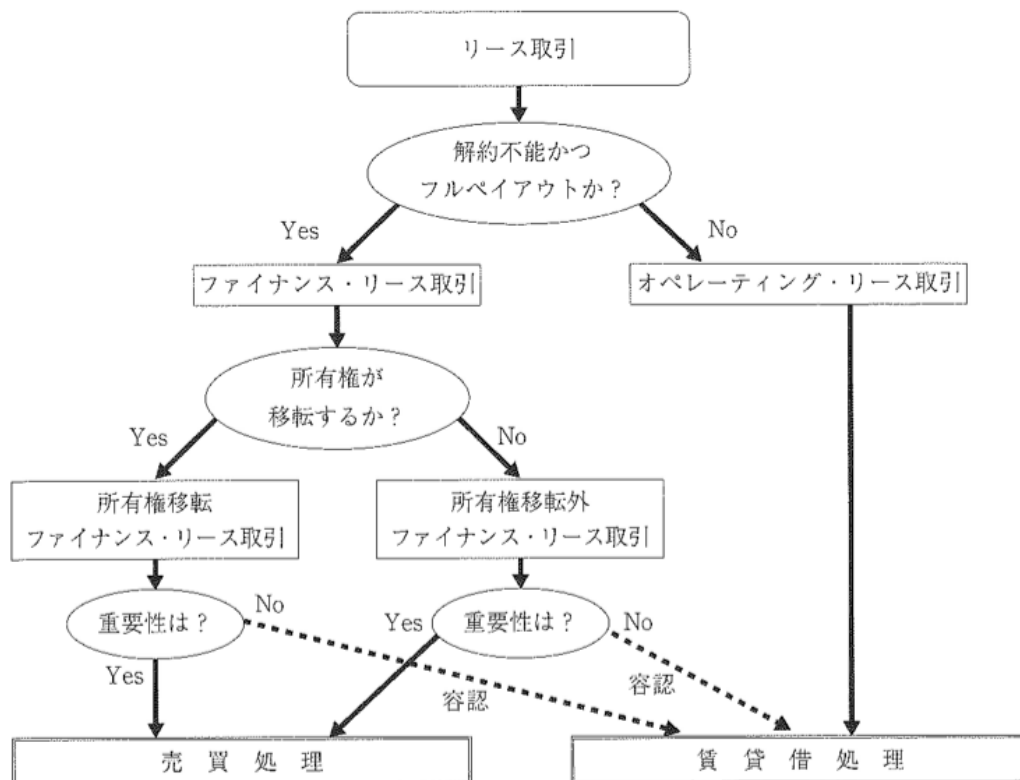
重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。

(1) ~ (3) 略

(4) ファイナンス・リース取引について、取得したリース物件の価額に重要性が乏しい場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

(5) 略

以上をまとめると、リース取引については次のように判定することになる。



重要性の乏しいリース取引として賃貸借処理が認められる場合

- ① 1物件あたりのリース料総額が固定資産計上基準以下のリース
- ② 1契約あたり300万円以下のリース
- ③ リース期間が1年以内のリース

のいずれかに該当する場合（所有権移転ファイナンス・リースの場合は①と③のみ）

当該リース取引に当てはめた場合、契約書第2条において中途解約禁止の旨が定められていることから、ファイナンス・リース取引の前段の要件を満たし、また、契約書第24条の費用負担に関しても、借借人である北九州市環境整備協会が一切の費用を負担する旨が定められていることから、同じくファイナンス・リース取引の後段の要件を満たすと判断

できる。よって、当該リース取引は「リース取引に関する会計基準」におけるファイナンス・リース取引に該当すると判断できる。

さらに、契約書第 21 条第 1 項において、賃借人は、リース期間満了後は原状回復のうえ、賃貸人に返還する旨規定されていることから、当該取引の性質は所有権移転外ファイナンス・リースに該当すると判断される。

最後に、重要性に関しては、リース契約期間は 7 年となっており、リース総額自体は 300 万円を超過した 21,215,040 円（税込）となっている。また、法人の基本財産の規模からしても重要性がないとは言えないと判断できる。

以上より、当該リース取引については重要性のある所有権移転外ファイナンス・リース取引として資産計上すべきであったと言える。

今後において、リース取引が発生した場合は上記の会計基準や注解等に従い、個別具体的かつ適切に判断すべきである。

②（意見）市からの派遣者にかかる給与負担について

【現状】

北九州市環境整備協会において、市職員の派遣の受入を行っている。

派遣者の北九州市環境整備協会における役職は、東部事業所の係長 3 名、西部事業所の係長 3 名、総務部長 1 名（令和 4 年 3 月末で派遣終了）であり、合計 7 名であった。

「公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例」によると、派遣職員の給与について、以下のように定められている。

（派遣職員の給与）

第 4 条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号)第 3 条第 4 号の職員のうち、地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。以下第 7 条までにおいて同じ。)のうち、法第 6 条第 2 項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。

(注) 下線部については、監査人が挿入した。

また、「北九州市職員の財団法人北九州市環境整備協会への派遣に関する取決め書」(平成 21 年 12 月 1 日締結)において、以下のように定められている。

（給与）

第 5 条 派遣職員の給与(退職手当を除く。)は、次により支給するものとする。

(1) 給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当は、市の関係規程を適用し、市が支給するものとする。

(2) 前号に掲げるもの以外の管理職手当、通勤手当、勤勉手当等(以下「手当等」という。)は、団体の関係規程を適用し、団体が支給するものとする。

なお、派遣職員の派遣期間中の手当等の額は、市に在籍しているものとして市の関係規程を適用した場合に得られる額を下回らないものとする。

2 派遣職員の期末手当及び勤勉手当の額の算定に当たっては、その支給基準日前の市の在職期間は団体に在職したものとみなす。

(注) 下線部については、監査人が挿入した。

つまり、派遣者に係る給与は市が負担、手当等は北九州市環境整備協会が負担することになっている。

【意見】

「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」においては、以下のよう定められている。

(職員の派遣)

第二条 任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの（以下この項及び第三項において「公益的法人等」という。）との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。

～中略～

4 前項の規定により第一項の取決めで定める職員派遣に係る職員の派遣先団体において従事すべき業務は、当該派遣先団体の主たる業務が地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有すると認められる業務である場合を除き、地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有すると認められる業務を主たる内容とするものでなければならない。

～中略～

(派遣職員の給与)

第六条 派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない。

2 派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる。

(注) 下線部については、監査人が挿入した。

「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」第六条第 1 項によると、

原則として市が給与負担をしないことになっている。

ただし、第六条第 2 項において、地方公共団体（＝市）からの委託を受けて行う業務が北九州市環境整備協会の主たる業務である場合、例外的に給与負担をすることができると定められている。そのため、今回のケースにおいて、派遣者に係る給与について、市が負担することに法的な問題はないと解釈できる。

ただし、そもそも法律においては市が給与負担をしないことが原則であるのに対して、「北九州市職員の財団法人北九州市環境整備協会への派遣に関する取決め書」では、一律に市が給与（手当等を除く）を負担することが定められている。

この点について、公金が使用される以上、自動的に一律支給をすることが適切か、という問題が生じることになる。今回の事例においては、総務部長は法人全体に関する業務を行っていることから、市が給与負担することの合理性については疑問が生じるところである。もし仮に、派遣先において、市と全く関係のない業務に派遣職員を従事させた場合でも、市が給与負担するということが起こりえると考えられる。

そのため、取決め書において、全額支給を当然と定めるのではなく、個々の職員の業務内容等に応じて、一部支給を可能とする運用の方が望ましいと言える。

当該論点については、過去に他の自治体において住民訴訟や住民監査請求がなされていることから、給与負担の在り方について改めて整理し、市の条例や取決め書の内容について見直しを検討することが望まれる。

③（意見）市からの車両貸与について

【現状】

令和 4 年 3 月 18 日時点において、市は以下の車両を北九州市環境整備協会に対して、無償で貸し付けている。

No	車種	車両番号	使用の本拠
1	中型塵芥機械車	88 や 3930	東部事業所
2	中型塵芥機械車	800 は 15	東部事業所
3	中型塵芥機械車	88 や 3936	西部事業所
4	中型塵芥機械車	800 は 16	西部事業所
5	中型塵芥機械車	800 は 84	西部事業所
6	中型塵芥機械車	830 さ 750	西部事業所
7	中型塵芥機械車	830 す 753	西部事業所
8	小型塵芥機械車	800 さ 1595	西部事業所
9	中型塵芥機械車	800 は 151	東部事業所
10	軽ダンプ	41 さ 4647	東部事業所
11	中型塵芥機械車	830 さ 130	東部事業所
12	小型塵芥機械車	830 さ 305	東部事業所
13	小型塵芥機械車	830 さ 311	東部事業所

No	車種	車両番号	使用の本拠
14	中型塵芥機械車	830 さ 329	東部事業所
15	小型塵芥機械車	830 さ 131	東部事業所
16	小型塵芥機械車	830 た 117	東部事業所
17	小型塵芥機械車	830 セ 310	西部事業所
18	小型塵芥機械車	800 と 777	西部事業所
19	小型塵芥機械車	800 さ 1237	西部事業所
20	小型塵芥機械車	800 す 3868	西部事業所
21	小型塵芥機械車	800 は 912	西部事業所

※出所：塵芥機械車使用貸借契約書 別表（令和4年3月18日）

なお、自動車重量税や自動車損害賠償等の必要な経費は、北九州市環境整備協会の負担としている。

【意見】

市から北九州市環境整備協会に対して、車両を無償にて貸与している背景としては、以下が挙げられる。

- 従来、市が行っていたごみ収集業務について、外部に業務委託するようになった。そのため、市が所有していた車両が不要になったため、貸与している。
- 無償貸与とすることにより、業務委託の金額を減らすことができる。

この点について、市自らが当該車両を利用する見込みがないのであれば、北九州市環境整備協会等の外部に売却することが望ましい。そうすることによって、財源を確保することができるとともに、貸与車両を管理する手間も省くことも可能となる。

また、北九州市環境整備協会側においても、自ら車両を所有することにより、買い替え等に関する中長期的な計画を立てることができると考えられる。

④（意見）部門別損益について

【現状】

北九州市環境整備協会における過去2年間の部門別損益は以下のとおりである。

なお、令和元年度のみ、部門別損益を作成していない。

（単位：千円）

項目	廃棄物適正 処理事業	環境検査 分析事業	共通	法人会計	合計
令和2年度 当期一般正味財産増減額	22,954	△20,051	2	△467	2,438
令和3年度	21,067	△16,974	2	△1,555	2,539

当期一般正味財産増減額					
-------------	--	--	--	--	--

※出所：正味財産増減計算書内訳表

また、令和3年度において、各事業の収益（＝売上）に対する市からの受託事業が占める割合は以下のとおりである。

項目	廃棄物適正処理事業	環境検査分析事業
事業収益（A）	702,952 千円	110,389 千円
上記のうち、市の受託事業（B）	702,952 千円	27,066 千円
割合（B） / （A）	100.0%	24.5%

※出所：正味財産増減計算書内訳表、北九州市環境整備協会提供資料

廃棄物適正処理事業はすべて市からの受託事業であるのに対して、環境検査分析事業の売上先は、大半（令和3年度においては75.5%）が民間向けという状況である。

【意見】

過去2年間の数値を見る限り、廃棄物適正処理事業は黒字であるのに対して、環境検査分析事業は赤字が続いている。すなわち、環境検査分析事業の赤字を廃棄物適正処理事業で補填しているという状況である。

環境検査分析事業においては、民間事業者等との競争が激しいといった要因はあるが、そのような環境下でも、黒字になるように尽力（例えば、値上げ、業務の効率化、検査内容の取捨選択等）すべきであると言える。

この点について、北九州市環境整備協会の担当者にお伝えしたところ、理事会でも議論しており、令和4年度の環境検査分析事業の損益状況は改善する見込みとのことであった。

(15) 平成 14 年度北九州市包括外部監査の Follow

平成 14 年度包括外部監査の措置状況について、現状を確認したところ、以下のとおりであった。

論点	(当時における)措置	現状 (今回の調査結果)
ごみ処理手数料【施設課】		
<p>市と業者との現金受け渡し記録である「夜間受付業務報告書」については、現金受け渡しの重要な証拠書類となることから、訂正履歴が明確に分かるような、訂正不能な筆記用具での記載としておく必要がある。</p>	<p>平成 15 年 3 月 19 日付けで「夜間受付業務報告書」の様式を 3 工場（新門司工場/日明工場/皇后崎工場）で統一し、訂正不能な筆記用具等での記載とした。</p> <p>さらに、様式の変更およびその趣旨について関係者に周知徹底を行った。</p>	<p>令和 3 年度において、新門司工場において「現金管理表（従前の「夜間受付業務報告書」に相当するもの）」のファイル一式を検討した結果、全てボールペン書きになっていること及び訂正を行った箇所については二重線にて取り消しのうえ、担当者による押印がなされていることを確認した。</p> <p>また、担当者に対して状況確認を行ったところ、当該現金管理表の記載方法について周知徹底を図っているとの回答を得た。</p>
<p>業務開始時および終了時における市と業者との現金受け渡しにおいては、責任範囲を明確化する必要があるため、両者の確認印を押印できる様式にする必要がある。</p>	<p>平成 15 年 3 月 19 日付けで「夜間受付業務報告書」の様式を 3 工場（新門司工場/日明工場/皇后崎工場）で統一し、業務開始時および業務終了時における「現金引き渡しの確認印」欄を設定し、実施している。</p>	<p>令和 3 年度において、新門司工場において「現金管理表（従前の「夜間受付業務報告書」に相当するもの）」のファイル一式を検討した結果、業務開始時および終了時における「現金引き渡しの確認印」欄がある様式となっていることを確認した。</p> <p>また、ファイルのすべての「現金管理表」について、押印漏れがないことを確認した。</p>

論点	(当時における)措置	現状 (今回の調査結果)
国際協力事業【環境国際戦略課】		
<p>財団法人北九州国際技術協力協会(現 公益財団法人北九州国際技術協力協会)の北九州国際協力人材バンク運営業務委託契約について、特命随意契約が締結されていた。北九州市委託業務要綱第 9 条第 5 項においては、随意契約を締結する場合には、適正な事務処理を図るため、別に定める確認書に基づき、各契約主管課において事前確認を行う旨規定されているが、当該特定随意契約につき、事前確認表が作成されていなかった。</p>	<p>契約規則および委託業務要綱に基づいて適正に処理するよう、周知徹底を図った。</p> <p>また、平成 14 年度の随意契約による委託契約に関しては、すべて事前確認表を作成している。</p>	<p>環境国際戦略課における令和 3 年度分の随意契約についてはすべて事前確認表が作成されており、各契約主管課にて確認を実施したうえで随意契約に至っていることを確認した。</p> <p>また、担当者に対して状況確認を行ったところ、契約規則及び委託業務要綱に基づき適正に書類を作成することについて周知徹底を図っていると回答を得た。</p>
<p>事業者が補助金の交付を受ける場合は、北九州市補助金等交付規則第 5 条に基づき、補助事業の経費の配分、経費の使用方法等、当該補助事業の遂行に関する計画や金額およびその算出の基礎に関する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。財団法人地球環境戦略研究機関(現 公益財団法人地球環境戦略研究機関)北九州事務所に対する補助金について、平成 14 年 3 月の追加交付の際の申請額の内容につき、一部、計算根拠等に関する資料が十分に整備され</p>	<p>財団法人地球環境戦略研究機関(現 公益財団法人地球環境戦略研究機関)に対する指導を行うとともに、市においては、補助金交付決定の際には必要な資料が整備されていることを確認するように周知徹底を行った。</p> <p>また、平成 13 年度追加補助の計算根拠については財団法人地球環境戦略研究機関(現 公益財団法人地球環境戦略研究機関)に対し直ちに提出を求め、提出された計算根拠が妥当であることを確認した。</p>	<p>令和 3 年度における公益財団法人地球環境戦略研究機関に対する補助金業務について、計画策定時の経費見積明細にて各科目における計算根拠が適切に示され、内容につき不十分な点がなかったことを確認した。</p> <p>また、令和 3 年度の執行実績との比較においても、一部新型コロナウイルス感染症の影響で、旅費交通費の実績が減少している分、他の費目への配分が見られたものの、特定の費目に偏ったものではなく、通常の補助事業の活動範囲内であることを確認できた。</p>

論点	(当時における)措置	現状 (今回の調査結果)
ていない状況であった。		
市環境ミュージアムに関する事務の執行【環境学習課】		
<p>管理委託業務において、点検保守作業等が外部委託業者に再委託されているが、市と「財団法人北九州市環境整備協会」との委託契約上、原則として再委託は禁止されており、やむを得ない場合、予め市当局に対して通知することとなっている。</p> <p>そのため、再委託に関する市当局への連絡文書の提出を求めたが、平成14年度においては当該通知が行われておらず、文書がないとのことであった。契約書上に記載通りの事務を行う必要がある。</p>	<p>翌年度である平成15年度以降、北九州市契約規則および北九州市委託業務要綱に基づく書面による承認を行い、今後の適正処理について周知徹底を行った。</p>	<p>令和3年度において、北九州市環境ミュージアムの管理運営業務に関する基本協定書に基づき、2021年4月1日付で指定管理者からの「事業計画書」および「再委託業務一覧」が市に提出され、当該書類に基づき同一日付にて、市長より市の環境ミュージアム管理運営業務の再委託の承認がなされていることを確認できた。</p>
環境シンポジウム負担金について【環境局全般】		
<p>平成14年度における第11回地球温暖化アジア太平洋地域セミナー・シンポジウムへの負担金について、一部の項目である謝金については消費税の対象となる恐れのある支出項目であるにも関わらず、消費税の負担後の金額にて主催者からの申請があった。</p> <p>負担金は、特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して一定の金額を支出するものをいい、精</p>	<p>負担金等の申請については、北九州市補助金等交付規則に基づき、適正な審査・調査を行うよう、職員に周知徹底を図ったところであり、今後適正な事務執行に努めることとしている。</p> <p>また、当該負担金に係る消費税の取り扱いに関して、確定した決算書を提出させ、事業目的以外に負担金が使用されていないことなどを確認した。</p>	<p>令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響で、左記のようなシンポジウムが開催される機会は少なく、したがって多額な負担金等は発生していないが、比較的少額な負担金の発生であっても、年度の経費見積りでの段階での負担金の見積りにおいて消費税負担の観点から問題のある事項は発見されなかった。</p> <p>また、市の担当者に対して状況確認を行ったところ、負担金については北九州市補助金</p>

論点	(当時における)措置	現状 (今回の調査結果)
<p>算等が行われないものである。そのため、北九州市補助金等交付規則第 6 条においてはあらかじめ、交付対象の目的や内容、金額の算定等につき調査するものとされている。そのため、内容については調査を行い、適正な事務執行を行う必要がある。</p>		<p>等交付規則に基づき、適正な審査・調査を行うよう、引き続き職員に周知徹底を図っているとのことであった。</p>
<p>物品の管理【施設課】</p>		
<p>各工場において市が所管する物品については「管理台帳」にて管理がなされ、随時現物との照合が行われている状況であり、当該物品につきその用途に基づき効率的に使用がなされる観点からも、市において物品管理要領に常に関係帳簿との照合・検査がなされる旨規定されている。</p> <p>しかし、平成 10 年度における新工場設立の際における一部物品の除却が実施された影響で、平成 14 年度における皇后崎工場の管理台帳のうち、一部、現物との照合ができない物品が発見されていた。</p>	<p>皇后崎工場における事務所等および工場棟の設備台帳について実態調査中であり、平成 15 年 6 月末を目途に事務処理を完了する予定である。</p> <p>また、不要物品の処理についても、今後遺漏のないように処理する。</p>	<p>「(12) 循環社会推進部 工場(新門司工場、日明工場、皇后崎工場)ア. 工場一般管理(各工場共通)①(結果)備品の管理不備について」及び「(13) 環境センター(新門司環境センター、日明環境センター、皇后崎環境センター)ア. 事務所等維持管理事業 ①(結果)備品の管理不備について」参照。</p> <p>令和 3 年度における管理台帳と現物の照合においても、一部不備が発見されている。</p>

※出所：市のホームページに掲載されている平成 14 年度包括外部監査に関する「指摘事項措置状況報告書」を基に、監査人が加筆した。

各論点について概ね改善されていたが、「物品の管理」については引き続き改善を図る必要があると認められた。

以 上